

に要する経費として社会通念上相当である。

(c) . しかし、平成16年4月17日の「ドラッグ エバグリーン」に対する8297円(乙Cヨ6の2)、同月21日の「オークワ」に対する雑貨代315円(乙Cヨ6の4)、同月22日の雑貨代210円(乙Cヨ6の6)、同年5月16日の「スーパーエバグリーン」に対する1万1169円(乙Cヨ6の11)、同年6月7日の「ドラッグ エバグリーン」に対する8837円(乙Cヨ6の17)、同年7月23日の「エバグリーン」に対する5943円(乙Cヨ6の21)、同年8月16日の「エバグリーン」に対する5453円(乙Cヨ6の25)、同年11月11日の「スーパーエバグリーン」に対する2916円(乙Cヨ6の31)、同年12月1日の「ジップ・ドラッグ東洋」に対する9946円(乙Cヨ6の33)、同日の「スーパーエバグリーン」に対する7110円(乙Cヨ6の34)、同月9日の「コーナン商事株式会社」に対する3980円(乙Cヨ6の36)、同月14日の「100円ショップシルク」に対する420円(乙Cヨ6の39)、同月16日の「100円ショップシルク」に対する105円(乙Cヨ6の41)、平成17年1月14日の「エバグリーン」に対する1万2279円(乙Cヨ6の46)、同年3月9日の「コーナン商事株式会社」に対する4366円(乙Cヨ6の51)、同月14日の「スーパーエバグリーン」に対する2977円(乙Cヨ6の52)の合計8万4323円、同年4月8日の「スーパーエバグリーン」に対する5427円(乙Cヨ1の1)、同月9日のローソンに対する1万円(乙Cヨ1の3)、同月26日の「オークワ」に対する雑貨代210円(乙Cヨ1の5)、同年5月28日のローソンに対する1万円(乙Cヨ1の12)、同年8月ころの「オークワ」に対する雑貨代1365円(乙Cヨ1の19)、同月25日の「オークワ」に対

する雑貨代577円(乙Cヨ1の20), 同年9月5日の「オークワ」に対する雑貨代1050円(乙Cヨ1の21), 同年10月1日の「オークワ」に対する雑貨代1575円(乙Cヨ1の22), 同月25日の「オークワ」に対する雑貨代2205円(乙Cヨ1の25), 同年11月2日の「エバグリーン」に対する5920円(乙Cヨ1の27), 同月20日の「ミスタージョン株式会社 スーパーホームセンター紀ノ川店」に対する事務用品代及び日用品代4587円(乙Cヨ1の29), 同年12月9日の「株式会社コジマ」に対する2368円(乙Cヨ1の33), 同月10日に「株式会社コジマ」に対する1万0988円(乙Cヨ1の34)の合計5万6272円は, 支払内容が明らかでなく, 支払先が多様な商品を扱う店であることからすれば, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから, 政務調査費を支出することは許されない。

平成16年5月24日の「アガチス」代1406円(乙Cヨ6の13)は, 木材代であると認められ, 平成16年12月15日の「トウキョウオリキンギン7ホントンザクイリ」代274円及び「オオサカオリアカシロ7ホントンザクイリ」代210円(乙Cヨ6の40)は, 祝儀袋等代であると認められ, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから, 政務調査費を支出することは許されない。

平成17年3月30日の色紙代776円(乙Cヨ6の55)は, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから, 政務調査費を支出することは許されない。

平成17年5月11日の職員録6冊の代金5400円(乙Cヨ1の8・9)は, 同じものを6冊も購入することが, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要するとは認められないから, そのうち5

冊分4500円に政務調査費を支出した部分は違法である。

平成18年2月8日の金封代1344円(乙Cヨ1の36)、同月9日の金封代155円(乙Cヨ1の37)は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから、政務調査費を支出することは許されない。

- (d) この点、山下直也議員は、平成16年7月26日の事務用品代2700円、平成16年11月1日の事務用品代420円、支出日が不明のOA機器代3560円を支払ったと陳述する(乙Cヨ6の22・29・42, 乙Eヨ1)。しかし、その裏付けとして提出された領収証(乙Cヨ6の22・29・42)は印字が薄く、内容を判読することが不可能であるから、山下直也議員の上記陳述は、信用できない。

また、山下直也議員は、平成17年4月20日の事務用品代456円を支払ったと陳述する(乙Eヨ1)。しかし、その裏付けとして提出された領収証(乙Cヨ1の4)には、「ボード」代と記載され、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから、政務調査費を支出することは許されない。

他方、原告らは、スペアキー(乙Cヨ6の7)、ホース及び除草剤(乙Cヨ6の8)、トイレの消臭剤及びアリの殺虫剤(乙Cヨ6の3・14)、領収書(乙Cヨ6の45)、ポCKETラジオ(乙Cヨ6の50)が、調査研究のために直接必要なものではないと主張する。しかし、これらの購入費は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当と認められるから、採用できない。

- (e) したがって、事務用品・備品購入費については、平成16年度の4万5992円(=13万2981円-8万4323円-1406

円－274円－210円－776円),平成17年度の4万0748円(=10万3019円－5万6272円－4500円－1344円－155円)が,按分割合検討の対象となる。

b 文具代について

山下直也議員は,平成16年5月7日に文具代1050円(乙Cヨ6の9),同月12日にコピー用紙代1035円(乙Cヨ6の10),同月19日に「文房創庫オーヤマ 株式会社大山」に対して1056円(乙Cヨ6の12),同年6月3日に文具代525円(乙Cヨ6の15),同月11日に「文房創庫オーヤマ 株式会社大山」に対して630円(乙Cヨ6の18),同月22日にクリアブック代1218円及びノート代268円(乙Cヨ6の19),同年9月4日に文具代473円(乙Cヨ6の27),同月21日に「文房創庫オーヤマ 株式会社大山」に対して850円(乙Cヨ6の28),同年11月26日に「文房創庫オーヤマ 株式会社大山」に対して2212円(乙Cヨ6の32),同年12月2日に「文房創庫オーヤマ 株式会社大山」に対して5785円(乙Cヨ6の35),同月14日に「文房創庫オーヤマ 株式会社大山」に対して1万1907円(乙Cヨ6の38),平成17年2月1日に「文房創庫オーヤマ 株式会社大山」に対して2376円(乙Cヨ6の48),同月7日に「文房創庫オーヤマ 株式会社大山」に対して319円(乙Cヨ6の49),同年3月16日にクリアブック代1596円及びコピー用紙代480円(乙Cヨ6の53),同月18日にクリアブック代1596円(乙Cヨ6の54)の合計3万3376円を支払った。

また,山下直也議員は,平成17年4月8日に「文房創庫オーヤマ 株式会社大山」に対して2740円(乙Cヨ1の2),同年5月ころに鉛筆代9450円(乙Cヨ1の6),同年11月29日に「文房創庫オ

ヤマ 株式会社大山」に対して紙製品代2016円(乙Cヨ1の30・31。なお、乙Cヨ1の30の領収証は、乙Cヨ1の31のレシートと、支払先、支払日及び支払額が同じであるから、それらに係る支払は同一のものと認められる。)の合計1万4206円を支払った。

なお、「文房創庫オーヤマ 株式会社大山」に対する支払(乙Cヨ1の2・30・31, 6の12・18・28・32・35・38・48・49)は、支払先及び支払額からすれば、事務用品又は文具の代金であると認められる。

しかし、上記支払のうち、平成16年6月3日の文具代525円(乙Cヨ6の15)は、その裏付けとして提出された領収証(乙Cヨ6の15)に手書きで「直政会」の記載があり、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから、政務調査費を支出することは許されない。

したがって、文具代については、平成16年度の3万2851円(=3万3376円-525円)、平成17年度の1万4206円が、按分割合検討の対象となる。

c. 切手代等について

山下直也議員は、平成16年4月7日に郵便料金580円(乙Cヨ7の1)、同月9日に切手代3120円(乙Cヨ7の2)、同年5月10日に切手代3200円(乙Cヨ7の3)、同年6月8日に郵便料金2640円(乙Cヨ7の4)、同年7月23日に切手代4380円(乙Cヨ7の5)、同年8月16日に切手代3040円(乙Cヨ7の6)、同年9月7日に切手代2960円(乙Cヨ7の7)、同年10月4日に切手代3280円(乙Cヨ7の8)、同年11月9日に切手代2560円(乙Cヨ7の9)、同年12月13日に郵便料金2880円(乙Cヨ7の10)、同月27日に年賀はがき代1500円(乙Cヨ7の11)、

平成17年1月13日に切手代3200円(乙Cヨ7の12), 同年2月12日に郵便料金4400円(乙Cヨ7の13), 同年3月14日に切手代2880円(乙Cヨ7の14)の合計4万0620円を支払った。

また, 山下直也議員は, 平成17年4月6日に郵便料金3200円(乙Cヨ2の1), 同年5月9日に郵便料金2800円(乙Cヨ2の2), 同月31日に切手代2000円(乙Cヨ2の3), 同年6月7日に切手代1200円(乙Cヨ2の4), 同年7月5日に切手代4000円(乙Cヨ2の5), 同月28日にはがき代5000円(乙Cヨ2の6), 同年8月9日に切手代8000円(乙Cヨ2の7), 同月25日にはがき代5000円(乙Cヨ2の8), 同年9月6日に切手代8000円(乙Cヨ2の9), 同年11月25日に郵便料金5万6925円(乙Cヨ2の10), 同日に郵便料金1万3350円(乙Cヨ2の11), 同日に郵便料金18万9210円(乙Cヨ2の12), 同日に郵便料金2万4525円(乙Cヨ2の13), 同日に郵便料金1万5000円(乙Cヨ2の14), 同月30日に切手代4000円(乙Cヨ2の15), 平成18年2月23日にはがき代7万円(乙Cヨ2の16)の合計41万2210円を支払った。

しかし, 上記支払のうち, 平成16年12月27日の年賀はがき代1500円(乙Cヨ7の11)は, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから, 政務調査費を支出することは許されない。

この点, 原告らは, まとめて購入した多額の切手代及びはがき代が調査研究のためのものではないと主張する。しかし, 上記切手代等は, 事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当

であるから、原告らの上記主張は採用できない。

したがって、切手代等については、平成16年度の3万9120円
(=4万0620円-1500円)、平成17年度の41万2210円
が、按分割合検討の対象となる。

d 固定電話使用料について

山下直也議員は、固定電話(073-423-0648)の使用料
として、平成16年4月分の1万5556円、同年6月分の1万05
82円、同年7月分の1万3035円、同年8月分の1万5323円、
同年9月分の1万2121円、同年10月分の1万4728円、同年
11月分の1万3864円、同年12月分の1万4411円の合計1
0万9620円を支払い、平成17年4月分の2万1571円、同年
5月分の1万0606円、同年6月分の1万2152円、同年7月分
の1万0822円、同年8月分の1万4641円、同年9月分の1万
4501円、同年10月分の1万0924円、同年11月分の1万0
229円、同年12月分の7337円、平成18年1月分の7001
円、同年2月分の1万1526円、同年3月分の9575円の合計1
4万0885円を支払った(乙Cヨ3の1ないし12、8の1ないし
8)。

したがって、固定電話使用料については、平成16年度の10万9
620円、平成17年度の14万0885円が、按分割合検討の対象
となる。

e ファックス使用料について

山下直也議員は、ファックス(073-436-1006)の使用
料として、平成16年4月分の3211円、同年6月分の3161円、
同年7月分の3187円、同年8月分の3069円、同年9月分の3
168円、同年10月分の3157円、同年11月分の3053円、

同年12月分の3124円、平成17年1月分の3142円、同年2月分の3203円、同年3月分の2689円の合計3万4164円を支払い、同年4月分の2753円、同年5月分の2662円、同年6月分の2662円、同年7月分の2805円、同年8月分の2683円、同年9月分の2609円、同年10月分の2787円、同年11月分の7372円、同年12月分の4437円、平成18年1月分の4383円、同年2月分の4445円、同年3月分の4804円の合計4万4402円を支払った（乙Cヨ5の1ないし12、10の1ないし11）。

したがって、ファックス使用料については、平成16年度の3万4164円、平成17年度の4万4402円が、按分割合検討の対象となる。

f 按分等について

上記(ア)の按分割合（平成16年度につき111万8497円を加えて3分の1、平成17年度につき100万5658円を加えて3分の1）のとおり、山下直也議員が、上記事務用品・備品購入費、文具代、切手代等、固定電話使用料及びファックス使用料につき、平成16年度に46万0081円（ $\equiv$ [4万5992円+3万2851円+3万9120円+10万9620円+3万4164円+111万8497円] $\times$ 1/3）、平成17年度に55万2703円（ $\equiv$ [4万0748円+1万4206円+41万2210円+14万0885円+4万4402円+100万5658円] $\times$ 1/3）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 携帯電話使用料について

山下直也議員は、携帯電話（090-4306-0467）の使用料として、平成16年4月分の3万0397円、同年5月分の2万302

4円、同年6月分の2万1165円、同年7月分の2万8933円、同年8月分の2万0586円、同年9月分の2万2756円、同年10月分の2万6930円、同年11月分の2万3739円、同年12月分の2万8414円、平成17年1月分の3万3520円、同年2月分の2万7735円、同年3月分の2万7912円の合計31万5111円を支払い、同年4月分の2万6802円、同年5月分の2万8129円、同年6月分の2万0808円、同年7月分の1万9432円、同年8月分の2万1947円、同年9月分の2万1571円、同年10月分の1万9934円、同年11月分の2万4702円、同年12月分の2万1936円、平成18年1月分の2万2951円、同年2月分の2万1350円、同年3月分の4万2289円の合計29万1851円を支払った（乙Cヨ4の1ないし12、9の1ないし12）。

そして、上記(ア)の按分割合（5分の1）のとおり、山下直也議員が、上記携帯電話使用料につき、平成16年度に6万3022円（＝31万5111円×1／5）、平成17年度に5万8370円（＝29万1851円×1／5）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 携帯電話機代について

山下直也議員は、平成17年10月13日に、携帯電話機代2万3000円、卓上ホルダ代600円及びACアダプタ代900円の合計2万4500円から1万1400円を控除した1万3100円及びその消費税655円を支払った（乙Cヨ1の23）。

そして、上記(ア)の按分割合（5分の1）のとおり、山下直也議員が、上記携帯電話機代につき、平成17年度に2751円（＝〔1万3100円＋655円〕×1／5）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) インスタントカメラ代について

山下直也議員は、平成17年7月6日にインスタントカメラ代1029円を支払った(乙Cヨ1の17)。

そして、上記(ア)の按分割合(5分の1)のとおり、山下直也議員が、上記インスタントカメラ代につき、平成17年度に206円(=1029円×1/5)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ 人件費について

(ア) 人件費の按分等について

山下直也議員の政務調査用事務所の人件費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたところ、山下直也議員は、後援会の「人件費」としても、平成16年度に221万円、平成17年度に195万円を支出した(甲ヨ3の1・2)。

したがって、後述する人件費に、上記後援会の「人件費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

(イ) 人件費の支出等について

a 雇用について

(a) 山下直也議員は、平成16年4月から同年10月までの間、辻裕子を雇用し、同人に対し、同年4月分ないし同年9月分の賃金として月額5万円、同年10月分の賃金として10万円の合計55万円を支払った(乙Dヨ9)。

(b) 山下直也議員は、平成16年11月から同年12月までの間、和田知子を雇用し、同人に対し、同年11月分及び同年12月分の賃金として月額5万円の合計10万円を支払った(乙Dヨ8の1・2)。

(c) 山下直也議員は、平成16年11月から同年12月までの間及び平成17年9月から同年12月までの間、高垣美鈴を雇用し、同人

に対し、平成16年11月分の賃金として4万円、同年12月分の賃金として7万円の合計11万円を支払い、平成17年9月分ないし同年12月分の賃金としてそれぞれ5万円の合計20万円を支払った(乙Dヨ1, 3の1ないし4, 7の1・2)。

この点、山下直也議員は、平成18年1月から同年3月までの間にも、高垣美鈴を雇用し、同人に対し、同年1月分ないし同年3月分の賃金として月額5万円を支払ったと陳述するが(乙Eヨ1)、その裏付けはないから、信用できない。

- (d) 山下直也議員は、平成17年12月から平成18年2月までの間、賃金月額10万円で、岩上勝則を雇用し、同人に対し、平成17年12月分ないし平成18年2月分の賃金として月額10万円の合計30万円を支払った(乙Dヨ2, 4の1ないし3)。

なお、岩上勝則の雇用契約書(乙Dヨ2)は、平成18年1月付けであるが、平成17年12月分の賃金(事務所手伝い費)の領収証があるから(乙Dヨ4の1)、上記のとおり同人が雇用され、賃金が支払われたと認められる。

この点、山下直也議員は、平成18年3月にも、岩上勝則を雇用し、同人に対し、同月分の賃金として10万円を支払ったと陳述するが(乙Dヨ1)、その裏付けはないから、信用できない。

- (e) 山下直也議員は、大西和子に対し、平成17年12月20日及び平成18年1月20日、事務所手伝い費用としてそれぞれ10万円の合計20万円を支払った(乙Dヨ5の1・2)。

- (f) 山下直也議員は、東山恵子に対し、平成18年2月20日、事務所手伝い費用として10万円を支払った(乙Dヨ6)。

b 按分等について

上記(ア)の按分割合(平成16年度につき221万円を加えて3分の

1, 平成17年度につき195万円を加えて3分の1)のとおりに、山下直也議員が、平成16年度に99万円(=[55万円+10万円+11万円+221万円]×1/3),平成17年度に91万6667円(=[20万円+30万円+20万円+10万円+195万円]×1/3)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 原告らは、高垣美鈴、岩上勝則、大西和子、東山恵子及び和田知子が、後援会に雇用されていたと主張する(乙Dヨ3の1ないし4, 4の1ないし3, 5の1・2, 6, 7の1・2, 8の1・2)。しかし、高垣美鈴及び岩上勝則については、雇用契約書(乙Dヨ1, 2)が存在するし、大西和子、東山恵子及び和田知子については、賃金の領収証が後援会宛てであるものの、原告らの上記主張を裏付ける具体的な証拠はなく、高垣美鈴、岩上勝則、大西和子、東山恵子及び和田知子の人件費は、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で、議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

オ まとめ

(ア) 山下直也議員は、事務所費として、平成16年度に48万7665円、平成17年度に修正前の32万9471円の政務調査費を支出したところ(別紙1),支出許容額(平成16年度につき合計114万5727円[=104万6452円+9万9275円],平成17年度につき103万9452円)を超える違法支出はない。

(イ) 山下直也議員は、事務費として、平成16年度に26万4970円、平成17年度に35万0900円の政務調査費を支出したところ(別紙1),支出許容額(平成16年度につき合計52万3103円[=46万0081円+6万3022円],平成17年度につき合計61万4030円[=55万2703円+5万8370円+2751円+206円])を

超える違法支出はない。

(ウ) 山下直也議員は、人件費として、平成16年度に37万円、平成17年度に35万円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、支出許容額(平成16年度につき99万円、平成17年度につき91万6667円)を超える違法支出はない。

(エ) よって、被告が、山下直也議員に対し、不当利得の返還を請求すべき理由はない。

(38) 山田正彦議員(以下「山田議員」という。)

ア 事務所の設置状況等について

山田議員の政務調査用事務所(和歌山県紀の川市貴志川町神戸176-1)は、自宅(同町井ノ口1052番地)とは別の場所に設置され、後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」と併設されていた(乙Bラ7, 8, Dラ1, 2, Eラ1, 弁論の全趣旨)。

なお、後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」は、紀の川市貴志川町神戸175-1に設置されていたと届出され、名刺にも同所に貴志川事務所を設置していると記載されているが(甲A5の2・3, 乙Bラ8), 山田議員は、地番が勘違いであり、政務調査用事務所に併設されていたと陳述するところ(乙Eラ1), その陳述は自然であるから、そのとおり認められる。

この点、山田議員は、後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」の活動実体がほとんどなく、後援会は選挙の時期に別の事務所を借りて活動を行っていたと陳述するが(乙Eラ1), その裏付けはないから、信用できない。

イ 事務所費について

(ア) 事務所費の按分等について

山田議員の政務調査用事務所の事務所賃料及び固定電話使用料につい

ては、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるところ、山田議員は、「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」の「事務所費」としても平成15年度に47万1965円、平成16年度に19万2400円、平成17年度に20万5680円を、後援会の「事務所費」としても、平成15年度に183万0016円、平成16年度に67万4685円、平成17年度に67万1524円を支出した（甲ラ5の1ないし3，6の1ないし3）。

したがって、後述する事務所賃料及び固定電話使用料に、「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」及び後援会の「事務所費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

また、山田議員の政務調査用事務所の電気料金及び水道料金については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるところ、山田議員は、後援会の「光熱水費」としても、平成15年度に8万1830円、平成16年度に8万1938円、平成17年度に8万5284円を支出した（甲ラ6の1ないし3）。

したがって、後述する電気料金及び水道料金に、後援会の「光熱水費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 事務所賃料及び固定電話使用料について

a 事務所賃料について

山田議員は、平成15年4月から平成18年3月までの間、協和水産株式会社代表取締役佐本春美から、「那賀郡貴志川町神戸一七六一」所在の建物の1室を「事務所」として賃料月額5万円で賃借し、協和水産株式会社に対し、平成16年4月分ないし平成18年3月分の賃料として、平成16年5月28日に5万円、同年6月28日に1

0万円、同年8月11日に5万円、同年9月30日に10万円、同年12月6日に10万円、平成17年1月17日に10万円、同年3月23日に10万円、同年6月2日に10万円、同年7月27日に10万円、同年9月30日に20万円、平成18年1月26日に10万円、同年3月17日に10万円を支払った（乙Bラ1の1ないし5、4の1ないし7、7、9、弁論の全趣旨）。

なお、平成15年4月分ないし平成16年3月分の賃料については、領収証等の証拠が提出されていないが、継続的契約に係る定額の支払であるから、山田議員は、平成15年4月から平成16年3月までの間も、毎月、賃料として月額5万円を支払ったと認められる。

b 固定電話使用料について

山田議員は、政務調査用事務所の固定電話（0736-64-0045）及びファックス用電話（0736-64-0046）の使用料として、平成16年4月12日に2010円及び3077円、同年5月10日に2208円及び3811円、同年6月10日に2116円及び2900円、同年7月12日に2145円及び3784円、同年8月10日に2051円及び6929円、同年9月10日に2000円及び2907円、同年10月12日に2019円及び3483円、同年11月10日に2528円及び3805円、同年12月10日に1992円及び3115円、平成17年1月11日に2041円及び3968円、同年2月10日に1894円及び3201円、同年3月10日に1836円及び3137円の合計6万8957円を支払い、同年4月11日に1795円及び3343円、同年5月10日に1812円及び2530円、同年6月10日に1811円及び2572円、同年7月11日に1806円及び2777円、同年8月10日に1737円及び2461円、同年9月12日に1755円及び2816円、

同年10月11日に1776円及び4302円、同年11月10日に1731円及び2294円、同年12月12日に1749円及び2580円、平成18年1月10日に1818円、同年2月10日に1771円及び2430円、同年3月10日に1809円及び4595円の合計5万4070円を支払った(乙Bラ2, 5の1・2, 8, Eラ1, 弁論の全趣旨)。

この点、山田議員は、固定電話(0736-64-0045)の使用料として平成18年1月27日に2726円を支払ったが(乙Cラ29)、これに政務調査費を支出していなかったから(乙Eラ1)、平成17年度の政務調査費を支出することは許されない。

他方、原告らは、和歌山県監査委員が固定電話使用料について言及していないから(甲A3)、山田議員は、そもそも固定電話使用料に政務調査費を支出していなかったなどと主張する。しかし、その主張を裏付ける証拠はないから、原告らの上記主張は採用できない。

c. 按分等について

上記(ア)の按分割合(平成15年4月につき19万1832円[≒230万1981円×1か月/12か月]を加えて3分の1、平成15年度[同年4月を除く。]につき211万0149円[≒230万1981円×11か月/12か月]を加えて3分の1、平成16年度につき86万7085円を加えて3分の1、平成17年度につき87万7204円を加えて3分の1)のとおり、山田議員が、上記事務所賃料及び固定電話使用料につき、平成15年4月に8万0611円(≒[5万円+19万1832円]×1/3)、平成15年度(同年4月を除く。)に88万6716円(≒[5万円×11か月+211万0149円]×1/3)、平成16年度に51万2014円(≒[5万円×12か月+6万8957円+86万7085円]×1/3)、平成17年度に5

1万0425円（ $\equiv$ [5万円 $\times$ 12か月+5万4070円+87万7204円] $\times$ 1/3）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 電気料金及び水道料金について

a 電気料金について

山田議員は、政務調査用事務所の電気料金として、平成16年5月6日に6355円、同年6月3日に4528円、同年7月1日に4869円、同年8月2日に6526円、同年9月3日に8875円、同年10月4日に7515円、同年11月1日に4901円、同年12月2日に4705円、平成17年1月4日に5195円、同年2月4日に8018円、同年3月4日に7253円の合計6万8740円を支払い、同年4月1日に7041円、同年5月2日に6310円、同年6月3日に4197円、同年7月1日に4313円、同年8月1日に5366円、同年9月2日に8362円、同年10月3日に6020円、同年11月4日に4754円、同年12月2日に4849円、平成18年1月4日に6654円、同年2月3日に8272円、同年3月3日に7386円の合計7万3524円を支払った（乙Bラ2, 5の1・2, Eラ1, 弁論の全趣旨）。

なお、平成15年4月分の電気料金については、領収証等の証拠が提出されていないが、継続的契約に係る支払であるから、平成16年度及び平成17年度の電気料金の平均額により算定するのが相当であり、山田議員は、平成15年4月に6185円（ $\equiv$ [6万8740円+7万3524円] $\div$ 23か月）を支払ったと認められる。

この点、山田議員は、平成15年4月に光熱水費として少なくとも1万円を支払ったと陳述するが（乙Eラ1）、その裏付けはないから、信用できない。

b 水道料金について

山田議員は、協和水産株式会社の代表取締役で、上記事務所建物の賃借人である佐本春美に対し、政務調査用事務所の水道料金（月額1000円）として、平成16年5月28日に1000円、同年6月28日に2000円、同年8月11日に1000円、同年9月30日に2000円、同年12月6日に2000円、平成17年1月17日に2000円、同年3月23日に2000円の合計1万2000円を支払い、同年6月2日に2000円、同年7月27日に2000円、同年9月30日に4000円、平成18年1月26日に2000円、同年3月17日に2000円の合計1万2000円を支払った（乙Bラ3の1ないし5、6の1ないし7、7、9、Eラ1、弁論の全趣旨）。

なお、平成15年4月分の水道料金については、領収証等の証拠が提出されていないが、継続的契約に係る定額の支払であったから、山田議員は、平成15年4月に少なくとも1000円を支払ったと認めるのが相当である。

この点、原告らは、水道料金が調査研究に直接必要なものではないと主張するが、上記水道料金は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

c 按分等について

上記(ア)の按分割合（平成15年4月に6819円〔 $\approx$ 8万1830円 $\times$ 1か月/12か月〕を加えた上で3分の1、平成16年度に8万1938円を加えた上で3分の1、平成17年度に8万5284円を加えた上で3分の1）のとおり、山田議員が、上記電気料金及び水道使用料につき、平成15年4月に4668円（ $\approx$ 〔6185円+1000円+6819円〕 $\times$ 1/3）、平成16年度に5万4226円（＝

[6万8740円+1万2000円+8万1938円]×1/3), 平成17年度に5万6936円(=[7万3524円+1万2000円+8万5284円]×1/3)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

山田議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費及び事務機器リース代については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたところ、山田議員は、「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」の「備品・消耗品費」としても平成17年度に4万6599円を、後援会の「備品・消耗品費」としても平成16年度に2万36825円、平成17年度に25万3307円を支出した(甲ラ5の3, 6の2・3)。

したがって、後述する事務用品・備品購入費及び事務機器リース代については、「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」及び後援会の「備品・消耗品費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

また、携帯電話使用料については、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、被告は、山田議員が携帯電話を調査研究以外に使用することはほとんどなかったと主張するが、その主張を裏付ける証拠はないから、採用できない。

(イ) 事務用品・備品購入費及び事務機器リース代について

a 事務用品・備品購入費について

山田議員は、平成16年4月5日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代250円(乙Cラ34)、同月28日に「コーヒーフレッシュ」代336円、トイレットペーパー代448円(乙Cラ35)、同年5月11日にゴミ袋代200円(乙Cラ36)、同月17日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代390円(乙Cラ37)、同日にトイレットペーパー代498円(乙Cラ38)、同日に和歌山県の職員録2冊の代金1400円(乙Cラ39)、同月24日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代180円(乙Cラ40)、同月28日に「クラシモアチュウアツ」代198円及びトイレットペーパー代378円(乙Cラ41)、同月31日に「スリムシュガー」代936円(乙Cラ42)、同年6月2日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代200円(乙Cラ46)、同月11日に「コーヒーフレッシュ」代356円(乙Cラ43)、同月14日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代200円(乙Cラ44)、同月28日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代200円(乙Cラ45)、同年7月5日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代250円(乙Cラ47)、同月20日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代250円(乙Cラ48)、同日にお茶代796円、「コントレツクス」代365円、「コーヒーフレッシュ」代316円及び金封代369円(乙Cラ49)、同年8月17日にお茶代796円(乙Cラ50)、同月21日にダンブラー代400円(乙Cラ51)、同月25日に殺虫剤代397円及びお茶代998円(乙Cラ52)、同年9月10日に「スズランコアレス」代501円及び「コーヒーフレッシュ」代207円(乙Cラ53)、同年10月28日に「AGFマリームポーション」代400円(乙Cラ54)、同年11月24日にフラットファイル代448円及び掃除機紙パック代898円(乙Cラ55)、同年12月22日に「コ

ーヒーフレッシュ」代356円(乙Cラ56), 同月27日に「スズランコアレス」代501円(乙Cラ57), 平成17年1月17日に収入印紙代2000円(乙Cラ58), 同月20日に金封369円及び「スズランコアレス」代501円(乙Cラ59), 同年2月14日に「コーヒーフレッシュ」代414円(乙Cラ60), 同年3月8日にコピー用紙, ゼムクリップ及びラックの代金4012円(乙Cラ61の1・2), 同月24日に「コーヒーフレッシュ」代356円(乙Cラ62)の合計2万2070円を支払った。

また, 山田議員は, 平成17年4月14日に「コーヒーフレッシュ」代356円及び金封代369円(乙Cラ1), 同年6月1日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代170円(乙Cラ4), 同月2日にティッシュ代298円及びトイレットペーパー代501円(乙Cラ2), 同月6日に和歌山県の職員録2冊の代金1400円(乙Cラ3), 同月9日にお茶代1098円(乙Cラ5), 同月13日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代200円(乙Cラ6), 同月20日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代150円(乙Cラ7), 同日にトイレットペーパー代501円(乙Cラ8), 同月27日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代200円(乙Cラ9), 同月30日に「コーヒーフレッシュ」代336円(乙Cラ10), 同年7月27日にお茶代588円及び金封代242円(乙Cラ11), 同年8月4日に「スリムシュガー」代624円及び「コーヒーフレッシュ」代158円(乙Cラ12), 同月8日に文具代210円(乙Cラ13), 同月22日にスケジュールボード代1480円(乙Cラ14), 同年9月8日にお茶代600円及びトイレットペーパー代501円(乙Cラ15), 同月9日に「ウェルネット株式会社」に対して4172円(乙Cラ16), 同月27日にトイレットペーパー代501円(乙Cラ17),

同年ころに、店名に「ファミリーファッション」などと記載されたレシートに係る897円(乙Cラ18)、日付が不明で店名に「ファミリーファッション」などと記載されたレシートに係る598円(乙Cラ19)、同年10月17日に「コーヒーフレッシュ」代316円(乙Cラ20)、同年12月9日に「コーヒーフレッシュ」代356円(乙Cラ21)、同月19日に一筆箋代278円(乙Cラ22)、平成18年1月9日に「チボンアジシノ」代298円、「ペアバツフェル」代288円及び「エビノリアラレ」代197円(乙Cラ23)、同月11日に切手代1万0400円(乙Cラ24)、同月17日にトイレットペーパー代501円(乙Cラ25)、同月23日に切手代2400円及び収入印紙代2000円(乙Cラ26)、同日にコピーキット代2万3625円(乙Cラ27の1・2)、同月25日にはがき代2000円(乙Cラ28)、同月30日にはがき代4500円(乙Cラ30)、同月31日に「コーヒーフレッシュ」代414円(乙Cラ31)、同年3月7日に「コーヒーフレッシュ」代356円(乙Cラ32)の合計6万4079円を支払った。

なお、平成17年9月9日の「ウェルネット株式会社」に対する4172円(乙Cラ16)は、払込票兼受領証に「カウネット担当販売店：株式会社ネットオフィス」との記載があることからすれば、事務用品代であると認められ、平成18年1月9日の「チボンアジシノ」代298円、「ペアバツフェル」代288円及び「エビノリアラレ」代197円(乙Cラ23)は、被告が菓子類であると主張しているところ、名称及び支払額からすれば、そのとおり認められる。

しかし、上記支払のうち、貴志川観光物産センターに対する、平成16年4月5日の「イタク」代250円(乙Cラ34)、同年5月17日の「イタク」代390円(乙Cラ37)、同月24日の「イタク」代

180円(乙Cラ40), 同年6月2日の「イタク」代200円(乙Cラ46), 同月14日の「イタク」代200円(乙Cラ44), 同月28日の「イタク」代200円(乙Cラ45), 同年7月5日の「イタク」代250円(乙Cラ47)及び同月20日の「イタク」代250円(乙Cラ48)の合計1920円, また, 貴志川観光物産センターに対する, 平成17年6月1日の「イタク」代170円(乙Cラ4), 同月13日の「イタク」代200円(乙Cラ6), 同月20日の「イタク」代150円(乙Cラ7)及び同月27日の「イタク」代200円(乙Cラ9), 並びに, 同年ころの「ファミリーファッション」に対する897円(乙Cラ18)及び598円(乙Cラ19)の合計2215円は, 支払先からすれば, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから, 政務調査費を支出することは許されない。

また, 平成16年5月17日の和歌山県の職員録2冊の代金1400円(乙Cラ39), 平成17年6月6日の和歌山県の職員録2冊の代金1400円(乙Cラ3)は, 同じものを2冊も購入することが, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要するとは認められないから, そのうち, それぞれ1冊分700円に政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに, 平成16年7月20日の金封代369円(乙Cラ49), 平成17年1月20日の金封369円(乙Cラ59)の合計738円, 同年4月14日の金封代369円(乙Cラ1), 同年7月27日の金封代242円(乙Cラ11)の合計611円は, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから, 政務調査費を支出することは許されない。

この点, 原告らは, トイレットペーパー(乙Cラ2, 8, 15, 17, 25, 35, 59), ティッシュペーパー(乙Cラ2), スケジュ

ールボード（乙Ｃラ１４）、ゴミ袋（乙Ｃラ３６）、掃除機の紙パック（乙Ｃラ５５）が、調査研究に直接必要なものではないと主張するが、これらの購入費は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

また、原告らは、まとめて購入した多額の切手代、はがき代及び収入印紙代が調査研究のためのものではないと主張する。しかし、上記切手代、はがき代及び収入印紙代は、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

したがって、事務用品・備品購入費については、平成１６年度の１万８７１２円（＝２万２０７０円－１９２０円－７００円－７３８円）、平成１７年度の６万０５５３円（＝６万４０７９円－２２１５円－７００円－６１１円）が、按分割合検討の対象となる。

b 事務機器リース代について

山田議員は、デジタル電子複合機のリース代として、平成１６年４月５日、同年５月６日、同年６月３日、同年７月５日、同年８月３日、同年９月３日、同年１０月４日、同年１１月４日、同年１２月３日、平成１７年１月４日、同年２月３日、同年３月３日にそれぞれ９９７５円の合計１１万９７００円を支払い、同年４月４日、同年５月６日、同年６月３日、同年７月４日、同年８月３日、同年９月５日、同年１０月３日、同年１１月４日、同年１２月５日、平成１８年１月４日、同年２月３日、同年３月３日にそれぞれ９９７５円の合計１１万９７００円を支払った（乙Ｃラ３３の１・２、６３）。

なお、原告らは、上記事務機器リース代が政務調査費の支出が許されない高額な備品（乙Ａ３）であるなどと主張するが、その代金とし

て1年間11万9700円は社会通念上相当であるから、採用できない。

c 按分等について

上記(ア)の按分割合(平成16年度につき23万6825円を加えて3分の1, 平成17年度につき29万9906円を加えて3分の1), 山田議員が, 上記事務用品・備品購入費及び事務機器リース代につき, 平成16年度に12万5079円($\div$ [1万8712円+11万9700円+23万6825円] $\times$ 1/3), 平成17年度に12万0153円($=$ [6万0553円+29万9906円] $\times$ 1/3)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 携帯電話使用料について

山田議員は, 携帯電話(090-3279-7507)の使用料として, 平成16年5月分の1万6144円, 同年6月分の1万3735円, 同年7月分の1万7259円, 同年8月分の1万6999円, 同年9月分の1万7509円, 同年10月分の1万2015円, 同年11月分の1万3295円, 同年12月分の1万3881円, 平成17年1月分の1万3241円, 同年2月分の1万3022円, 同年3月分の1万2803円, 同年4月分の1万5629円の合計17万5532円を支払い, 同年5月分の1万6309円, 同年6月分の1万7358円, 同年7月分の1万5063円, 同年8月分の1万5017円, 同年9月分の1万5582円, 同年10月分の1万3389円, 同年11月分の1万5893円, 同年12月分の1万9059円, 平成18年1月分の1万4419円, 同年2月分の1万2064円, 同年3月分の1万6930円, 同年4月分の2万0691円の合計19万1774円を支払った(乙Cラ64ないし87)。

なお, 各月分の使用料は, それぞれ前月使用分であると認められる(乙

Cラ64ないし87)。

そして、上記(ア)の按分割合(4分の1)のとおり、山田議員が、上記携帯電話使用料につき、平成16年度に4万3883円(=17万5532円 $\times$ 1/4)、平成17年度に4万7944円(=19万1774円 $\times$ 1/4)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ 人件費について

(ア) 人件費の按分等について

山田議員の政務調査用事務所の人件費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたところ、山田議員は、後援会の「人件費」としても平成16年度に96万円、平成17年度に96万円を支出した(甲ラ6の2・3)。

したがって、後述する人件費に、上記後援会の「人件費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

(イ) 人件費の支出等について

山田議員は、平成15年4月から平成18年3月までの間、業務内容を「県議会議員山田正彦事務所一般事務」、賃金を1日5000円(月額7万5000円を超えない。)、通勤手当を5000円として、宮井悦子を雇用し、同人に対し、平成15年4月分ないし平成18年3月分の賃金及び通勤手当として、月額合計8万円を支払った(乙Dラ1, 2)。

そして、上記(ア)の按分割合(平成15年度につき3分の1、平成16年度につき96万円を加えて3分の1、平成17年度につき96万円を加えて3分の1)のとおり、山田議員が、上記人件費につき、平成15年4月に2万6667円(=8万円 $\times$ 1/3)、平成15年度(同年4月を除く。)に29万3333円(=8万円 $\times$ 11か月 $\times$ 1/3)、平成16年度及び平成17年度に各64万円(=[8万円 $\times$ 12か月+96万

円] × 1 / 3) をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、被告は、宮井悦子が調査研究以外に従事していなかったと主張するが、その裏付けはないから、採用できない。

また、山田議員は、平成15年4月、多忙のため、宮井悦子に対し、5000円を支払ったと陳述するが(乙Eラ1)、その裏付けはないから、信用できない。

他方、原告らは、宮井悦子の雇用契約の業務の内容が、監理業務及び一般事務の補助であった(乙Dラ1, 2)から、調査研究に従事していなかったと主張する。しかし、宮井悦子の従事した業務に調査研究に関するものが含まれていなかったとは認められないから、原告らの上記主張は採用できない。

オ まとめ

(ア) 山田議員は、事務所費として、平成15年4月に6万円、平成15年度(同年4月を除く。)に55万円、平成16年度に70万2550円、平成17年度に76万2380円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成15年4月及び平成15年度(同年4月を除く。)に支出許容額(平成15年4月につき合計8万5279円 [= 8万0611円 + 4668円]、平成15年度[同年4月を除く。]につき88万6716円)を超える違法支出はないが、平成16年度に支出許容額合計56万6240円 (= 51万2014円 + 5万4226円) を超える13万6310円、平成17年度に支出許容額合計56万7361円 (= 51万0425円 + 5万6936円) を超える19万5019円を支出した部分は違法である

(イ) 山田議員は、事務費として、平成16年度に18万5650円、平成17年度に36万5650円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、

そのうち、平成16年度に支出許容額合計16万8962円(=12万5079円+4万3883円)を超える1万6688円、平成17年度に支出許容額合計16万8097円(=12万0153円+4万7944円)を超える19万7553円を支出した部分は違法である。

(ウ) 山田議員は、人件費として、平成15年4月に8万5000円、平成15年度(同年4月を除く。)に88万円、平成16年度及び平成17年度にそれぞれ96万円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成15年4月に支出許容額2万6667円を超える5万8333円、平成15年度(同年4月を除く。)に支出許容額29万3333円を超える58万6667円、平成16年度及び平成17年度に支出許容額各64万円を超える各32万円を支出した部分は違法である。

(エ) よって、被告は、山田議員に対し、平成15年4月分5万8333円、平成15年度分(同年4月を除く。)58万6667円、平成16年度分合計47万2998円(=13万6310円+1万6688円+32万円)、平成17年度分合計71万2572円(=19万5019円+19万7553円+32万円)の総合計183万0570円の不当利得の返還を請求すべきである。

(39) 吉井和視議員(以下「吉井議員」という。)

ア 事務所の設置状況等について

吉井議員の政務調査用事務所(和歌山県有田郡有田川町大字庄字下松山617番1)は、自宅(同町大字庄字下松山618番2)とは別の場所に、後援会である「吉井和視後援会」、政治団体「新和政策調査会」及び「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」と併設されていた(甲リ5, 乙Bリ8, 9, Eリ1, 弁論の全趣旨)。

この点、吉井議員は、「吉井和視後援会」、「新和政策調査会」及び「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」が自宅と同じ敷地内にある両親宅に設置

されていたと陳述するところ(乙Eリ1),確かに、「吉井和視後援会」,「新和政策調査会」及び「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」は,和歌山県「有田郡吉備町庄618」で届出がされていた(甲A5の2・3)。しかし,吉井議員の政務調査用事務所が設置されている建物は,地図上で,「自民党有田郡第一支部」及び「吉井かずみ(事)」と表示され,その建物の壁面には,自由民主党の国会議員のポスターが貼られ,政治活動に関する看板が設置されており,その敷地入口付近のブロック塀沿いには,「自由民主党吉備町支部」の看板,政治活動に関する看板,「吉井かずみ後援会事務所」の看板が設置され,自由民主党の国会議員のポスターが貼られていた(甲リ8の3・4,10の2)。また,吉井議員の両親宅の建物(乙Bリ9)は,地図上で,「吉井コンクリート産業(株)」及び「吉井組」と表示され(甲リ8の3),その建物には,「吉井コンクリート産業株式会社」の看板が設置され,政治活動等に関する看板やポスター等はなかった(甲リ8の1,10の1ないし4,弁論の全趣旨)。したがって,吉井議員の上記陳述は信用できない。

他方,原告らは,上記政務調査用事務所の建物に政務調査用事務所の表示がなかったから,政務調査用事務所は存在しなかったなどと主張する。

しかし,政務調査用事務所の表示がなかったからといって,これが存在しなかったと認めることはできないから,原告らの上記主張は採用できない。

イ 事務所費について

(ア) 事務所費の按分等について

吉井議員の政務調査用事務所の土地賃料については,上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるところ,吉井議員は,「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の「事務所費」としても,平成15年度に141万6201円,平成16年度に106万6897円,平成17年度に116万6578円を支出した(甲リ11の1ないし3)。

したがって、後述する土地賃料に、上記「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の「事務所費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

また、電気料金及び灯油代については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるところ、吉井議員は、「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の「光熱水費」としても、平成16年度に19万5425円、平成17年度に23万0761円を支出した（甲リ11の2・3）。

したがって、後述する電気料金及び灯油代に、上記「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の「光熱水費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

(イ) 土地賃料について

吉井議員は、平成15年4月から平成18年3月までの間、吉井議員の母である吉井時子から、和歌山県有田郡有田川町大字庄字下松山617番1の土地を事務所用地及び駐車場として、賃料月額5万円で賃借し、賃料として、平成15年4月分ないし平成17年3月分の月額5万円、同年4月分ないし平成18年3月分の月額3万円を支払った（乙Bリ1の1ないし12, 5の1ないし12, 6の1ないし11, 7ないし10, Eリ1, 弁論の全趣旨）。

なお、賃貸借契約書（乙Bリ8）では、目的物の表示が「有田郡吉備町庄618-1」と記載されているところ、吉井議員は、617番1の土地と勘違いしたと陳述する（乙Eリ1）。確かに、618番1の土地は小堀政枝が所有し（甲リ6の1・2, 7）、617番1の土地は吉井時子が所有していたから（乙Bリ10）、吉井議員の上記陳述は自然であり、

そのとおり認められる。

そして、上記ア)の按分割合(平成15年4月につき11万8017円
[$\div 141万6201円 \times 1か月 / 12か月$] を加えて4分の1, 平成
15年度[同年4月を除く。]につき129万8184円 [$\div 141万6$
201円 $\times 11か月 / 12か月$] を加えて4分の1, 平成16年度につ
き106万6897円を加えて4分の1, 平成17年度につき116万
6578円を加えて4分の1) のとおり, 吉井議員が, 上記土地賃料に
つき, 平成15年4月に4万2004円 ($\div [5万円 + 11万8017$
円] $\times 1 / 4$), 平成15年度(同年4月を除く。)に46万2046円
($\div [5万円 \times 11か月 + 129万8184円] \times 1 / 4$), 平成16年
度に41万6724円 ($\div [5万円 \times 12か月 + 106万6897円]$
 $\times 1 / 4$), 平成17年度に38万1645円 ($\div [3万円 \times 12か月 +$
116万6578円] $\times 1 / 4$) をそれぞれ超えて政務調査費を支出し
た部分は違法である。

この点, 原告らは, 政務調査用事務所の敷地が吉井議員と同居する親
族の所有であったから, その賃料に政務調査費を支出することは許され
ないと主張する。しかし, 上記ア)のとおり, 吉井議員は, 吉井時子と別
居しており, 別居する親子を経済的に一体と認めることはできないから,
原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) 電気料金及び灯油代について

a 電気料金について

吉井議員は, 契約種別が①従量電灯A, ②低圧電力の電気料金とし
て, 平成16年4月分の①5361円及び②6666円, 同年5月分
の①4362円及び②6349円, 同年6月分の①4800円及び②
6223円, 同年7月分の①6939円及び②1万4249円, 同年
8月分の①6042円及び②1万1880円, 同年9月分の①531

1円及び②9922円、同年10月分の①4806円及び②6482円、同年11月分の①4292円及び②6633円、同年12月分の①5517円及び②7883円、平成17年1月分の①5371円及び②1万1019円、同年2月分の①4584円及び②1万0469円、同年3月分の①3551円及び②8787円の合計16万7498円を支払い、同年4月分の①3593円及び②7561円、同年5月分の①2197円及び②6212円、同年6月分の①4226円及び②6161円、同年7月分の①5909円及び②9229円、同年8月分の①6896円及び②1万3488円、同年9月分の①6971円及び②1万2815円、同年10月分の①5608円及び②6454円、同年11月分の①5066円及び②6467円、同年12月分の①5585円及び②9771円、平成18年1月分の①5529円及び②1万1541円、同年2月分の①5052円及び②1万0159円、同年3月分の①5100円及び②9213円の合計17万0803円を支払った（乙Bリ2の1ないし12, 3の1ないし12, 11の1ないし12, 12の1ないし12）。

なお、一般的に、従量電灯Aは、一般家庭で使用される電気料金の形態で、低圧電力は、エアコン、業務用冷蔵庫、ポンプ、エレベーター、工場等のモーター等で使用される電気料金の形態であり、用途や使用量に応じて使い分けられるべきものであるところ、吉井議員が、従量電灯A及び低圧電力を利用したことは、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費として社会通念上相当であるから、従量電灯A及び低圧電力の電気料金に政務調査費を支出したことは許される。

b 灯油代について

吉井議員は、灯油代として、平成17年11月22日に2340円、

同年12月5日に5589円、平成18年3月ころに1404円の合計9333円を支払った（乙Bリ4の1ないし3）。

なお、原告らは、灯油代は調査研究に直接必要なものではないと主張するが、上記灯油代は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

c 按分等について

上記(ア)の按分割合（平成16年度につき19万5425円を加えて4分の1、平成17年度につき23万0761円を加えて4分の1）のとおり、吉井議員が、上記電気料金及び灯油代につき、平成16年度に9万0731円（ $\equiv [16万7498円 + 19万5425円] \times 1/4$ ）、平成17年度に10万2724円（ $\equiv [17万0803円 + 9333円 + 23万0761円] \times 1/4$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

吉井議員の政務調査用事務所の固定電話及びファックス用電話の使用料、インターネット通信費及びはがき代等については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたところ、吉井議員は、「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の「備品・消耗品費」としても、平成16年度に165万7625円、平成17年度に104万4622円を支出した（甲リ11の2・3）。

したがって、後述する固定電話及びファックス用電話の使用料、インターネット通信費及びはがき代等に、上記「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の「備品・消耗品費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法で

あるとするのが相当である。

また、携帯電話使用料については、その汎用性を考慮すれば、調査研究以外に、「吉井和視後援会」、「新和政策調査会」及び「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められることから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 固定電話及びファックス用電話の使用料、インターネット通信費及びはがき代等について

a 固定電話及びファックス用電話の使用料について

吉井議員は、①固定電話（０７３７－５２－５７２８）及び②ファックス用電話（０７３７－５２－７１７８）の使用料として、平成１６年４月分の①及び②５７３０円、同年５月分の①及び②５１６３円、同年６月分の①及び②４９０７円、同年７月分の①及び②５００８円、同年８月分の①及び②６７３７円、同年９月分の①及び②４９５６円、同年１０月分の①及び②８４１３円、同年１１月分の①及び②４９３３円、同年１２月分の①及び②５０４６円、平成１７年１月分の①及び②１万２５１６円、同年２月分の①及び②５０１６円、同年３月分の①及び②４５０７円の合計７万２９３２円を支払い、同年４月分の①及び②７１６７円、同年５月分の①及び②７１１６円、同年６月分の①及び②８５７３円、同年７月分の①及び②１万１０１１円、同年８月分の①７９３３円及び②４２４７円、同年９月分の①７７５７円及び②４２７４円、同年１０月分の①８８６７円及び②４２８２円、同年１１月分の①７８０２円及び②４２１１円、同年１２月分の①７７９２円及び②４３１３円、平成１８年１月分の①８１５０円及び②４４８９円、同年２月分の①７７９５円及び②４４９９円、同年３月分の①７８８６円及び②４５１３円の合計１３万２６７７円を支払っ

た（乙Cリ2の1ないし11，8の1ないし12，Eリ1）。

この点，原告らは，上記固定電話使用料は自宅用であると主張する。

しかし，上記固定電話は，政務調査用事務所のものであり，自宅でも受けることができたにすぎず，自宅用の電話回線も別にあったことが認められるから（乙Eリ1，弁論の全趣旨），原告らの上記主張は採用できない。

b インターネット通信費について

吉井議員は，インターネット通信費として，平成17年7月分ないし平成18年3月分の月額1974円の合計1万7766円を支払った（乙Cリ4の1ないし9）。

c はがき代等について

吉井議員は，県政報告のため，平成17年11月8日にはがき代等2万5375円を支払った（乙Cリ1，Eリ1）。

この点，原告らは，県や県議会が行う広報とは別に，議員個人が県政報告を政務調査費を支出してまで行う必要はないと主張する。しかし，上記はがき代等は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

d 按分等について

上記アの按分割合（平成16年度につき165万7625円を加えて4分の1，平成17年度につき104万4622円を加えて4分の1）のとおりに，吉井議員が，上記固定電話及びファックス用電話の使用料，インターネット通信費及びはがき代等につき，平成16年度に43万2639円（ $\div [7万2932円 + 165万7625円] \times 1/4$ ），平成17年度に30万5110円（ $= [13万2677円 + 1万7766円 + 2万5375円 + 104万4622円] \times 1/4$ ）を

それぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 携帯電話使用料について

吉井議員は、携帯電話（０９０－３０３０－９２４９）の使用料として、平成１６年４月分の２万７０１４円、同年５月分の３万０２８９円、同年６月分の１万３０５０円、同年７月分の１万１６５５円、同年８月分の１万０２１７円、同年９月分の１万２０６９円、同年１０月分の１万２３１４円、同年１１月分の１万０８６９円、同年１２月分の１万３３５０円、平成１７年１月分の１万０８８９円、同年２月分の１万５９６５円、同年３月分の１万４３９５円の合計１８万２０７６円を支払い、同年４月分の１万１４７５円、同年５月分の１万４１４０円、同年６月分の１万５１３０円、同年７月分の１万４０７３円、同年８月分の１万４５０８円、同年９月分の１万８０５５円、同年１０月分の１万５８７１円、同年１１月分の１万１４２４円、同年１２月分の１万１６６５円、平成１８年１月分の８２９５円、同年２月分の８１９０円、同年３月分の８２９５円の合計１５万１１２１円を支払った（乙Ｃリ３の１ないし１２，９の１ないし１２）。

そして、上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり、吉井議員が、上記携帯電話使用料につき、平成１６年度に３万６４１５円（ $\div 18万2076円 \times 1/5$ ）、平成１７年度に３万０２２４円（ $\div 15万1121円 \times 1/5$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) パソコン関連機器代について

吉井議員は、パソコン関連機器代として、「夢見株式会社」に対し、平成１６年５月１２日に２万４０８６円、同年９月２６日に２万１２３８円、平成１７年２月９日に２万５３４７円を支払ったと陳述する（乙Ｃリ５ないし７，Ｅリ１）。しかし、支払先がパソコン関連機器を扱っていることの裏付けはないから、吉井議員の上記陳述は信用できない。

エ 人件費について

(ア) 人件費の按分等について

吉井議員の政務調査用事務所の人件費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたところ、吉井議員は、「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の「人件費」としても、平成15年度に131万7714円、平成16年度に128万3750円、平成17年度に133万3875円を支出した（甲リ11の1ないし3）。

したがって、後述する人件費に、上記「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の「人件費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

(イ) 人件費の支出等について

吉井議員は、平成15年4月から平成18年3月までの間、政務調査用事務所で、業務内容を「事務及び調査研究補助」、賃金を月額8万円として、岡本了子を雇用し、同人に対し、平成15年4月分ないし平成18年3月分の賃金月額8万円を支払った（乙Dリ1,2の1ないし12,3の1ないし12,4の1ないし11,5）。

そして、上記(ア)の按分割合（平成15年4月につき10万9810円〔 $\div 131万7714円 \times 1か月 / 12か月$ 〕を加えて4分の1、平成15年度〔同年4月を除く。〕につき120万7905円〔 $\div 131万7714円 \times 11か月 / 12か月$ 〕を加えて4分の1、平成16年度につき128万3750円を加えて4分の1、平成17年度につき133万3875円を加えて4分の1）のとおり、吉井議員が、上記人件費につき、平成15年4月に4万7453円（ $\div [8万円 + 10万9810円] \times 1 / 4$ ）、平成15年度（同年4月を除く。）に52万1976円（ $\div [8万円 \times 11か月 + 120万7905円] \times 1 / 4$ ）、平成16年度に

56万0938円（ $\div$ 〔8万円 $\times$ 12か月+128万3750円〕 $\times$ 1／4）及び平成17年度に57万3469円（ $\div$ 〔8万円 $\times$ 12か月+133万3875円〕 $\times$ 1／4）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、「事務費（人件費）支払書」及び「受領書」（乙Dリ2の1ないし12，3の1ないし12，4の1ないし11，5）の「岡本了子」の字体が、支払者のものと同一であるから、偽造であると主張する。しかし、雇用契約書（乙Dリ1）の岡本了子の各署名の筆跡からすれば、岡本了子が上記「事務費（人件費）支払書」及び「受領書」を自筆したと認められ、吉井議員の政務調査用事務所の事務を担当していた岡本了子の行為として自然であるから、原告らの上記主張は採用できない。

オ まとめ

(ア) 吉井議員は、事務所費として、平成15年4月に5万円、平成15年度（同年4月を除く。）に55万円、平成16年度に60万円、平成17年度に18万0136円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成15年4月に支出許容額4万2004円を超える7996円、平成15年度（同年4月を除く。）に支出許容額46万2046円を超える8万7954円、平成16年度に支出許容額合計50万7455円（＝41万6724円+9万0731円）を超える9万2545円を支出した部分は違法であるが、平成17年度に支出許容額合計48万4369円（＝38万1645円+10万2724円）を超える違法支出はない。

(イ) 吉井議員は、事務費として、平成16年度に35万9433円、平成17年度に62万3111円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成16年度に支出許容額合計46万9054円（＝43万2639円+3万6415円）を超える違法支出はないが、平成17年

度に支出許容額合計33万5334円(=30万5110円+3万0224)を超える28万7777円を支出した部分は違法である。

(ウ) 吉井議員は、人件費として、平成15年4月に8万円、平成15年度(同年4月を除く。)に88万円、平成16年度及び平成17年度にそれぞれ96万円の政務調査費を支出したところ、そのうち、平成15年4月に支出許容額4万7453円を超える3万2547円、平成15年度(同年4月を除く。)に支出許容額52万1976円を超える35万8024円、平成16年度に支出許容額56万0938円を超える39万9062円、平成17年度に支出許容額57万3469円を超える38万6531円を支出した部分は違法である。

(エ) よって、被告は、吉井議員に対し、平成15年4月分合計4万0543円(=7996円+3万2547円)、平成15年度分(同年4月を除く。)合計44万5978円(=8万7954円+35万8024円)、平成16年度分合計49万1607円(=9万2545円+39万9062円)、平成17年度分合計67万4308円(=28万7777円+38万6531円)の総合計165万2436円の不当利得の返還を請求すべきである。

(40) 和田正人議員(以下「和田議員」という。)

ア 事務所の設置状況等について

和田議員の政務調査用事務所(和歌山市小松原通1丁目1番地天野ビル3階)は、平成15年4月から同年7月までの間は、自宅(同市湊1丁目8番34号)とは別の場所に、同年8月以降は、自宅に設置されていた(乙Bル1, Eル1)。

また、和田議員の後援会は、自宅(和歌山市湊1丁目8番34号)に設置されていた(甲A.5の3, Eル1, 弁論の全趣旨)。

この点、和田議員は、平成15年8月から平成17年8月までの間、和

田長治から賃料月額6万円で賃借した和田議員の自宅前の建物2軒分に、政務調査用事務所を設置していたと陳述する(乙Eル1)。しかし、和田議員が和田長治に対し平成17年1月分ないし同年8月分の賃料月額6万円を支払ったことを証明するために提出された「家賃金領収之通」(乙Bル1)には、政務調査用事務所を設置していたという建物の賃料であることを示す記載はないし、賃料の受領者が和田長治ではない上、賃料支払日がいずれも平成17年8月14日であるなど、不自然である。したがって、和田議員の上記陳述は信用できない。

また、和田議員は、平成15年4月の県議会議員選挙で当選した際、次期の立候補は辞退しようと考えていたため、同月以降、後援会の活動実体はなかったなどと陳述するが(乙Eル1)、その裏付けはないから、信用できない。

イ 事務所費について

(ア) 事務所費の按分等について

和田議員の政務調査用事務所の事務所費については、上記アのとおり他の目的のものが併設されていなかった事務所に係るものであるから、按分して政務調査費を支出する必要は認められない。

(イ) 事務所賃料について

和田議員は、平成15年4月から同年7月までの間、天野富子から、和歌山市小松原通1丁目1番地所在の天野ビル3階の1室を賃借し、同人に対し、同年4月分ないし同年7月分の賃料を支払った(乙Bル2, Eル1, 弁論の全趣旨)。

また、和田議員は、上記賃料につき、月額8万円を支払ったと陳述するところ(乙Eル1)、その金額が不合理ではないことからすれば、そのとおり認められる。

そして、和田議員が、上記事務所賃料につき、平成15年4月に8万

円、平成15年度（同年4月を除く。）に24万円（＝8万円×3か月）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 光熱水費について

和田議員は、平成15年4月の光熱水費が2350円であると陳述するところ（乙Eル1）、和田議員が同年4月に政務調査用事務所を賃借していたこと、その金額が不合理ではないことからすれば、そのとおり認められる。

そして、和田議員が、上記光熱水費につき、平成15年4月に2350円を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

和田議員の政務調査用事務所の携帯電話使用料については、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会の活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、和田議員は、携帯電話を調査研究以外に使用しなかったと陳述するが（乙Eル1）、その裏付けはないから、信用できない。

(イ) 携帯電話使用料について

和田議員は、携帯電話（090-3359-1137）の使用料として、平成16年5月分の7887円、同年6月分の8022円、同年7月分の9562円、同年8月分の9045円、同年9月分の7299円、同年10月分の7163円、同年11月分の9554円、同年12月分の7892円、平成17年1月分の8880円、同年2月分の7295円、同年3月分の9563円、同年4月分の8503円の合計10万0665円を支払い、同年5月分の7717円、同年6月分の7717円、同年7月分の7717円、同年8月分の8032円、同年9月分の83

12円、同年10月分の8312円、同年11月分の8312円、同年12月分の8343円、平成18年1月分の8028円、同年2月分の8028円、同年3月分の8028円、同年4月分の8028円の合計9万6574円を支払った（乙Cル1，2）。

なお、和田議員は、請求月、すなわち、支払月ではなく、使用月を基準にして、各年度の政務調査費を支出していたところ、携帯電話使用料は、継続的契約に係るものであり、定期的に支払がされることからすれば、上記のような支出方法も不合理とはいえない。

そして、上記(ア)の按分割合（3分の1）のとおり、和田議員が、上記携帯電話使用料につき、平成16年度に3万3555円（＝10万0665円×1／3）、平成17年度に3万2191円（＝9万6574円×1／3）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、「ドコモ料金支払内訳書」の「記事」欄には「一括請求によるお支払い」との記載があるから（乙Cル1，2）、数台分の使用料であると主張する。確かに、上記記載からすれば、複数の回線が使用されていたことがうかがわれる。しかし、上記書面に表示された電話使用料は、「事前案内書兼領収証」の「電話番号毎のご請求内訳をご確認ください」との記載（乙Cケ5の1ないし10）がいう電話番号毎の電話使用料、すなわち、上記携帯電話番号のみの使用料であると認められるから（乙Cケ15，16）、原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) その他

- a 和田議員は、固定電話使用料として、平成16年度に約18万円、平成17年度に約12万7500円を、パソコン通信費として、平成16年度及び平成17年度にそれぞれ約3万6000円（月額3000円程度）を、プリント用紙、プリンター用インク等の代金として、平成16年度及び平成17年度にそれぞれ約1万円を、パソコン修理

費として、平成17年度に約4万円を、それぞれ支払ったと陳述するが(乙Eル1)、その裏付けはないし、金額が曖昧であるから、信用できない。

b また、和田議員は、プリンター代として、平成16年度に2万円を支払ったと陳述するが(乙Eル1)、その裏付けはないから、信用できない。

c さらに、和田議員は、シール作成機修理費として、「株式会社サンコー」に対し2万6250円を支払ったと陳述する(乙Cル3, Eル1)。

しかし、支払先がシール作成機やその修理を扱っていることの裏付けはないから、和田議員の上記陳述は信用できない。

エ 人件費

(ア) 人件費の按分等について

和田議員の政務調査用事務所の人件費については、上記アのとおり、平成15年8月以降は、他のものが併設された事務所で雇用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 人件費の支出等について

和田議員は、平成15年4月から平成18年3月までの間、毎月後半の土曜日及び日曜日の政務調査に係る補助業務のために、賃金月額1万5000円で、長田洋治を雇用し、同人に対し、平成15年4月分ないし平成18年3月分の賃金として月額1万5000円を支払い、平成15年において、多忙のため、別途賃金として2万5000円を支払った(乙Dル1, 3, 5)。

なお、上記多忙な時期は、平成15年4月から7月までの4か月間ではなく、同年8月から平成16年3月までの8か月間であったと認めるのが相当である。

また、和田議員は、平成15年4月から平成18年3月までの間、毎月後半の土曜日及び日曜日の政務調査に係る補助業務のために、賃金月額1万円で、北野正起を雇用し、同人に対し、平成15年4月分ないし平成18年3月分の賃金として月額1万円を支払った（乙Dル2, 4, 6）。

そして、上記(ア)の按分割合（平成15年8月以降は2分の1）のとおり、和田議員が、上記人件費につき、平成15年4月に2万5000円（＝1万5000円＋1万円）、平成15年度（同年4月を除く。）に18万7500円（＝〔1万5000円＋1万円〕×3か月＋〔1万5000円×8か月＋2万5000円＋1万円×8か月〕×1／2）、平成16年度及び平成17年度に各15万円（＝〔1万5000円×12か月＋1万円×12か月〕×1／2）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、電話番、運転、雑務等に対する賃金が調査研究に直接必要なものとはいえないと主張するが、これらに対する賃金も、議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

オ まとめ

(ア) 和田議員は、事務所費として、平成15年4月に8万2350円、平成15年度（同年4月を除く。）に49万4100円、平成16年度に42万円、平成17年度に30万円の政務調査費を支出した（別紙1）。そのうち、平成15年4月については、支出許容額合計8万2350円（＝8万円＋2350円）を超える違法支出はないが、平成15年度（同年4月を除く。）に支出許容額24万円を超える25万4100円を支出した部分は違法であり、平成16年度に42万円及び平成17年度に30万円をそれぞれ支出したことは全額違法である。

(イ) 和田議員は、事務費として、平成16年度に25万0880円、平成17年度に18万0900円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成16年度に支出許容額3万3555円を超える21万7325円、平成17年度に支出許容額3万2191円を超える14万8709円を支出した部分は違法である。

(ウ) 和田議員は、人件費として、平成15年4月に2万5000円、平成15年度（同年4月を除く。）ないし平成17年度にそれぞれ30万円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成15年4月については、支出許容額2万5000円を超える違法支出はないが、平成15年度（同年4月を除く。）に支出許容額18万7500円を超える11万2500円、平成16年度及び平成17年度に支出許容額各15万円を超える各15万円を支出した部分は違法である。

(エ) よって、被告は、和田議員に対し、平成15年度（同年4月を除く。）分合計36万6600円（＝25万4100円＋11万2500円）、平成16年度分合計78万7325円（＝42万円＋21万7325円＋15万円）、平成17年度分合計59万8709円（＝30万円＋14万8709円＋15万円）の総合計175万2634円の不当利得の返還を請求するべきである。

5 争点(3)（附帯請求の起算日）について

(1) 上記2(2)のとおり、政務調査費の支出については、議員の合理的判断に委ねられているというべきであるところ、上記1(2)のとおり認められる和歌山県の政務調査費の交付、使用及び返還の仕組み、上記第2の1(3)のとおり、本件使途基準が抽象的な文言を用いて政務調査費の使途基準を設定していること、並びに本件議員らの政務調査費の支出のうち本件使途基準に適合しないと認められる支出の内容及び性質等にかんがみれば、本件議員らが悪意の受益者であったとは認められず、他にこれを認めるに足る立証はなされて

いない。

(2) 不当利得返還義務は期限の定めのない債務であるから、遅延損害金が発生するのは、その履行を請求され当該債務が履行遅滞となったときからである。これに対し、原告らは、政務調査費収支報告書の提出時点で残余の額も確定しているので、議員が確定した残余をなお保持しておくべき合理的理由はないから、附帯請求の起算日は、政務調査費の交付を受けた年度の翌年度の5月1日とするべきであると主張するが、本件条例には残余の返還時期について明確に定めた規定はないから、原告らの上記主張は、根拠を欠くものであって採用できない。

そして、原告らは、和歌山県が山下直也議員を除く本件議員らに不当利得返還義務の履行を請求した事実を主張立証していないから、山下直也議員を除く本件議員らに遅延損害金の支払義務があるとは認められない。

第4 結論

以上によれば、原告らの請求は、被告に対し、浅井議員に対して358万9963円、東議員に対して108万3905円、飯田議員に対して84万9351円、井出議員に対して479万2921円、宇治田議員に対して20万1990円、浦口議員に対して182万6113円、補助参加人江上に対して85万1469円、亡江上柳助相続人江上慎一に対して42万5734円、亡江上柳助相続人江上由樹子に対して42万5734円、小川議員に対して310万6353円、大沢議員に対して482万4624円、尾崎太郎議員に対して175万円、尾崎要二議員に対して149万5748円、門議員に対して212万6593円、木下議員に対して195万5546円、阪部議員に対して439万4000円、坂本議員に対して101万5699円、下川議員に対して158万0301円、須川議員に対して101万2659円、谷議員に対して252万1814円、玉置議員に対して141万0191円、補助参加人角田に対して133万1687円、富安議員に対して25万9498円、中村議員

に対して207万5750円, 長坂議員に対して163万3469円, 新島議員に対して31万7391円, 補助参加人新田に対して83万6006円, 野見山議員に対して361万2051円, 花田議員に対して398万9183円, 平越議員に対して262万2557円, 藤山議員に対して224万2605円, 前川議員に対して250万5483円, 前芝議員に対して251万6197円, 松本議員に対して45万7769円, 町田議員に対して22万0465円, 向井議員に対して499万5947円, 補助参加人森に対して179万1701円, 山下大輔議員に対して62万1729円, 山田議員に対して183万0570円, 吉井議員に対して165万2436円, 和田議員に対して175万2634円の支払をそれぞれ請求することを求める限度で理由があるからその限度で認容し, その余は理由がないから棄却することとして, 主文のとおり判決する。

和歌山地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 高 橋 善 久

裁判官 永 野 公 規

裁判官 加 藤 弾

別紙1 政務調査費違法支支出金一覧表

※単位は円。なお、斜線欄は、支出額が「0」の費目又は支出額が「0」ではないが原告らが問題としていない費目である。

相手方	平成14年度			平成15年度4月			平成15年度(5月以降)			平成16年度			平成17年度			合計				
	事務費	小計①	事務所費	事務費	人件費	小計②	事務所費	事務費	小計③	事務所費	事務費	人件費	小計④	事務所費	事務費		人件費	小計⑤		
1 ア 浅井修一郎		0				0	330,000	1,210,000	880,000	1,540,000	880,000	360,000	179,846	1,320,000	1,859,846	360,000	56,518	1,320,000	1,736,518	5,136,364
2 イ 東幸司		0				0		880,000									533,962	920,000	1,493,962	4,092,181
3 ウ 飯田敬文		0				0						400,000	281,880	560,000	1,241,880	611,400	382,885	920,000	1,914,085	3,155,965
4 エ 井出益弘												241,880	217,000	1,600,000	1,841,880	299,173	1,899,173	1,600,000	5,491,053	
5 オ 宇治田栄蔵		0				150,000	170,000	880,000	160,000	880,000	0	223,000	681,317	312,207	993,524	213,000	227,000	1,050,000	3,940,000	
6 カ 浦口高典		0				0											654,111	660,000	1,314,111	2,487,635
7 キ 上江柳助		0				0							1,233,693		1,233,693		1,270,968		2,504,661	
7-1 キ-1 上江柳助補録人		0				0							616,846		616,846		635,484		1,252,330	
7-2 キ-2 上江柳助補録人		0				0							308,423		308,423		317,742		626,165	
7-3 キ-3 上江柳助補録人		0				0							308,423		308,423		317,742		626,165	
8 ク 小川武		0				80,000		880,000		880,000	80,000	819,472	303,885	960,000	2,163,357	726,254	470,943	960,000	5,280,554	
9 ケ 大沢広太郎		652,500		28,000	55,369	163,369	308,000	880,000		1,188,000	1,100,000	336,000	294,747	960,000	1,590,747	168,000	349,286	960,000	5,071,902	
10 コ 尾崎太郎						0	1,100,000			1,100,000		1,100,000			1,100,000			1,100,000	3,300,000	
11 サ 尾崎要二						80,000		916,000		916,000		612,972		1,045,000	1,657,972		696,215	480,000	3,830,187	
12 シ 門三俊博						100,000		1,100,000		1,100,000		617,224		1,200,000	1,817,224	240,000	354,182	1,200,000	4,811,406	
13 ス 木下善之						116,000		1,098,000		1,098,000		171,228		1,553,000	2,406,040	13,800	124,000	245,000	4,002,840	
14 ソ 阪部菊雄						100,000		1,142,000		1,142,000		125,000		1,262,000	1,437,000	280,000	120,000	1,315,000	4,394,000	
15 タ 坂本登						0				0							160,000	840,000	3,108,512	
16 チ 下川俊樹						80,000		880,000		880,000		11,200		960,000	971,200	395,048	297,918	960,000	3,189,118	
17 ツ 須川信行						0	33,000	880,000		913,000		36,000		600,000	939,147	36,000	395,048	212,000	2,495,195	
18 テ 谷澤一						80,000		880,000		880,000		442,432		960,000	1,402,432		405,609	960,000	3,728,041	
19 ト 玉置公良						50,000		553,570		553,570		240,901		603,780	844,681		511,196	720,000	2,679,447	
20 ナ 角田泰樹						0				0							1,137,408		1,914,317	
21 ニ 置安民浩						0		1,350,000		1,350,000				720,000	1,080,000		600,000	960,000	3,990,000	
22 ハ 中村裕一						151,800		714,500		714,500		289,207		859,800	1,149,007		89,420	838,250	2,942,977	
23 ヒ 長坂隆司						199,602	550,000	844,082		1,394,092		600,000		1,189,775	1,897,347	600,000	59,570	1,200,000	5,360,611	
24 ホ 新島雄						0				0					164,322		447,807		612,129	
25 ヘ 新田和弘						0				0					452,537		769,938		1,222,475	
26 ヒ 野見山海						80,000		880,000		880,000		477,528		960,000	1,437,528		520,768	960,000	3,876,314	
27 フ 花田健吉						0		960,000		960,000		283,593		1,440,000	2,534,183	138,591	346,085	1,320,000	5,268,359	
28 ヘ 平越孝哉						150,000		1,650,000		1,650,000		500,836		1,800,000	2,300,836		286,555	1,800,000	6,187,391	
29 ホ 藤山将村						0		1,300,000		1,300,000		50,000		960,000	1,716,829	185,271	445,358	720,000	4,607,559	
30 マ 前川勝久						0	365,887	880,000		1,245,887		585,625		368,434	1,674,059	564,000	288,644	720,000	4,492,590	
31 ミ 前芝雅嗣						0		880,000		880,000		452,268		1,068,000	1,520,268		172,800	1,200,000	3,773,008	
32 ム 松本貞次						100,000		1,100,000		1,100,000		178,187		960,000	1,470,977	496,840	231,393	960,000	4,359,210	
33 メ 町田寛						0				0				50,000	109,380		528,470	120,000	757,850	
34 モ 向井繁久蔵						213,089	1,014,377	1,715,000		2,729,377		679,551		1,075,600	2,598,496	614,274	720,976	680,000	7,556,210	
35 ヤ 森正樹						51,500		1,004,500		1,004,500		603,780		864,000	1,559,000	840,000	493,836	614,400	2,015,250	
36 ヨ 山下大輔						0				0					994,258		1,287,665		4,563,236	
37 ヨ 山下直也						0				0		487,665		370,000	1,122,635	329,471	350,900	350,000	2,153,006	
38 リ 山田正彦						145,000		880,000		1,430,000		702,550		960,000	1,848,200	762,380	365,650	960,000	5,511,230	
39 リ 吉井和親						130,000		880,000		1,430,000		600,000		359,433	1,919,433	180,136	623,111	960,000	5,242,680	
40 ル 和田正人						107,950		300,000		794,100		420,000		300,000	970,880	300,000	180,900	300,000	2,653,230	

別紙2(1) 政務調査費支出額一覧表(修正前)

※単位は円。

なお、斜線欄は、支出額が「0」の費目又は支出額が「0」ではないが原告らが問題としていない費目である。
塗りつぶし欄は、後に修正報告がされた費目である。

相手方	平成14年度			平成15年度(5月以降)			平成16年度			平成17年度		
	事務費	事務所費	人件費	事務費	事務所費	人件費	事務費	事務所費	人件費	事務費	事務所費	人件費
1 ア 浅井修一郎					330,000	1,210,000	360,000	179,846	1,320,000	360,000	56,518	1,320,000
2 イ 東幸司						880,000		598,219	1,120,000		533,962	960,000
3 ウ 飯田敬文							400,000	281,880	1,600,000	611,400	382,685	920,000
4 エ 井出益弘			150,000			1,600,000	241,880		1,600,000	299,172	1,600,000	
5 オ 宇治田栄蔵			170,000			880,000	223,000	217,000	960,000	213,000	227,000	1,050,000
6 カ 浦口高典						160,000		681,317	312,207		654,111	660,000
7 キ 江上柳助								1,233,693			1,270,968	
8 ク 小川武			80,000			880,000	819,472	383,885	960,000	726,254	470,943	960,000
9 ケ 大沢広太郎	847,499	58,000	80,000		638,000	880,000	81,600	294,747	960,000	696,000	349,286	960,000
10 コ 尾崎太郎					1,100,000		1,100,000			1,100,000		
11 サ 尾崎要二			80,000			916,000		612,972	1,045,000		696,215	480,000
12 シ 門三佐博			100,000			1,100,000		617,224	1,200,000	480,000	354,182	1,200,000
13 ス 木下善之			116,000			1,098,000	171,228	681,812	1,553,000	13,800	124,000	245,000
14 ソ 阪部菊雄			100,000			1,142,000	125,000	50,000	1,262,000	280,000	120,000	1,315,000
15 タ 坂本登								850,512	850,000	408,000	160,000	840,000
16 チ 下川俊樹			80,000			880,000		11,200	960,000		297,918	960,000
17 ツ 須川信行						880,000	36,000	303,147	600,000	433,350	395,048	212,000
18 テ 谷洋一			80,000		33,000	880,000	442,432		960,000	405,609		960,000
19 ト 玉置公良			50,000			553,570		240,901	603,780		511,196	720,000
20 ナ 角田秀樹								776,909			1,137,408	
21 ニ 富安民浩						1,350,000		360,000	720,000		600,000	960,000
22 ハ 中村裕一			151,800			714,500		289,207	859,800		89,420	838,250
23 ホ 長坂隆司	50,000		149,602	550,000		844,092	600,000	107,572	1,189,775	600,000	59,570	1,200,000
24 ヘ 新島雄								164,322			447,807	
25 ヒ 新田和弘								452,537			769,938	
26 フ 野見山海			80,000			880,000		477,528	960,000		520,786	960,000
27 ヲ 花田健吉						960,000	283,593	810,590	1,440,000	138,591	346,085	1,320,000
28 ヱ 平越孝哉			150,000			1,650,000		500,836	1,800,000		286,555	1,800,000
29 ホ 藤山将材						1,300,000	50,000	706,829	960,000	185,271	445,358	960,000
30 マ 前川隆久					365,887	880,000	585,625	368,434	720,000	564,000	288,644	720,000
31 ミ 前芝雅嗣						880,000		452,268	1,088,000		172,800	1,200,000
32 ム 松本直次			100,000			1,100,000	178,187	332,790	960,000	573,704	154,529	960,000
33 メ 町田亘								59,380	50,000		528,470	1,200,000
34 モ 向井嘉久蔵	33,089		180,000	1,014,377		1,715,000	679,551	843,345	1,075,900	614,274	720,976	680,000
35 ヤ 森正樹			51,500			1,004,500	603,780	91,220	864,000	1,200,000	106,000	614,400
36 ヨ 山下大輔								994,258			1,287,665	
37 ヱ 山下直也							487,665	264,970	370,000	329,474	350,900	350,000
38 ラ 山田正彦		60,000	85,000		550,000	880,000	702,550	185,650	960,000	762,380	365,650	960,000
39 リ 吉井和裕		50,000	80,000		550,000	880,000	600,000	359,433	960,000	180,136	623,111	960,000
40 ル 和田正人		82,350	25,000		494,100	300,000	420,000	250,880	300,000	300,000	180,900	300,000

※大沢広太郎議員の平成14年度の事務費84万7499円のうち、原告らが問題としているのは、車代50万円、自動車税3万4500円、車検代11万8000円の合計65万2500円である。

別紙2(2) 政務調査費支出額一覧表(修正後)

※単位は円。
なお、斜線欄は、支出額が「0」の費目又は支出額が「0」ではないが原告らが問題としていない費目である。
塗りつぶし欄は、修正報告がされた費目である。

相手方	平成14年度		平成15年4月		平成15年度(5月以降)		平成16年度		平成17年度	
	事務費	事務所費	事務費	人件費	事務所費	人件費	事務費	事務所費	事務費	人件費
4 工 井出益弘				150,000		1,600,000		1,600,000		1,600,000
9 ケ 大沢広太郎	847,499	28,000	55,369	80,000		880,000	241,880	960,000	349,286	960,000
10 コ 尾崎太郎					1,100,000		336,000	1,100,000		1,100,000
12 シ 門三佐博				100,000		1,100,000	1,100,000			1,200,000
17 ツ 須川倍行						880,000	617,224	1,200,000	354,182	1,200,000
18 テ 谷洋一				80,000		880,000	303,147	600,000	395,048	212,000
32 ヌ 松本貞次				100,000		1,100,000	442,432	960,000	405,609	960,000
33 ヲ 町田昌							178,187	960,000	237,393	960,000
34 モ 向井嘉久蔵		33,089		180,000	1,014,377	1,715,000	59,380	50,000	528,470	
35 ヤ 森正樹				51,500		1,004,500	679,551	1,075,600	720,976	680,000
37 日 山下直也							603,780	864,000	493,836	614,400
							487,665	370,000	350,900	350,000

別紙3(1) 本件議員らの事務所費について

原告らの主張		被告又は被告補助参加人らの主張	
1 浅井修一郎	(1) 平成15年度(同年4月を除く。)ないし平成17年度において、別紙1の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ア1、2)。 (ア) 支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。 (イ) 政務調査用事務所の建物は、浅井議員の自宅と同一敷地内にあり、浅井議員個人又はその親族が所有するものである(甲ア4、5)から、その事務所の賃料が発生することはない。 (ウ) 政務調査用事務所の建物は、株式会社浅井が所有するものであったとしても、同社の代表取締役は浅井議員で、他の役員も浅井議員の親族であり(甲ア6)、実質的には、浅井議員個人の個人企業と同様で、同社に支払われた賃料が賃料は、浅井議員個人の収入と同様である。したがって、そのような賃料に政務調査費を支出することは許されない(乙ア3)。 (2) 平成15年度ないし平成17年度の当時、政務調査用事務所が設置されていると被告が主張する建物には、政務調査用事務所が設置されている旨の表示がなく(甲ア7の1・2)、同建物の外壁には「浅井修一郎後援会事務所あさい修一郎」の看板や自由民主党のポスター等が貼られ、浅井議員の後援団体と言われる「明有21」との看板が立てられていたこと(甲ア7、8)からすれば、同建物には、政党支部及び後援会の各事務所に設置され、それらの活動が行われていた一方で、同建物に、政務調査用事務所が設置されていたとはいえない。 (ウ) 政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。 (ウ) 政務調査用事務所には、株式会社浅井の事務所、「自由民主党和歌山県有田市第一支部」、及び後援会の事務所が併設されている(甲ア5の2・3)から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(1) 認める。 (ア) 株式会社浅井に対し、政務調査用事務所の賃料として、月額3万円を支払った(乙ア2)。 (イ) 否認しないし争う。政務調査用事務所は、浅井議員の自宅とは別の場所で(甲ア4、5、乙ア4)、株式会社浅井が所有する未登記建物(甲ア6、乙ア1)の1階に設置されていた。なお、同建物の2階に株式会社浅井の事務所が設置されていた。 (ウ) 株式会社浅井は、政務調査用事務所の賃料を収入として招致申告しており(乙ア3の内訳書⑥)、その法人格は形骸化していないし、浅井議員によって濫用されてもいない。 (エ) 「浅井修一郎後援会事務所」との表示は、政務調査事務所という名称の表示で、一般には何のことも理解してもらえないため、そのように表示していいとせず、同事務所においては政務調査活動をしていた。また、「明有21」とは、浅井議員本人に係る団体ではなく、いわゆる勝手連が設置した看板である。 (オ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。「自由民主党有田市第一支部」及び後援会の事務所は、自宅に設置されており、政務調査用事務所とは併設されていない。 (ク) 認める。 (ケ) 事務所費は、次の①ないし④のとおりであった。 (a)平成16年9月 賃料月額12万円のうち6万円(乙ウ2、5) (b)平成16年10月から平成17年3月まで 土地賃料 半年間分28万円(乙ウ1ないし4) 建物リース料 6万円(月額1万円×6か月。乙ウ1、2、6、7、9、10) なお、平成16年10月1日、政務調査用事務所の移転に伴い、山本潤所有の土地を賃借したところ、その賃料につき、基本的には月額4万円を目安としたが、平成16年9月から移転地及び事務所の建設、駐車場用として使用させてもらっていたため、それを配慮して、半年間で28万円とした。 (c)平成17年度 土地賃料 年額48万円 建物リース料 年額12万円(上記建物リース料につき、後援会と2分の1の割合で分担したもの) 事務所の政務室のクレーン修理費 1万1400円(乙ウ1、8) (イ) 見積書にリース期間が明記されている(乙ウ9)から、リース物件であることは明らかである。 (ウ) 否認しないし争う。 (エ) 否認しないし争う。 (オ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所に併設された「自由民主党那賀郡第2支部」については、その活動内容が看板やポスターを作成する程度であり、年に総額5万円程度の予算規模しかなく、活動実績がほとんどないため、事務所費の一部を負担させるべきではない。また、事務所内においては、政務調査用の事務室、後援会用の事務室等、それぞれの仕事に応じて、間仕切りがされていた(乙ウ11ないし14)。 (コ) 認める。ただし、平成16年度及び平成17年度の事務所費の支出は、調査研究費とすべきものを誤って事務所費に計上したものであり、内訳として明確に燃料費等と記載されている(甲エ1ないし3)。	
2 飯田敬文	(1) 平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ウ1、2)。 (2) 被告が、政務調査用事務所としてリースしたと主張する建物は、後援会の新築建物であるとして解され(乙ウ9)、建物リース料に政務調査費を支出する理由は認められない。 (ウ) 平成16年10月以降、政務調査用事務所があるとされる建物は、後援会所有の建物であり、その敷地を賃借していたのは後援会であると考えられるから、その土地賃料の金額を後援会が負担すべきである。 (2) 後援会の平成16年及び平成17年の収支報告書(甲ウ3、4)によれば、後援会が受領したとされる建物リース料の計上がないから、飯田議員と後援会との間で、建物リース料の受領は実際にはされていないかった。 (ウ) 政務室のクレーン修理代、並びに土地賃料のうち、整地、建設、及び駐車場用に土地を使用させてもらったとして考慮した増額分は、政務調査費からの支出が認められない環境整備費に該当する。 (ウ) 支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。 (ウ) 政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。 (ウ) 政務調査用事務所には、「自由民主党和歌山県那賀郡第二支部」の事務所及び後援会の事務所が併設されている(甲ア5の2・3)から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(1) 認める。 (a)平成16年9月 賃料月額12万円のうち6万円(乙ウ2、5) (b)平成16年10月から平成17年3月まで 土地賃料 半年間分28万円(乙ウ1ないし4) 建物リース料 6万円(月額1万円×6か月。乙ウ1、2、6、7、9、10) なお、平成16年10月1日、政務調査用事務所の移転に伴い、山本潤所有の土地を賃借したところ、その賃料につき、基本的には月額4万円を目安としたが、平成16年9月から移転地及び事務所の建設、駐車場用として使用させてもらっていたため、それを配慮して、半年間で28万円とした。 (c)平成17年度 土地賃料 年額48万円 建物リース料 年額12万円(上記建物リース料につき、後援会と2分の1の割合で分担したもの) 事務所の政務室のクレーン修理費 1万1400円(乙ウ1、8) (イ) 見積書にリース期間が明記されている(乙ウ9)から、リース物件であることは明らかである。 (ウ) 否認しないし争う。 (エ) 否認しないし争う。 (オ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所に併設された「自由民主党那賀郡第2支部」については、その活動内容が看板やポスターを作成する程度であり、年に総額5万円程度の予算規模しかなく、活動実績がほとんどないため、事務所費の一部を負担させるべきではない。また、事務所内においては、政務調査用の事務室、後援会用の事務室等、それぞれの仕事に応じて、間仕切りがされていた(乙ウ11ないし14)。 (コ) 認める。ただし、平成16年度及び平成17年度の事務所費の支出は、調査研究費とすべきものを誤って事務所費に計上したものであり、内訳として明確に燃料費等と記載されている(甲エ1ないし3)。	
3 井出益弘	(1) 平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲オ1ないし4)。 (2) 政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。 (ウ) 政務調査用事務所には、株式会社浅井の事務所、「自由民主党和歌山県有田市第一支部」、及び後援会の事務所が併設されている(甲ア5の2・3)から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(1) 認める。 (ア) 株式会社浅井に対し、政務調査用事務所の賃料として、月額3万円を支払った(乙ア2)。 (イ) 否認しないし争う。政務調査用事務所は、浅井議員の自宅とは別の場所で(甲ア4、5、乙ア4)、株式会社浅井が所有する未登記建物(甲ア6、乙ア1)の1階に設置されていた。なお、同建物の2階に株式会社浅井の事務所が設置されていた。 (ウ) 株式会社浅井は、政務調査用事務所の賃料を収入として招致申告しており(乙ア3の内訳書⑥)、その法人格は形骸化していないし、浅井議員によって濫用されてもいない。 (エ) 「浅井修一郎後援会事務所」との表示は、政務調査事務所という名称の表示で、一般には何のことも理解してもらえないため、そのように表示していいとせず、同事務所においては政務調査活動をしていた。また、「明有21」とは、浅井議員本人に係る団体ではなく、いわゆる勝手連が設置した看板である。 (オ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ) 否認しないし争う。 (カ) 否認しないし争う。 (キ) 否認しないし争う。 (ク) 否認しないし争う。 (ケ) 否認しないし争う。 (コ) 政務調査用事務所において、灯油は使用しておらず、「燃料等」とは、調査研究費に該当するガソリンである。また、平成15年度及び平成16年度の支出については、時期を見て修正報告する予定である。 (ウ)	

	(ア)支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。				事務所費は、次の(a)及び(b)のとおりであった。 (a)平成16年度 電気料金 2万4775円(乙ボオ6) 灯油代 2万6700円(乙ボオ7の1・2) 花代 2万3500円(乙ボオ8の1・2) ジュース代 1万7280円(乙ボオ9) お茶代 2万9505円(乙ボオ10の1ないし4) 政務調査用事務所固定電話使用料 3万7052円(乙ボオ11) ガソリン代 10万7580円(21万5161円の50%。乙ボオ12)	
	(イ)ガソリン代は交通費として調査研究費に計上されるべきものであるし、どのような調査研究のために使用されたかが不明であるから、調査研究活動以外の活動に使用されたものといえる。				(b)平成17年度 電気料金 11万5208円(乙ボオ1) ガス代 7420円(乙ボオ2の1・2) 湯沸かし器 4万4800円(乙ボオ3の1ないし3) 政務調査用事務所の固定電話使用料 4万8959円(乙ボオ4) ガソリン代 13万2345円(26万4690円の50%。乙ボオ5)	
	(ウ)固定電話使用料は、通信費として事務費に計上されるべきものである。				(イ)否認しないし争う。	
	(エ)政務調査専用ではない固定電話、ファックス、及びパソコン回線等の基本使用料につき、政務調査費を支払うことは許されないし、基本使用料が控除されていない以上、その全額につき政務調査費を支出することは許されない。				(ウ)固定電話使用料は事務費に計上すべきであっても、事務費がその分増額されれば反面、事務所費がその分減額されるから、結果的には増減はなく、不当利得にならない。	
	(オ)被告主張の湯沸かし器代、固定電話使用料、ガソリン代については、監査で指摘されている「事務所の光熱水費」には該当せず、監査で指摘がないものであるから、実態には、そのような支出はなかったといえる。				(エ)固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり、電話の基本使用料とその他の使用料につき、政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はなないし、基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費用の手引き(乙A3)は、法的拘束力のある規定でなく、取扱い要領を便宜的に定めただけのものにすぎないから、基本使用料につき、政務調査費を支出したことは違法ではない。	
4	(カ)平成16年度の灯油代、並びに平成17年度のガス代及び湯沸かし器代につき、L.P.G.ガス料金請求書兼領収書(乙ボオ2の1・2)、領収書(乙ボオ3の1)、及びL.P.G.ガス検針票兼請求書(乙ボオ3の2・3)によれば、いずれも宇治田議員の自宅に納品されたものであるから、政務調査用事務所で使用された経費ではない。また、湯沸かし器の取付工料は、政務調査費の支出が許されない環境整備費である。	(2)	宇治田栄藏		(ウ)否認しないし争う。	
	(キ)花代、ジュース代、及びお茶代については、調査研究と無関係であるから、政務調査費の支出は許されない。				(エ)否認しないし争う。	
	(ク)集計表(乙ボオ12)に記載されている車両のメンテナンス代については、車両の維持費であって、政務調査費からの支出が認められない環境整備費に該当する。				(ウ)否認しないし争う。	
	(ケ)平成15年ないし平成17年において、政務調査用事務所併設されている「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」及び宇治田議員の後援会である「栄和会」が、事務所費等を支出していた(甲オ5の1ないし3、6の1ないし3)から、政務調査用事務所の事務所費であると被告が主張する費用は、調査研究に資するものではなかったし、政務調査用事務所が負担していたものでもなかった。				(ウ)否認しないし争う。	
	(コ)宇治田議員は、平成17年11月11日に和歌山市長選挙に立候補することを書明し(甲オ7の1・2)、平成18年3月17日に和歌山県議会議員を辞職して(甲オ8)、同選挙に出馬した。そのため、少なくとも、出馬表明する3か月前ころから、政務調査用事務所、公約作り等の準備活動を行っていたと考えられるから、平成17年9月以降の経費については、調査研究のための費用ではある。				(ウ)否認しないし争う。	
	(サ)支出内容等に關する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。政務調査費収支報告書には支出額の一般に政務調査費を充たしたことが分かる記載はなく、監査結果においてもその旨の指摘はされていない。				(ウ)否認しないし争う。	
	(シ)政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。				(ウ)否認しないし争う。	
	(ス)政務調査用事務所には、「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」、及び「栄和会」という後援会の事務所が併設されている(甲A5の2・3)から、政務調査用事務所負担及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。				(ウ)否認しないし争う。	
(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務所費用欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ク1、2)。	(1)			認める。	
	(イ)支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ア)			政務調査用事務所の事務所費は、賃料として月額3万6750円、駐車場代として月額1万5750円(乙Bク1ないし4、5ないし28の各1)、水道料金やガス代等の事務所管理費(乙Bク5ないし28の各2)、電気料金(乙Bク5ないし28の各3)であるところ、そのうち電気料金については、小川議員個人が支払った。具体的には、次の(a)及び(b)のとおりであった。 (a)平成16年度 賃料 44万1000円 駐車場代 18万9000円 事務所管理費 17万6563円 電気料金 3万3708円 (b)平成17年度 賃料 44万1000円 駐車場代 18万9000円 事務所管理費 17万7773円 電気料金 2万8697円	
	(ウ)政務調査用事務所は、政務調査と全く異なる「後援会事務所」とチラシに表示され(甲ク5)、NTT西日本の電話番号にも同事務所の電話番号につづき「小川武後援会事務所」と表記されていること(甲ク6)からすれば、同事務所は、後援会専用の事務所であったと考えてえられる。	(イ)			政務調査用事務所は、「小川武事務所」と表示されているところ、選挙の際のチラシに政務調査用事務所を「後援会事務所」と表示した(甲ク5)のは、政務調査という概念が難しかったため、一般有権者に分かりやすくするためのものにすぎない。	
(2)	(ウ)事務所の駐車場代のうち来客用でない部分に政務調査費を支出することは許されない。小川議員の事務所から県議会議場までの間の距離は、少なくとも歩いて1時間近くかかるから、被告の主張のように、県庁内の県議会議員用駐車場に駐車しているものではない。	(ウ)	小川武		政務調査費の支出が認められる駐車場代は、そもそも来客専用のものに限られなければならない。また、政務調査用事務所があるビルは、県庁内の県議会議員用駐車場に駐車であり、政務調査用事務所の来客用駐車場に駐車することはなかった。	
	(エ)政務調査費収支報告書の支出の内訳欄には、記載のある「事務所管理費等」よりも支出額が多い「賃料」や「駐車場代」の記載がないから、「賃料」や「駐車場代」は、政務調査費の支出対象とされていなかった。	(エ)			否認しないし争う。	
	(オ)支出内容等に關する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(ウ)			否認しないし争う。	

			政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ウ) 否認ないし争う。	
			政務調査用事務所には、後援会の事務所が併設されている(甲ク5)から、事務所の賃料及び駐車場代として、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(キ) 否認ないし争う。小川議員は、選挙の時期以外に後援会活動を行ったことはなく、選挙の時期に後援会活動を行うのは自宅の敷地内に設置するプレハブ家屋内であったから、自宅とは別の場所に設置していた政務調査用事務所(乙Bク1)では、後援会活動がされていなかった。また、「自由民主党和歌山県和歌山市第6支部」は、法人からの政治献金の受け皿であり、「若武会」及び「小川武を励ます会」は、立て看板取得のための団体であるところ、いずれも、政務調査用事務所とは別に、小川議員の自宅に事務所が設置されており、活動実態もない。したがって、政務調査用事務所に係る費用はすべて政務調査費の支出が認められるべきである。	
	(1)		平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ケ1ないし4、6ないし9)。なお、平成15年度及び平成16年度の駐車場代については、来客用の2台分の年額16万8000円に修正されていない。	平成15年度及び平成16年度の駐車場代について、修正する予定である。その余は認める。	
			支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。		
			政務調査用事務所が設置されているという大沢議員の自宅には、政務調査用の事務所とわかるような表記はなく(甲ケ10)、選挙活動等の調査研究のための事務所であったといえる。		
			県民から陳情を受けたり、情報交換をすることは、自己の再選や支持の培養を主たる目的としたものであり、調査研究活動とはいえないから、大沢議員が自宅に設置していた政務調査用とされる事務所で行ったとしても、その事務所の事務所費につき、政務調査費を支出することは許されない。		
6 大沢広太郎	(2)		事務所の駐車場は調査研究活動のために不可欠ではない。また、来客用でない駐車場に政務調査費を支出することは許されない。	(ロ) 否認ないし争う。	
			政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ハ) 否認ないし争う。	
			政務調査用事務所には、「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」、「自由民主党紀伊田辺支部」、後援会、及び「広友会」の事務所が併設されていた(甲A5の2・3)から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	政務調査用事務所は、大沢議員の自宅1階の応接間に設置されており、そこで行う活動は頻く政務調査活動である。大沢議員の自宅には、「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」、「自由民主党紀伊田辺支部」、後援会及び「広友会」という団体が併設されているが、「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」は、法人からの献金の受け皿であり、活動実態はなく、「自由民主党紀伊田辺支部」は、党費として年額4000円を受け入れ、県連へ納付するだけの団体であり、後援会とは、ゴルフ、忘年会、会費の徴収等のための会費(毎年1回)を行う程度である。なお、選挙準備は、自宅とは別の場所に事務所を設置して行っていた(乙エケ1、2)。	
			平成15年度(同年4月を除く。)及び平成16年度において、別紙1の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲コ2、3)。この支出は、平成17年度と同様に、人件費の課税上であると考えられる。	認める。	
7 尾崎太郎	(1)		平成17年度において、別紙1の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲シ1、2)。	平成17年度の政務調査用事務所の賃料月額4万円の50%を政務調査費から支出した。	
			支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(イ) 否認ないし争う。	
			政務調査用の事務所があるとされるビルの案内板等には、事務所名や門議員の氏名の表示がなく、客観的に見て、そこに門議員の事務所が設置されていることを認識できない状態であったから、そのような政務調査用事務所の設置は認められない。		
			政務調査用事務所は、春和産業株式会社及び紀伊商事和歌山営業所が同居する一室に設置されており、その賃借人は、当該2社のうちのいずれかであり、その会社が事務所の賃料を負担していたと考えられる。	(ウ) 否認ないし争う。	
8 門三佐博	(2)		「博友会」の平成18年の収支報告書(甲シ10)には、「博友会」が門議員から受領している事務所賃料の計上がないから、「博友会」と門議員との間で、実際には事務所賃料の授受はなかった。したがって、「博友会」が、会社から事務所の間借りをしていたとしても、「博友会」専用に間借りしていただけである。	(ロ) 否認ないし争う。政務調査用事務所は、「博友会」から賃借していたため、その賃料1年分を一括して支払っていた。なお、「博友会」の平成18年の収支報告書については、「その他の収入」として計上すべきであった賃料を「希附」として計上していたため、訂正報告をした(乙Bシ2)。	
			仮に、政務調査用事務所が「博友会」という政治団体の事務所と併設されていたとしても、政務調査用事務所の事務所費であると被告が主張する費用は、「博友会」の事務所費であった(甲シ11の1ないし3)から、調査研究に資するものではなかった。	(ハ) 否認ないし争う。	
			政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(イ) 否認ないし争う。	
			政務調査用事務所には、春和産業株式会社、紀伊商事和歌山営業所、及び政治団体である「博友会」の事務所が併設されている(甲A5の2・3)から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(キ) 否認ないし争う。政務調査用事務所には、春和産業株式会社、紀伊商事和歌山営業所、及び「博友会」という政治団体の事務所が併設されており、そのうち、政務調査用事務所及び「博友会」の使用面積の割合は4割程度であった。	
	(1)		平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ス1、2)。	認める。なお、平成17年5月14日に議員を辞職した。	
			支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	事務所費は、次の(a)及び(b)のとおりであった。なお、ガス使用料及び水道使用料については、自宅と一体となっていたことから、その20%を政務調査費から支出した。 (a)平成16年度 電気料金 3万8575円(7万7150円の50%) 灯油代 1万8235円(3万6470円の50%) ガス代 6645円(3万3228円の20%) 水道料金 2万1447円(10万7238円の20%) ロッカー購入費 5万8000円 その他 2万8326円 (b)平成17年4月及び5月分 電気料金 7693円(1万5386円の50%) 灯油代 2331円(4662円の50%) ガス代 1227円(6139円の20%) 水道料金 3750円(1万8752円の20%) なお、政務調査費収支報告書の金額は、これらの合計額1万5001円のうち1万3800円である。	

9 木下善之	(2)	(イ)	電気料金については、政務調査用事務所が自宅敷地内にあったことからすれば、自宅で使用されたものであると考えられる。	(イ)	否認ないし争う。
		(ウ)	水道及びガス代については、高い有用性がなく、調査研究活動のために直接必要なものではないし、各メンバーが自宅と兼用であったことから、大部分が私的に使用されたものであると考えられる。	(ウ)	否認ないし争う。
		(エ)	灯油使用料については、調査研究活動のために直接必要なものではない。灯油は、木下議員の自宅に宅配されていたから、自宅で私的に使用するためのものではなかった。仮に、事務所の暖房のための燃料とすれば、平成17年4月及び5月の支出分には季節的に暖房の必要性がない。	(エ)	否認ないし争う。
		(カ)	ロッカー購入費は、ロッカーが備品に当たることから、事務所費としての支出は認められない。ロッカーは調査研究活動のために直接必要なものではない。ロッカーは共用で、政務調査用事務所以外の事務所に併用されていたといえるから、その購入費の全額への政務調査費の支出は許されない。	(カ)	否認ないし争う。
		(ク)	備品修繕費は、政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。	(ク)	否認ないし争う。
		(ケ)	支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(ケ)	否認ないし争う。
		(コ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(コ)	否認ないし争う。
		(サ)	木下議員は、平成17年3月28日、和歌山県橋本市の市長選挙に立候補することとを表明しており、同年1月ごろから、政務調査用事務所においてても立候補に向けた準備活動を行っていたと考えられるから、それ以降の経費の支出には調査研究活動以外の活動に支出された分が含まれている。また、少なくとも、同年4月及び5月分の経費については、調査研究のためのものではないから、それに政務調査費を支出することは許されない。	(サ)	否認ないし争う。
		(シ)	政務調査用事務所には併設事務所がある(甲A3)から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(シ)	政務調査用事務所は、自宅敷地内の別棟を後援会事務所と併用していたが、適切に区分負担していた。
		(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ソ1、2)。	(1)	認める。
10 阪部菊雄	(2)	(イ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(イ)	否認ないし争う。
		(ウ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ウ)	否認ないし争う。
		(1)	平成17年度において、別紙1の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲タ1、2)。	(1)	認める。
		(ウ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ウ)	否認ないし争う。
		(イ)	複数の政務調査用事務所において同時に調査研究活動を行うことは不可能であるから、坂本議員の選出地域が広範囲であるからといって、3か所もの政務調査用事務所が必要であるとはいえず、1か所で足りる。したがって、3か所の政務調査用事務所の手事務所費は、調査研究活動に資する必要な経費として、社会通念上、妥当な範囲を逸脱した支出である。また、政務調査費は、議員の選出地域の広さによって、交付額や使途基準が決まるものでないから、選出地域の広さを理由として設置した複数の事務所は、選挙のための事務所である。	(イ)	坂本の選出地域は広範囲であり、各地域の特色に応じて、住民の個々の要望等に基づき政務調査を必要があったため、3か所に政務調査用事務所を設置した。
		(ウ)	水道及びガス代については、高い有用性がなく、調査研究活動のために直接必要なものではないし、政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たるとは認められない。	(ウ)	否認ないし争う。
		(エ)	坂本議員は、和歌山県日高郡日高町の事務所費を支払ったにすぎない(乙Bタ1ないし4)から、被告が主張するような事務所費の支出があったとはいえない。	(エ)	日高町の事務所は、第三者所有で、村崎悦子が管理している建物であるから、その事務所費の領収証が自己宛領収証であるとはいえない。
		(カ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(カ)	否認ないし争う。
		(サ)	和歌山県日高郡みなべ町には「自由民主党和歌山県日高郡第一支部」があり(甲A5の2)、同郡みなべ町の政務調査用事務所には後援会が併設されていたこと(甲A5の3)からすれば、政党支部及び後援会の活動の拠点として、3か所の政務調査用事務所が使用されていたと考えられるから、調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(サ)	否認ないし争う。
		(1)	平成15年度(同年4月を除く。)ないし平成17年度において、別紙1の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ツ1ないし3)。	(1)	認める。
11 坂本登	(2)	(ウ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ウ)	月極駐車場を月額6000円で賃借しており、その50%を政務調査費から支出していた。
		(イ)	事務所の駐車場は調査研究活動のために不可欠ではない。また、来客用でない駐車場に政務調査費を支出することは許されない。賃貸借契約書に、車名として「カローラ」、登録番号として「さ62-34」、特約として「登録車両以外無断駐車厳禁」と記載されていること(乙Bツ1)からすれば、当該駐車場は、来客用ではなく、登録車両専用の駐車場であったといえる。さらに、駐車場が自宅の近くにあったことからすれば、政務調査用事務所への来客用ではなく、自宅用に供されていたと考えられる。	(イ)	月極駐車場は、自宅から約50m離れた場所にあり、議員に選出される前から賃借していたところ、その後、賃貸借契約を更新し、来客用として使用していた。なお、須川議員個人の車は、自宅の車庫を利用していた。
		(ウ)	調査研究活動は、自宅とは別に設置した政務調査用事務所で行われており、須川議員の自宅への来客は調査研究活動以外の活動に用いるものであったと考えられるから、自宅近くに設置されている来客用とされる駐車場は、調査研究活動以外の活動に使用されていたといえる。	(ウ)	否認ないし争う。
		(エ)	後援会が駐車場の賃料を支払っていた(乙Bツ2の1ないし12、3の1ないし12、4の1ないし4)から、当該駐車場を使用していたのは後援会であった。	(エ)	否認ないし争う。
		(カ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(カ)	否認ないし争う。
		(1)	平成15年度(同年4月を除く。)ないし平成17年度において、別紙1の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ツ1ないし3)。	(1)	認める。
		(ウ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ウ)	月極駐車場を月額6000円で賃借しており、その50%を政務調査費から支出していた。
		(イ)	事務所の駐車場は調査研究活動のために不可欠ではない。また、来客用でない駐車場に政務調査費を支出することは許されない。賃貸借契約書に、車名として「カローラ」、登録番号として「さ62-34」、特約として「登録車両以外無断駐車厳禁」と記載されていること(乙Bツ1)からすれば、当該駐車場は、来客用ではなく、登録車両専用の駐車場であったといえる。さらに、駐車場が自宅の近くにあったことからすれば、政務調査用事務所への来客用ではなく、自宅用に供されていたと考えられる。	(イ)	否認ないし争う。
		(ウ)	調査研究活動は、自宅とは別に設置した政務調査用事務所で行われており、須川議員の自宅への来客は調査研究活動以外の活動に用いるものであったと考えられるから、自宅近くに設置されている来客用とされる駐車場は、調査研究活動以外の活動に使用されていたといえる。	(ウ)	否認ないし争う。
		(エ)	後援会が駐車場の賃料を支払っていた(乙Bツ2の1ないし12、3の1ないし12、4の1ないし4)から、当該駐車場を使用していたのは後援会であった。	(エ)	否認ないし争う。
12 須川信行	(2)	(カ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(カ)	否認ないし争う。
		(1)	平成15年度(同年4月を除く。)ないし平成17年度において、別紙1の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ツ1ないし3)。	(1)	認める。
		(ウ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ウ)	月極駐車場を月額6000円で賃借しており、その50%を政務調査費から支出していた。
		(イ)	事務所の駐車場は調査研究活動のために不可欠ではない。また、来客用でない駐車場に政務調査費を支出することは許されない。賃貸借契約書に、車名として「カローラ」、登録番号として「さ62-34」、特約として「登録車両以外無断駐車厳禁」と記載されていること(乙Bツ1)からすれば、当該駐車場は、来客用ではなく、登録車両専用の駐車場であったといえる。さらに、駐車場が自宅の近くにあったことからすれば、政務調査用事務所への来客用ではなく、自宅用に供されていたと考えられる。	(イ)	否認ないし争う。
		(ウ)	調査研究活動は、自宅とは別に設置した政務調査用事務所で行われており、須川議員の自宅への来客は調査研究活動以外の活動に用いるものであったと考えられるから、自宅近くに設置されている来客用とされる駐車場は、調査研究活動以外の活動に使用されていたといえる。	(ウ)	否認ないし争う。
		(エ)	後援会が駐車場の賃料を支払っていた(乙Bツ2の1ないし12、3の1ないし12、4の1ないし4)から、当該駐車場を使用していたのは後援会であった。	(エ)	否認ないし争う。
		(カ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(カ)	否認ないし争う。
		(1)	平成15年度(同年4月を除く。)ないし平成17年度において、別紙1の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ツ1ないし3)。	(1)	認める。
		(ウ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ウ)	月極駐車場を月額6000円で賃借しており、その50%を政務調査費から支出していた。
		(イ)	事務所の駐車場は調査研究活動のために不可欠ではない。また、来客用でない駐車場に政務調査費を支出することは許されない。賃貸借契約書に、車名として「カローラ」、登録番号として「さ62-34」、特約として「登録車両以外無断駐車厳禁」と記載されていること(乙Bツ1)からすれば、当該駐車場は、来客用ではなく、登録車両専用の駐車場であったといえる。さらに、駐車場が自宅の近くにあったことからすれば、政務調査用事務所への来客用ではなく、自宅用に供されていたと考えられる。	(イ)	否認ないし争う。
		(ウ)	調査研究活動は、自宅とは別に設置した政務調査用事務所で行われており、須川議員の自宅への来客は調査研究活動以外の活動に用いるものであったと考えられるから、自宅近くに設置されている来客用とされる駐車場は、調査研究活動以外の活動に使用されていたといえる。	(ウ)	否認ないし争う。

13 谷洋一	(1)	監査結果(甲A3)は、政務調査用事務所の場所につき、須川議員の自宅と異なる場所とする一方で、須川議員が雇用する補助職員の勤務場所につき、須川議員の自宅の併設事務所としており、須川議員の自宅と異なる場所には、政務調査用事務所の設置がなされていないといえるから、その政務調査用事務所の駐車場代として政務調査費を支出することは許されない。	(ウ)	政務調査用事務所は自宅とは別の場所に設置しており、その経費については政務調査費に計上していない。また、須川議員は、自宅においても政務調査事務を行っていた。
	(ウ)	政務調査用事務所には、政治団体の事務所が併設されていた。また、自宅で政務調査活動をしていれば、政務調査用事務所が併設された政治団体の事務所も自宅で行われていたといえるし、自宅への政務調査活動に関係のない来客もあったはずである。したがって、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ウ)	後援会活動があったことを考慮して、賃料の50%を政務調査費から支出することとしており、適切な按分がされていた。
14 長坂隆司	(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ネ1ないし4)。	(ウ)	認める。
	(ウ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ウ)	認める。
15 花田健吉	(1)	政務調査用事務所があるビルは長坂議員の母が所有しており、その敷地は長坂議員とその母が特約各2分の1で共有している(甲ネ5)から、当該ビルの賃貸借契約は自己契約と同様である。また、長坂議員が経営する長坂タココ店は、上記ビルの1階にあり、そこにはその母親が居住していると考えられ、長坂議員とその母親は経済的には分離独立していない(乙Cネ1の3・5・6・9・10・15・18)から、当該ビルの賃料は、長坂議員の母親の扶養費を捻出するためのものであるといえる。したがって、そのようなビルの賃料に政務調査費を支出することは許されない。	(ウ)	長坂議員は、母親の所有するテナントビルの1室を政務調査用事務所として賃借しているところ、長坂議員は第三者に貸せば相応の賃料収入を得られるはずであることはテナントビルを第三者に貸せば相応の賃料収入を得られないことであることと、長坂議員は母からそのテナントビルの敷地の使用料を得ていないこととすれば、長坂議員が当該テナントビルの敷地の共有者であるからといって、テナントビルの1室の賃料につき、政務調査費からの支出が否定されるものではない。また、長坂議員の母は、平成19年までは、上記テナントビル1階でレコード店を営んでおり、経済的にも長坂議員とは独立していた。
	(ウ)	政務調査用事務所の賃借人の名義は、長坂議員個人ではなく、「長坂政策研究会」とされており(乙Bネ1)、同政治団体が専用で事務所を賃借し、賃料を支払っていたといえる。	(ウ)	事務所の賃借人の名義を「長坂政策研究会」としているのは、従前、政務調査用事務所の届出制度はなかったところ、長坂議員は、議員の立場と個人の立場を区別するべく個人名義の使用を避け、一応「長坂政策研究会」名義で事務所を賃借し、政務調査用事務所を併設していたからである。政務調査用事務所は、「長坂政策研究会」の事務所と併設しているから、「長坂政策研究会」名義で事務所を賃借しているからといって、その事務所が政務調査用事務所でないことにはならない。長坂議員は、現に、1年4回の定例議会のうち3回は一般質問を行っており、政務調査用事務所において、そのための相応の準備等をしていない(乙Bネ2ないし5)。
	(2)	政務調査用事務所に併設されている「長坂政策研究会」の事務所費の額は、事務所賃料の50%であったとしても、年60万円以上であるはずだが、「長坂政策研究会」の平成16年ないし平成18年の収支報告書(甲ネ7ないし9)によれば、平成16年ないし平成18年の事務所費の支出額は、いずれも60万円に満たないものであり、「長坂政策研究会」は、実際には事務所賃料を支払っていたといえる。	(ウ)	事務所賃料の50%については、「長坂政策研究会」や「リビングタカマツ」が負担すべきものであったところ、「長坂政策研究会」が事務所賃料の50%以上を支出してはならないとされており、それによって、残りの事務所賃料の50%につき、政務調査用事務所がそれを負担した事実が否定されたり、政務調査用事務所の賃貸借契約が否定されるものではない。
	(ウ)	政務調査用事務所が設置されているというテナントビルの1室には、長坂議員の私的業務である「リビングタカマツ」の事務所が併設されているところ、当該私的業務の経費に賃料金額が計上されていると考えられ、賃料の50%に政務調査費の支出を認めることは、その分、長坂議員に利益をもたらすことになるから、事務所の賃料に政務調査費を支出することは許されない。	(ウ)	否認しないし争う。
	(ウ)	長坂議員は、交付される政務調査費全額を使用していたから、控えめに計上したわけではないと、考慮する必要はない。	(ウ)	否認しないし争う。
	(ウ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に納められていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ウ)	政務調査用事務所につき、電気料金として、平成16年度に28万3401円、平成17年度に28万5718円が発生している(乙Eネ1、2)ところ、これららを按分負担せずに、長坂政策研究会が負担し、政務調査費を支出していないという控えめな処理がされていることは、考慮されるべきである。
	(ウ)	政務調査用事務所には、「長坂政策研究会」、後援会及び長坂が経営する会社の各事務所が併設されている(甲A3、5の3)ところ、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ウ)	否認しないし争う。
	(ウ)	政務調査用事務所は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に納められていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ウ)	政務調査用事務所には、「長坂政策研究会」、「リビングタカマツ」、及び後援会の事務所が併設されているところ、平成14年度から平成17年度までの間に、後援会の活動は含まれていないため、後援会が費用を負担する必要はない。また、「長坂政策研究会」の活動に含まれるため、後援会が費用を負担する必要はない。また、「リビングタカマツ」は、政務調査用事務所において活動しておらず、後援等の据置場所として政務調査用事務所を使用していたにすぎない。したがって、政務調査用事務所における活動に占める政務調査活動の割合は、少なくとも50%以上であったから、適切な按分がされていた。
	(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲フ1、2)。	(ウ)	認める。
	(ウ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ウ)	事務所費は、次の(a)及び(b)のとおりであった(乙Bフ1ないし6)。
	(ウ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ウ)	(a)平成16年度 土地賃料 8万4000円(12万円×12か月)の70%) 電気料金 9万7991円(12万2489円の80%) 駐車場代 9万6000円(12万円の80%) し原汲代 5602円(7003円の80%) (b)平成17年度 土地賃料 8万4000円(12万円×12か月)の70%) 電気料金 5万4591円(10万9262円の50%弱)
	(ウ)	電賃料金につき、平成17年4月25日引落しの6380円は同年3月の使用分であり、平成16年4月26日引落しの9469円は同年3月の使用分であったから、それぞれ清算できない前年度の経費である。	(ウ)	継続的契約において、年度の区切りについて何を基準とするかは、統一的な基準で運用されている限り、ある程度柔軟に考えられるべきであり、請求書の表示や引落日を基準として運用することにつき、何ら問題は無いというべきである。すなわち、平成16年4月分及び平成17年4月分として引落しがされたものをそれぞれ同月分として計上していたから、問題は無い。
	(ウ)	事務所の駐車場は調査研究活動のために不可欠ではない。また、来客用でない駐車場に政務調査費を支出することは許されない。	(ウ)	来客用の駐車場代である(乙Bフ5、7)。
	(2)	支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。政務調査費収支報告書には支出額の一部に政務調査費を充当したことが分かる記載はない。	(ウ)	政務調査費収支報告書記載額が政務調査に係る支出の一部にとどまっているのは、支給額を上回る政務調査に係る支出については政務調査費が支給されないからにすぎない。
	(ウ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に納められていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ウ)	否認しないし争う。

		政務調査用事務所には併設事務所がある（甲A3）から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。				平成9年以降、借地上に建てたプレハブ建物に政務調査用事務所を設置しており、そこでは専ら政務調査活動を行っている。政務調査用事務所には、「自由民主党日高郡第三支部」、「九十九会」、「新社会システム創世会」、及び後援会の事務所が併設されているが、「自由民主党日高郡第三支部」については、同党により設置を求められて設置したもので、活動をほとんど行っておらず、若干の事務が生じたときは、花田議員の自宅で、同人の妻がその事務を行っている。「九十九会」については、年2回のつり大会等のイベントを各人の会費で行うだけであり、ほとんど活動していない。「新社会システム創世会」及び後援会については、平成15年以降全く活動していない。したがって、本来は費用全額が政務調査費から支出されるべきところを、反証困難な誤解を避けるために、あえて控えめに50%ないし80%を計上したにすぎず、按分したために非難される理由はない。	
	(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ボ1、2）。		(1)	認める。	事務所費は、次の(a)及び(b)のとおりであった（乙Bボ1ないし6）。なお、平成16年度においては、1か月につき、賃料5万円、共益費3000円、水道料金2000円、駐車場代6000円、及び電気料金が、平成17年度においては、1か月につき、賃料4万円及び光熱費（電気料金）が、それぞれ発生しているが、控えめに、政務調査費を支出した。	
		支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。				(a)平成16年度 賃料 5万円（平成17年2月分及び同年3月分の賃料10万円の50%） (b)平成17年度 賃料 18万円（36万円×平成17年7月から平成18年3月までの9か月）の50%） 光熱費 2771円（5544円の50%） 書籍代 2500円（5000円の50%）	
		監査結果は、平成17年6月以前の政務調査用事務所について言及していない（甲A3）から、藤山議員の政務調査用事務所は、同月以前には設置されておらず、又は自宅に併設されていたと考えられる。		(イ)	政務調査活動は、平成15年4月から平成16年12月までの間は自宅で行い、平成17年1月から同年7月までの間は和歌山市内で賃借した事務所で、同年8月以降は賃借した海南市内の事務所で行っていた。		
		平成17年度の書籍購入費については、事務費に計上すべきであり、費目を誤っているから、政務調査費の充当は許されない。		(ウ)	書籍欄については、本来、事務費に計上すべきであったとしても、政務調査費の合計額としては変動がないため、費目を間違えていたとしても不当利得にはならない。		
16 藤山時村	(2)	賃料の支払が毎月末日までに来月分の支払をすることになっていたとされるから、平成18年3月に支払った賃料は、同年4月分であると考えられ、平成17年度分を超えるものであるから、平成18年3月支払の賃料に平成17年度の政務調査費を支出することは許されない。		(エ)	否認ないし争う。		
		支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。政務調査費収支報告書には支出額の一般に政務調査費を充当したことが分かる記載はない。		(オ)	政務調査費収支報告書記載額が政務調査に係る支出の一部にとどまっているのは、支給額を上回る政務調査に係る支出については政務調査費が支給されないからにすぎない。		
		政務調査費は、年額288万円（1か月24万円）が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(カ)	否認ないし争う。		
		政務調査用事務所には併設事務所がある（甲A3）から、その併設事務所の負担分及び調査研究活動以外の活動の負担分を超えて、政務調査費を支出していた。		(キ)	政務調査用事務所に併設事務所があったとしても、平成16年度及び平成17年度において、後援会活動はほとんど行われていなかったから、本来は費用全額につき政務調査費を支出できるところ、反証困難な誤解を避けるために、あえて50%のみを計上したのであり、それを非難される理由はない。		
	(1)	平成15年度（同年4月を除く。）ないし平成17年度において、別紙1の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲マ1ないし3）。		(ク)	認める。	政務調査用事務所は、平成15年8月1日から賃借し、その賃料は月額4万7000円であり、具体的には、次の(a)ないし(c)のとおりであった。なお、政務調査費収支報告書の記載額よりも多い部分については、前川議員個人の資産から支出した。	
		支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。				(a)平成15年8月から平成16年3月 賃料 37万6000円 (b)平成16年度 賃料 56万4000円 電気料金 2万1625円 (c)平成17年度 賃料 56万4000円	
		支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(イ)	否認ないし争う。		
17 前川勝久	(2)	政務調査費は、年額288万円（1か月24万円）が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ウ)	否認ないし争う。		
		前川議員は、平成18年3月に行われた和歌山県白浜町の町長選挙に立候補しており、政治活動も政務調査用事務所を拠点として行っていたから、事務所費総額の2分の1を超える部分に政務調査費を支出することは許されない。また、前川議員が和歌山県白浜町の町長選挙の準備活動のために別途事務所を設置していたからといって、政務調査用事務所においてもその準備活動をしていなかったとは考えられない。		(エ)	前川議員は、平成18年1月31日に白浜町長選挙に立候補をすることを決め、その後すぐ、同年2月中旬から選挙用事務所を借りたから、政務調査用事務所を選挙準備活動に使用したことはなかった。		
		政務調査用事務所には併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(オ)	政務調査用事務所に併設していた「自由民主党西牟婁郡第三支部」は、法人からの献金を受けるための団体であり、活動していなかった。また、前川議員の後援会の事務所は、政務調査用事務所とは別の場所で賃借した。		
	(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ム1、2）。		(カ)	認める。	事務所費は、次の(a)及び(b)のとおりであった（乙Bム1ないし10）。	
		支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。				(a)平成16年度 地代 50万円 電気料金 16万5587円 水道料金 1万2600円 灯油代 1万4018円 汲排水費用 5255円 なお、これらの合計額69万7460円のうち17万8187円を政務調査費から支出した。 (b)平成17年度 電気料金 14万9854円 水道料金 1万2600円 灯油代 4万1650円 汲排水費用 3344円 なお、これらの合計額70万7448円のうち49万6840円を政務調査費から支出した。	

18 松本貞次	(イ)	水道料金領収書等（乙Ｂ△３の１ないし１２、７）、し尿取扱料領収証（乙Ｂ△９の２）、灯油代の領収証等（乙Ｂ△１０の１・２）の宛先は、「松本貞次後援会」又は「松本貞次後援会事務所」となっているから、後援会事務所は、後援会専用の事務所であったといえる。	(イ)	政務調査用事務所は、後援会事務所と併設されていたから、事務所に係る領収証の宛名が便宜的に後援会となっていたとしても何ら不合理ではない。
	(ロ)	水道及び汲取費用については、政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たるとして、調査研究活動のために直接必要なものではない。	(ロ)	否認ないし争う。
	(ハ)	灯油代については、調査研究活動のために直接必要なものではない。	(ハ)	否認ないし争う。
	(ニ)	被告主張の事務所費は、金銭出納帳（乙Ｅ△１）に記載されているとおり、松本議員の後援会の事務所費であった。	(ニ)	否認ないし争う。
	(ホ)	支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(ホ)	否認ないし争う。
	(ヘ)	政務調査費は、年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ヘ)	否認ないし争う。
	(セ)	政務調査用事務所には政治団体の併設事務所がある（甲Ａ３）から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(セ)	政務調査用事務所には後援会事務所が併設されていたところ、事務所費の一部のみが政務調査費から支出され、適切に按分されていた。そして、政務調査活動と後援会活動は密接に関連するものであり、明確に峻別できない場合もあるから、按分の適正の厳密な立証は、被告に不可能を強いるものである。
	(1)	平成１５年度ないし平成１７年度において、別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲モ１ないし４）。	(1)	平成１７年度の事務所費については、平成１９年７月１３日、車のガソリン代の一部に当たる３万７千３百９６円につき、調査研究費に修正しており、同年度の事務所費としての支出は２万４千２百７８円である。その余は認める。
	(イ)	支出ことの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(イ)	政務調査用事務所の賃料は月額２万円であり、具体的には、次の(ア)ないし(ド)のとおりであった。なお、政務調査費収支報告書記載額よりも多い部分については、向井議員個人の資産から支出した。
	(ロ)	政務調査用と被告が主張する事務所は、平成１５年４月に実施された県議会議員選挙の際に選挙事務所として使用された事務所であり（甲モ６）、選挙事務所として維持、確保されてきたといえるし、その外観の状況（甲モ５の１・２）からすれば、調査研究活動外の目的の事務所であるといえる。	(ロ)	(ア)平成１５年４月 賃料 ２万円（乙Ｂモ１１） 電気料金 １万１千３百９円（乙Ｂモ９の１） 水道費 １万七千８百円（乙Ｂモ１０） (b)平成１５年５月から平成１６年３月 賃料 ２万２千円（乙Ｂモ８） 電気料金 １万七千五百五十二円（乙Ｂモ９） 水道料金 １万九千五百八十円（乙Ｂモ１０） 固定電話使用料 ４万１千五百九十四円（乙Ｃモ２・８ないし３・２） ガソリン代 ２万八千六百六十四円 (c)平成１６年度 賃料 ２万四千円（乙Ｂモ５） 電気料金 六万九千三百九十一円（乙Ｂモ６） 水道料金 二万一千三百六十円（乙Ｂモ３の１、７） ガソリン代 三万六千八百六十八円 (d)平成１７年度 賃料 二万四千円（乙Ｂモ１） 電気料金 七万九千五百五十四円（乙Ｂモ２） 水道料金 二万一千三百六十円（乙Ｂモ３） ガス代 一万七千七百円（乙Ｂモ４） ガソリン代 三万九千二百六十五円

19 向井嘉久蔵	(イ)	平成１５年５月から平成１６年３月までの固定電話使用料については、通信費として事務所に計上すべきであり、計上する費用を認めているから、政務調査費を私用のためのものであるから、その使用料に政務調査費を支出することは許されない。	(イ)	否認ないし争う。向井議員は、政務調査用事務所とは別に選挙用事務所を借りていたから、政務調査用事務所を選挙用に使用していいなかった。
	(ロ)	ガソリン代については、交通費として調査研究費に計上されるべきであり、計上する費用を認めているものではない疑いがあるから、修正計上も政務調査費の支出も許されない。また、自動車は、調査研究活動以外に利用できるから、そのガソリン代に政務調査費を支出することは許されない。さらに、ガソリン代の一部の領収証（乙Ｂモ１３の２・７・８・１３・１６・１７・３３・３４・４０・１４の１・２・８・９・１２・１６・１８・２５・２６・２・８・３・１ないし３・４・１・４・４・４・４・４ないし５・１、１５の１・３・４・８ないし１０・１２・１３・１６・２１・２・２・２・２・２・２・２・２・３・６・３・３）には、宛先として「向井米穀店」と記載され、向井米穀店に係る費用であるといえるから、政務調査費を支出することは許されない。	(ロ)	否認ないし争う。向井議員は、スクーター２台、軽四貨物自動車１台、軽四乗用自動車１台、普通乗用自動車１台を所有しているが、そのうち普通乗用自動車は、現地調査等の政務調査活動専用で使用していたため、同自動車分のガソリン代のみ計上した。
	(ハ)	平成１５年５月から平成１６年３月までの固定電話使用料については、通信費として事務所に計上すべきであり、計上する費用を認めているから、政務調査費を私用のためのものであるから、その使用料に政務調査費を支出することは許されない。	(ハ)	否認ないし争う。
	(ニ)	政務調査用事務所は自宅に設置されておらず、自宅にかかってくる電話及びファックスの大半が政務調査活動に関するものであるとまでは許されないから、自宅の電話とファックスの使用料に政務調査費を支出することは許されない。また、１回線でもかかってくるのに、２回線もの電話使用料に政務調査費を支出することは、必要最小限の範囲を超え、妥当な範囲を逸脱したものである。	(ニ)	政務調査関連の電話やファックスは、政務調査用事務所だけでなく、自宅にもあったことから、自宅の電話及びファックスの使用料を計上したのであり、必要最小限の費用である。
	(ホ)	政務調査専用ではない固定電話、ファックス、及びパソコン回線等の基本使用料につき、政務調査費を支出することは許されないし、基本使用料が控除されていない以上、その全額につき政務調査費を支出することは許されない。	(ホ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり、電話の基本使用料とその他の使用料につき、政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし、基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は、法的拘束力のある規定でなく、取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから、基本使用料につき、政務調査費を支出したことは違法ではない。
	(セ)	携帯電話は、社会通念上、その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから、携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。	(セ)	否認ないし争う。
	(1)	水道料金及び灯油代については、調査研究活動のために直接必要なものではない。	(1)	否認ないし争う。
	(イ)	支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(イ)	否認ないし争う。
	(ロ)	政務調査費は、年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ロ)	否認ないし争う。
	(ハ)	政務調査用と被告が主張する事務所は、平成１５年４月に実施された県議会議員選挙の際に選挙事務所として使用された事務所であり（甲モ６）、選挙事務所として維持、確保されてきたといえるし、その外観の状況（甲モ５の１・２）からすれば、調査研究活動外の目的の事務所であるといえる。	(ハ)	政務調査用事務所には後援会事務所が併設されていたところ、事務所費の一部のみが政務調査費から支出され、適切に按分されていた。そして、政務調査活動と後援会活動は密接に関連するものであり、明確に峻別できない場合もあるから、按分の適正の厳密な立証は、被告に不可能を強いるものである。

		政務調査用事務所には、「自由民主党橋本支部」の事務所等が併設されている(甲モ5)から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。また、平成17年度の政務調査費収支報告書においては、「(按分3分の1減)などと記載があるのに、被告の主張では按分負担がされていない。」	政務調査用事務所(甲モ5の2【左奥建物】)は、「自由民主党橋本市連絡協議会」及び後援会の事務所と別の場所に設置されている。なお、「自由民主党橋本市連絡協議会」の看板(甲モ5の1)については、「自由民主党橋本市連絡協議会」の事務所が平成18年2月2日ころに河川改修に伴い、立ち退きとなったため、政務調査用事務所の隣の間借りスペースに、その好意を受けて掛けられているだけであり、同倉庫を賃借したわけではなく、政務調査用事務所が政務活動を行っていたことはない。ただし、平成17年度分については、事務所の形態を考慮して、一部按分負担とした。
(1)	(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務所費開記載の金額を政務調査費から支出した(甲ヤ1、2)。	認める。
		支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	
(1)	(1)	政務調査用事務所が併設されているとされる後援会の平成17年度及び平成18年度の収支報告書(甲ヤ7、8)に事務所費として計上されている年132万円という金額は、事務所の賃料1年分120万円と自家用とされる駐車場の賃料1年分12万円(丙Bヤ2ないし5)の合計額と一致するから、後援会が、事務所及び駐車場の賃料全額を支払っており、補助参加人森はそれを負担していなかった。また、補助参加人森が行った後援会の収支報告書の訂正によっても、事務所賃料は、二重に計上されている。	
(2)	(2)	政務調査用事務所とされる建物の賃貸借契約書(丙Bヤ1)によれば、建物使用目的が住居に限定されているから、同建物は住居であり、政務調査用事務所ではない。また、賃貸借契約の期間が平成17年1月1日から平成18年12月31日までとされており、平成17年1月1日より前については、政務調査用事務所が設置されていたとはいえない。	
		事務所の駐車場は調査研究活動のために不可欠ではない。また、来客用でない駐車場に政務調査費を支出することは許されない。そもそも、補助参加人森が政務調査用事務所であったと主張する建物は住居であった(丙Bヤ1)から、その駐車場の賃料に政務調査費を支出することは許されない。	
(1)	(1)	支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	
		政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に始めていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	
(1)	(1)	政務調査用事務所には、後援会の事務所が併設されている(甲A3)から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	
		平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務所費開記載の金額を政務調査費から支出した(甲ヨ1、2)。	
(1)	(1)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	
(2)	(2)	事務所の賃借人は、山下直也議員本人ではなく、山下直也議員の後援会であり(乙Bヨ1の1・2)、電気料金、水道料金、及びガス代の領収書等(乙Bヨ3の6ないし12、4の1・2、5の2)からしても、当該事務所は後援会専用の事務所であったといえる。	
		駐車場代については、政務調査時の車の駐車に使用したものだとすれば、調査研究費に計上されるべきであり、計上する費目を誤っているから、政務調査費を支計上することは許されない。また、監査結果(甲A3)によれば、調査研究に修正計上されたというが、その駐車場代は、政務調査活動のために必要ではなかった疑いがあるから、その修正計上も許されない。	
(1)	(1)	水道料金及びガス代については、調査研究活動のために直接必要なものではない。	
		平成16年度ないし平成17年度において、政務調査用事務所が併設されている政党支部及び後援会が、事務所費等を支出していた(甲ヨ3の1・2)から、政務調査用事務所の事務所費であると被告が主張する費用は、調査研究に資するものではなかったし、政務調査用事務所が負担していたものでもなかった。	
		政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	
(1)	(1)	政務調査用事務所には、後援会及び「自由民主党和歌山県和歌山市第七支部」の事務所が併設されている(甲A5の2)から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	
		平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の事務所費開記載の金額を政務調査費から支出した(甲ラ1ないし4)。	
		政務調査用事務所(甲モ5の2【左奥建物】)は、「自由民主党橋本市連絡協議会」及び後援会の事務所と別の場所に設置されている。なお、「自由民主党橋本市連絡協議会」の看板(甲モ5の1)については、「自由民主党橋本市連絡協議会」の事務所が平成18年2月2日ころに河川改修に伴い、立ち退きとなったため、政務調査用事務所の隣の間借りスペースに、その好意を受けて掛けられているだけであり、同倉庫を賃借したわけではなく、政務調査用事務所が政務活動を行っていたことはない。ただし、平成17年度分については、事務所の形態を考慮して、一部按分負担とした。	
(1)	(1)	政務調査用事務所として、4階建ての建物を月額10万円で賃借し、その7割である7万円につき、政務調査費を支出しており、平成16年度及び平成17年度において、政務調査用事務所の賃料として84万円(120万円の70%)を支出した。なお、政務調査費の支出には上限があったことから、実際の支出額よりも少ない60万3780円を政務調査費収支報告書に記載した(甲ヤ2)。	
		後援会の収支報告書(甲ヤ7、8)の記載が誤っており、正しくは、後援会の負担割合は、政務調査用事務所と按分した(丙Bヤ6、7)。	
(1)	(1)	賃貸借契約書(丙Bヤ1)の第2条に建物使用目的を住居に制限する記載があるのは、定型約款の文言が記載された市販の用紙を用いたから、第1条に物件の「種別」が「事務所」であると記載されていることや、監査結果(甲A3)及び政治団体一覧表(甲A5の3)のとおり、補助参加人森は、当該建物を事務所として賃借したものである。また、平成17年1月1日より前の賃貸借契約書を提出できないのは、2年ごとの契約更新の際、従前の賃貸借契約書を破棄していったからである。	
		政務調査用事務所の1階部分に2台分の駐車施設があり、それを来客用の駐車場として利用している。政務調査用事務所の裏にある月極駐車場を自家用車の駐車場として賃借しているが、その賃料については政務調査費を支出していない。	
(1)	(1)	否認しないし争う。	
		否認しないし争う。	
(1)	(1)	政務調査用事務所には後援会の事務所が併設されているが、後援会の活動は、事務所外で行うものがほとんどであり、事務所内では幹事会や世話人会が年に10回程度行われるだけであるから、後援会活動が補助参加人森の政務調査用事務所における活動のうちの3割に及ぶことはなく、事務所費の政務調査費による負担割合を7割としたことは相当である。	
		平成17年度の事務所費については、平成19年7月13日、駐車場代に当たる2万9471円につき、調査研究費に修正しており、同年度の事務所費としての支出は30万円である。その余は認める。	
		政務調査用事務所の賃料は月額5万円であり、次の(a)及び(b)のとおりであった。なお、平成17年度の光熱水費については、政務調査費収支報告書に記載していない。	
		(a)平成16年度 賃料 60万円(乙Bヨ2) 電気料金 6万2328円(乙Bヨ3) 水道料金 1万4952円(乙Bヨ4) ガス代 1万3560円(乙Bヨ5) 駐車場代 4万9380円 なお、これらの合計額69万0840円のうち48万7665円を政務調査費収支報告書に記載した。 (b)平成17年度 賃料 30万円(60万円×12か月。乙Bヨ1の2、3の一部) 駐車場代 2万9471円 電気料金 5万6947円(乙Bヨ6の1ないし12) 水道料金 9198円(乙Bヨ7の1ないし5) ガス代 1万8680円(乙Bヨ8の1ないし12) なお、政務調査費収支報告書記載額は30万円である。	
(1)	(1)	政務調査用事務所と後援会事務所の併設事務所を設置する際に、その建物の賃貸借契約において、後援会事務所名義を選択し、経費の支払名義が後援会となっており、後援会専用の事務所であったとはいえない。山下直也議員は、政務調査用事務所において、調査、資料作成、陳情や要望等の意見の収集、勉強会や意見交換会の実施を行っており、政務調査用事務所としての使用実態があった。	
		駐車場代は、福祉団体との会合や他の議員との政策会議、意見交換会等の場に行う際に路上駐車するわけにはいかなかったため、支出したものであり、政務調査目的で使用したものであった。	
(1)	(1)	水道料金について、平成16年4月ないし5月分の領収書が2通あるのは、同年4月の途中で、事務所移転をしたためである。	
		否認しないし争う。	
		否認しないし争う。	
(1)	(1)	政務調査用事務所には、「自由民主党和歌山県和歌山市第七支部」及び後援会の事務所が併設されているが、「自由民主党和歌山県和歌山市第七支部」は、名目のみであり、収支も活動もなかった。そして、政務調査専用の事務所ではなかったことから、実際に支出した経費につき、適正に按分した。なお、「直政会」は、山下直也議員の自宅に併設しており、日常的な活動のない資金管理団体であった。	
		認める。	

22	山田正彦	(2)	(イ)	支出内容等に関する報告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	事務所の賃料は月額5万円であり、具体的には、次の(a)ないし(d)のとおりであった。なお、水道料金については、事務所の所有者である協和水産株式会社に対して支払う約束になっており、同社代表者である佐本春美(乙ラ7)の指示により、月額10,000円を支払っていた(乙ラ9)。また、政務調査費収支報告書記載額よりも多い部分については、山田議員個人の資産から支出しており、山田議員が行った政務調査活動に要した費用は、そのほかにもあった(乙ラ8)。
					(a)平成15年4月 賃料 5万円 光熱水費 1万円
					(b)平成15年5月ないし平成16年3月 賃料 55万円
					(c)平成16年度 賃料 60万円 電気料金 6万8,740円 水道料金 1万2,000円 固定電話使用料 6万8,957円
					(d)平成17年度 賃料 60万円 電気料金 7万3,524円 水道料金 1万2,000円 固定電話使用料 5万4,070円
				(イ)	政務調査用事務所の所在地は、和歌山県紀の川市黄志川町神戸176-1である。そして、名刺等に記載されている場所は単なる誤記であり、同町神戸175-1という住所は存在しない。
				(ウ)	固定電話使用料については、賦かって事務所費として計上していたため、事務費として修正計上する予定である。
				(ロ)	否認ないし争う。
				(ハ)	否認ないし争う。
				(ニ)	否認ないし争う。
23	吉井和眼	(2)	(イ)	支出内容等に関する報告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	政務調査用事務所に併設している後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」は、日常的に活動しておらず、そのうち、後援会は、選挙が行われる年に別の事務所を借りて行っていた程度であった。
				(1)	平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲リ1ないし4)。
				(ウ)	支出内容等に関する報告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。
				(イ)	被告は、吉井時子所有の建物を同人から賃借して政務調査用事務所を設置していると主張するが、賃貸借契約書に記載されている地番にある建物、昭和60年から現在までの間、小畑政枝が所有しており(甲リ7)、その敷地は昭和42年から現在までの間、同人が所有している(甲リ6の1・2)から、そこに政務調査用事務所が設置されていたとはいえない。
				(ウ)	原告甲中らが、平成19年2月9日に吉井議員の事務所を現地調査した際、吉井議員作成の配座図(乙リ9)において、後援会事務所とされている建物は、「吉井コンクリート産業株式会社」及び「吉井組」の事務所であり、政務調査用事務所とされているプレハブ建物は、外観上、吉井議員が関係する政治団体及び政党支部の事務所であった(甲リ8の1ないし4)。また、吉井議員は、平成15年4月13日及び平成19年4月8日に行われた県議会議員選挙の際に、選挙事務所の地番につき、現在の和歌山県有田郡有田川町の「庄618」としていた(甲リ9の1・2)から、政務調査用事務所が設置されていると被告が主張するプレハブ建物は、選挙の度に選挙事務所とするために維持、確保されていた建物であるといえる。したがって、政務調査用と被告が主張する事務所は、政務調査用事務所ではなかった。
				(ロ)	灯油代については、調査研究活動のために直接必要なものではない。
				(ハ)	「従量電灯A」及び「低圧電力」の両方の電気料金が支出されていることについては、「低圧電力」の電気を使用する必要性はない上、同方の電気料金の支出は、社会通念上妥当な範囲を超えた支出である。
				(ニ)	平成15年度ないし平成17年度において、政務調査用事務所に併設されている政党支部及び政治団体が、事務所費等を支出していた(甲リ11の1ないし9)から、政務調査用事務所の事務所費であると被告が主張する費用は、調査研究に資するものではなかったし、政務調査用事務所が負担していたものでもなかった。
				(ハ)	支出内容等に関する報告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。
				(イ)	否認ないし争う。

別紙3(2) 本件議員らの事務費について

原告らの主張		被告又は被告補助参加人らの主張	
(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲イ1、2)。	(1)	認める。
1 浅井修一郎	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	イ	政務調査用事務所に設置された固定電話の子機が株式会社浅井の事務所にあり、株式会社浅井の事務所の固定電話の回線が政務調査用事務所にあることから、政務調査用回線の使用料の20%に政務調査費を支出した。また、浅井議員の携帯電話は、ほとんど政務調査のために使用するものであるから、その使用料の80%に政務調査費を支出した。さらに、浅井議員は、自宅においても政務調査活動をしており、自宅の電話代の50%は政務調査費のために使用されていた。具体的には、次の(a)及び(b)のとおり、政務調査費を支出した(乙イ1ないし15)。
	イ	イ	(a)平成16年度 政務調査用事務所の電話代 4万9089円 (6万1362円の80%) 株式会社浅井の電話代 1万5240円 (7万6198円の20%) 自宅の電話代 3万0800円 (6万1600円の50%) 携帯電話使用料 9万2362円 (11万5452円の80%) 事務用品 7610円 なお、これらの合計額19万5101円のうち17万9846円を政務調査費から支出した。
	ロ	ロ	(b)平成17年度 政務調査用事務所の電話代 4万0392円 (5万0491円の80%) 株式会社浅井の電話代 1万6960円 (8万4801円の20%) 自宅の電話代 2万8765円 (5万7531円の50%) 携帯電話使用料 9万3432円 (11万6790円の80%) なお、これらの合計額17万9549円のうち5万6518円を政務調査費から支出した。
	ハ	ハ	否認しないし争う。
	ニ	ニ	否認しないし争う。
	ヘ	ヘ	否認しないし争う。営業を目的とする株式会社浅井が主として使用している電話番号を建物の外壁に表示することは当然である。
	ホ	ホ	固定電話が実質的に政務調査のために使用される場合もあり、電話の基本使用料とその余の使用料につき、政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし、基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き(乙イ3)は、法的拘束力のある規定でなく、取扱いの要領を便宜的に定めたものにすぎないから、基本使用料につき、政務調査費を支出したことは違法ではない。
	ロ	ロ	夜間にも浅井議員の自宅に來客があり、浅井議員は、自宅においても政務調査活動を行っていた。また、偏みや生活の相談、不動産に関する相談によって、地域での問題点や経済状況等を知り、それを議員活動に役立てることは、政務調査活動に含まれる。
	ケ	ケ	携帯電話の使用の事情は時代とともに異なり、使用する人や場合によっても異なるところ、政務調査活動は、通常、不特定多数の有権者との間で行われるのではなく、特定の知己の人たちからの調査報告、意見交換、情報提供等を受けることが多いし、本件議員らは、政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く、そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。
	コ	コ	否認しないし争う。
2 東幸司	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(1)	認める。
	イ	イ	次の(a)及び(b)のとおり支出した。なお、それ以外にも、文具、用紙、事務所の光熱費及び水道費等で月額2万4000円を下らない出費があった。
	ロ	ロ	(a)平成16年度 固定電話使用料 6万1315円 (乙イ1の1・2) 携帯電話使用料 18万0581円 (乙イ2の1・2) パソコンプリンター購入費 3万8000円 デブラ購入費 4万円
	ハ	ハ	(b)平成17年度 固定電話使用料 5万4356円 (乙イ1の3・4) 携帯電話使用料 21万4179円 (乙イ2の3・4) デジタルカメラ購入費 4万7000円
	ニ	ニ	固定電話が実質的に政務調査のために使用される場合もあり、電話の基本使用料とその余の使用料につき、政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし、基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き(乙イ3)は、法的拘束力のある規定でなく、取扱いの要領を便宜的に定めたものにすぎないから、基本使用料につき、政務調査費を支出したことは違法ではない。
	ヘ	ヘ	携帯電話の使用の事情は時代とともに異なり、使用する人や場合によっても異なるところ、政務調査活動は、通常、不特定多数の有権者との間で行われるのではなく、特定の知己の人たちからの調査報告、意見交換、情報提供等を受けることが多いし、本件議員らは、政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く、そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。東議員は、政務調査用の携帯電話以外にプライベート用の携帯電話を保有していた。
	ホ	ホ	否認しないし争う。
	コ	コ	否認しないし争う。平成19年の落選に伴い、将来にわたって政治活動をしないことを決め、転居する際に、政務調査費にかかる賃料等をすべて廃棄したという事情がある。
	ケ	ケ	否認しないし争う。
	コ	コ	認める。
	イ	イ	電話料金、コピー用紙、事務用品に係る費用の40%として、平成16年度に38万2685円、平成17年度に28万1880円を、それぞれ政務調査費から支出した(乙イ1、2)。

3 坂田敬文	(1)	政務調査専用ではない固定電話、ファックス、及びパソコン回線等の基本使用料につき、政務調査費を支出することは許されない(乙A3)し、基本使用料が控除されない以上、その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。	(2)	政務調査専用ではない固定電話、ファックス、及びパソコン回線等の基本使用料につき、政務調査費を支出することは許されない(乙A3)し、基本使用料が控除されない以上、その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。
	(2)	政務調査費は、年額288万円(11か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		
4 宇治田栄蔵	(1)	政務調査専用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張2(2)に記載のとおり、供設事務所があるから、政務調査費用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲オ1、2)。
	(2)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。		
5 浦口高典	(1)	政務調査専用事務所は、宇治田議員の自宅とは別の場所に設置されていたから、自宅の電話やファックスは、宇治田議員個人又はその家族が専ら私的に使用していたといえる。	(1)	政務調査専用事務所は、宇治田議員の自宅とは別の場所に設置されていたから、自宅の電話やファックスは、宇治田議員個人又はその家族が専ら私的に使用していたといえる。
	(2)	政務調査専用ではない固定電話、ファックス、及びパソコン回線等の基本使用料につき、政務調査費を支出することは許されない(乙A3)し、基本使用料が控除されない以上、その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。	(2)	政務調査専用ではない固定電話、ファックス、及びパソコン回線等の基本使用料につき、政務調査費を支出することは許されない(乙A3)し、基本使用料が控除されない以上、その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。

3 坂田敬文	(1)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり、電話の基本使用料とその他の使用料につき、政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし、基本使用料につき政務調査費を充当しなく、取扱の要領を便宜的に定めたものによらないから、基本使用料につき、政務調査費を支出したことは違法ではない。	(1)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり、電話の基本使用料とその他の使用料につき、政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし、基本使用料につき政務調査費を充当しなく、取扱の要領を便宜的に定めたものによらないから、基本使用料につき、政務調査費を支出したことは違法ではない。
	(2)	否認しないし争う。	(2)	否認しないし争う。
4 宇治田栄蔵	(1)	政務調査専用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張2(2)に記載のとおり、供設事務所があるから、政務調査費用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(1)	政務調査専用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張2(2)に記載のとおり、供設事務所があるから、政務調査費用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。
	(2)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(2)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。
5 浦口高典	(1)	政務調査専用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張2(2)に記載のとおり、供設事務所があるから、政務調査費用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(1)	政務調査専用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張2(2)に記載のとおり、供設事務所があるから、政務調査費用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。
	(2)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(2)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。

イ)	文具用品とされる丙Cキ47、56、106、115、123、126については、その金額からして、数量的に過大に購入され、又は別の商品が含まれているといえる。
ロ)	CDタイトルプリンターのインクリボン（丙Cキ33）、データメディア、PCケース、及びカバークラス、138）、ウイルス対策ソフト（丙Cキ37、101）、ノートパソコンの無線LAN（丙Cキ45、58）、USBハブ（丙Cキ46）、ノートパソコンの無線LAN（丙Cキ52）、ノートパソコンのメモリー増設及び取付作業（丙Cキ53、105）、パワーポイントソフト（丙Cキ54、138）、携帯レシーバー、電池、及びUSBデータ転送ケーブル（丙Cキ59）、ワープロソフト太郎（丙Cキ114）、データをCDにコピー又は保存するためのソフト、記録メディア、及びインクジェットプリンター用紙（丙Cキ116）、電子辞書（丙Cキ120、121、139）、カメラのバッテリー（丙Cキ122、138）、CDラジカセ（丙Cキ124、140）、USBメモリー、PCカードアダプター、及びカードリーダー（丙Cキ127、138）、ファックス用インクフイルム（丙Cキ128）、並びにテラプレコーダー、携帯ラジオ、及びカメラ用品（丙Cキ129、138）は、調査研究活動のために直接必要なものではない。また、政務調査の日程は、議員の活動の中で、ごく限られた日程にすぎないから、システム手帳（丙Cキ59）についても、調査研究活動のために直接必要なものではない。
ハ)	DVDプレーヤーは一般家庭で普及しており、一般家庭で視聴されるテレビのニュースや報道番組の録画等は、議員の自宅にある家庭用のDVDプレーヤーで対応できるはずである。仮に、議員が家庭用のDVDプレーヤーを持っていないとすれば、政務調査費で購入されたDVDプレーヤーは、ほとんど私用で使用されているといえる。
ニ)	デジタルプロジェクターは、議員個人の宣伝や政治活動の集会にも利用していると考えられる。調査研究活動のために直接必要なものとはいえないし、政務調査費の支出が許されない高額な事務機器に当たる。
ホ)	県政報告用の「江上りゅうすけニュース」の作成費用は、議員の広報、広告、宣伝を主たる目的とするものであり、調査研究のために要する事務用品・備品購入等、通信費等には該当しない。また、同ニュースには、「北側・国土交通大臣が講演」などと県政に関係のない内容（丙Cキ136）や、単なる新年の挨拶の内容（丙Cキ137）も含まれており、その他の記事についても、議員として行った活動を紹介する内容であって、県政に関する情報を収集するような内容は記載されていないから、調査研究に資するものとはいえない。仮に、同ニュースが、県政報告のためのものであったとしても、県や県議会による広報（甲A20ないし22）とは別に、議員個人が政務調査費の支出をしてまでそれを行う必要はない。
ヘ)	携帯電話は、社会通念上、その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから、携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また、議員の携帯電話番号の番号は県民にほとんど明らかにされていないから、調査研究活動に利用される使用は、県民に明らかにされていない固定電話であり、殊更に携帯電話を調査研究活動に使用し、県民に知らせなければならない必要はない。そして、携帯電話の購入ないし買替え（丙Cキ49）は、調査研究活動のために必要ではない。
セ)	政務調査専用ではない固定電話、ファックス、及びパソコン回線等の基本使用料につき、政務調査費を支出することは許されない（乙A3）。し、基本使用料が控除されない以上、その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。「和歌山県政務調査費運用の手引き」（乙A3）は、法令や条件等例等の趣旨を具体化したものであり、同手引きの作成によって使途基準の変更がされたわけではないから、本件議員らの政務調査費支出の基準となるものである。
シ)	江上議員の自宅の固定電話は、議員とその家族が専ら私的に使用していた。
ス)	2台以上のプリンターのインク代等（丙Cキ32、38、48、55、100、111、125）及び2台分のノートパソコンのバッテリー代（丙Cキ45、58）は、調査研究活動に資する必要な経費として、社会通念上、妥当な範囲を逸脱した支出であるし、政務調査費の支出が許されない環境整備費に当たる。
ソ)	江上議員は、既にNEC製のパソコンを所有していた（丙Cキ45）から、新たに富士通製のパソコンを購入する（丙Cキ51）必要はなかった。また、ノートパソコン（丙Cキ51）は、それがなくとも、調査研究活動を行うことができるから、購入の必要性がないし、調査研究活動以外に使用されていると考えられる上、政務調査費の支出が許されない高額な備品購入に当たる。
タ)	インターネット使用料につき、自宅の電話回線を使用し、自宅に設置されたパソコンで使用していたと考えられ、一般的に私的に利用していたといえる。また、日常的にインターネットを使用できる環境を整える費用は、政務調査費の支出が許されない環境整備費に該当する。
チ)	ホームページは、議員の広報、広告、宣伝を主たる目的としており、県政に関する内容が掲載されていたとしても、県や県議会が行う広報（甲A20ないし22）と別に言う必要はない。また、平成16年度に、以前からあったホームページ（丙Cキ26、89ないし96）とは別に新たにホームページを作成する（丙Cキ107ないし110）必要はなく、作成の1年後に改修する（丙Cキ39ないし41）必要もなかった。
リ)	31万5000円もするホームページ制作費（丙Cキ107ないし110）は、政務調査費の支出が認められない高額な備品等の購入（乙A3）に当たる。
ニ)	デジタルカメラ2台の購入費（丙Cキ112、118、119）は、調査研究活動に必要な経費として、社会通念上、妥当な範囲を逸脱した支出である。用途による使い分けのためにカメラ2台を購入することは、政務調査費の支出が許されない環境整備に当たるとし、家庭用のカメラを活用すれば、十分対応できるから、調査研究活動のために直接必要なものではない。また、予備のバッテリーは、調査研究活動のために必要ではない。
ヒ)	支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。政務調査費収支報告書には支出額の1部に政務調査費を充当したことが分かる記載はなく、監査結果においても、その旨の指摘はされていない。
フ)	政務調査費は、年額288万円（1か月24万円）が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。

イ)	否認ないし争う。
ロ)	CDタイトルプリンターは、政務調査資料を保管するCDのタイトルを印刷するためが必要であるから、そのインクリボン（丙Cキ33）も必要である。データメディア、PCケース、カバークラス、138）は、政務調査資料を保管するCD-R記録メディアを保存保管するために必要である。ウイルス対策ソフト（丙Cキ37、101）は、政務調査のために使用するパソコンをウイルスから防御するために必要である。ノートパソコンのバッテリー（丙Cキ45、58）は政務調査に使用するパソコンの充電に必要である。USBハブ（丙Cキ46）は、マウスやキーボード等を政務調査に使用するパソコンに接続するために必要である。ノートパソコンの無線LAN（丙Cキ52）は、政務調査のために使用するパソコンの付属機器であるから、政務調査活動に必要なものである。ノートパソコンのメモリー増設及び取付作業（丙Cキ53、105）は、政務調査のために使用するパソコンの動きを良くするために付けた機器であるから、政務調査活動に必要なものである。パワーポイントソフト（丙Cキ54、138）は、県政に関する勉強会や説明会等で使用するから、政務調査活動に必要なものである。携帯レシーバー、電池、及び携帯電話のデータをパソコンに取り込むためのUSBデータリンクケーブル（丙Cキ59）は、情報収集及び保存に必要であるから、政務調査活動に必要なものである。ワープロソフト太郎（丙Cキ114）は、江上議員のワープロソフトを、県庁が利用しているワープロソフトである一太郎に对应させるために購入したものであるから、政務調査活動に必要なものである。カメラのバッテリー（丙Cキ122、138）は、県政に関する情報収集のために用いるカメラの必需品であるから、政務調査活動に必要なものである。ファックス用インクフイルム（丙Cキ128）は、政務調査活動に必要なものである。システム手帳（丙Cキ59）は、政務調査活動の日程等を整理するために使用しているから、政務調査活動のために必要である。
ハ)	DVDプレーヤーとDVDメディア（丙Cキ57、138）は、テレビのニュースや報道番組を収録して、議会での質問資料として活用しているから、政務調査活動に必要なものである。
ニ)	デジタルプロジェクター（丙Cキ61）は、県政に関する勉強会や説明会で活用しているから、政務調査活動に必要なものである。
ホ)	はがきは、すべて県政報告用の「江上りゅうすけニュース」を作成するために購入したものである（丙Cキ136、137）。なお、領収書（丙Cキ97、98）に宛名がないのは、郵便局が発行した領収書に宛名を記載する部分が無かったからである。
ヘ)	江上議員は、個人用の携帯電話と政務調査専用の携帯電話を所有しており、公的な電話として公表していた後者の携帯電話使用料全額を政務調査費から支出した（丙Cキ3、4、64、65、130）。また、江上議員が当時使用していた携帯電話は、平成16年4月ごろに購入したものであり、傷が入り、老朽化していたため、買替えの必要はあった。
セ)	否認ないし争う。「和歌山県政務調査費運用の手引き」（乙A3）は、法令等の委任を受けて作成されたものではなく、県議会事務局が内部的な統一基準をまとめたマニュアルにすぎないから、法的効力を持つものではない。また、同手引きは、平成17年当時において議員に周知されていたものでもないから、平成17年度までの政務調査費支出についての基準となるものではない。殊に、同手引きの作成年月日は平成17年8月5日であるから、同日以前に支出された政務調査費に対する基準として用いることはできない。そして、「政務調査費の使途の基本的な考え方について」（乙A4）中の記載によれば、電話の基本料金を含めた使用料につき、政務調査のための使用頻度に応じて按分負担することには問題はない。
シ)	否認ないし争う。
ス)	否認ないし争う。プリンターは、機種によって機能や用途等が異なり、1台あればすべての機能を賅えるというものではない。また、ノートパソコン2台分のバッテリーは、それぞれ別のパソコンのバッテリーであるから、社会通念上、妥当な範囲の支出である。
ソ)	ノートパソコン（丙Cキ51、138）は、外出先での聞き取り、資料作成等の政務調査活動に使用するために必要である。NEC製のパソコンは型式が古く、重量が3.3kgもあるため、持ち運びが便利で1.37kgの小型軽量タイプで、多くの機能（パワーポイント、デジタル電子地図帳、インターネット、メール等）を備えた富士通製ノートパソコンを購入する必要があった。
タ)	否認ないし争う。
チ)	ホームページ制作費（丙Cキ107ないし110）は、ホームページのプログラム制作費であり、ホームページサーバ料金ではないから、ホームページサーバ会社をOCNからトリトンに変更しただけであるから、2個のホームページを開いていたのではない。
リ)	「和歌山県政務調査費運用の手引き」（乙A3）は、法令等の委任を受けて作成されたものではなく、県議会事務局が内部的な統一基準をまとめたマニュアルにすぎないから、法的効力を持つものではないし、ホームページ制作費31万5000円は、政務調査費として認めることが許されないほど高額なものではない。
ニ)	簡単に扱えるコンパクトなデジタルカメラ（丙Cキ112）は、持ち歩きには便利であるが、遠方を撮影することには適さないものであるのに対し、一眼レフカメラ（丙Cキ119）は、道路の交通状況や自然環境の状況を撮影する等の遠方を撮影するのに適しているが、かさや重量が相当大きく、持ち歩きには適さないから、用途に応じ使い分ける2台のカメラが必要であった。また、予備のバッテリーについては、政務調査の活動先で、使用中のバッテリーにトラブルが生じた場合等には、予備のバッテリーが必要となるし、予備といっても必ずしも使用されるものであるから、政務調査活動に必要なものである。
ヒ)	否認ないし争う。
フ)	否認ないし争う。

		政務調査用事務所には、「柳栄会」及び後援会の事務所が併設されていた（甲A5の3）から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	
	(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ク1、2）。	
	(7)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	
	(4)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張5(2)(4)記載のとおり、政務調査用とされる事務所は、後援会専用の事務所であった。	
	(7)	政務調査専用ではない固定電話、ファックス、及びパソコン回線等の基本使用料につき、政務調査費を支出することは許されない（乙A3）し、基本使用料が控除されていない以上、その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。	
	(2)	雑費のうち、「職場野球 表彰たて代金」（乙Cク21、Eク21）については、調査研究活動のためのものではない。	7 小川武
	(4)	スポンジは、一般的に調査研究活動とは無関係である上、それを3個も購入する必要はない。	
	(7)	茶こし付きケトル（乙Cク16の3）は、調査研究活動のために直接必要なものでは	
		支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。政務調査費収支報告書の支出の内訳欄には、記載のある「電話料」等よりも支出額が大きいと被告が主張する「事務機器経費」の記載がない。	
	(7)	政務調査費は、年額288万円（1か月24万円）が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	
	(4)	政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張5(2)(4)記載のとおり、後援会の事務所が併設されている（甲ク5）から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	
	(1)	平成14年度ないし平成17年度（平成15年5月から平成16年3月までの分を除く。）において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ケ1、2、4、5）。	
	(7)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	
	(4)	平成14年度の車代、自動車税、及び車検代（甲ケ5）、平成15年度の車検代（甲ケ4）、並びに平成16年度の車検代（甲ケ2）については、政務調査の環境整備であり、調査研究活動に直接必要な経費ではなく、それらに政務調査費を支出することは許されない（乙A3）。	
	(7)	政務調査用事務所は、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張6(2)(4)記載のとおり、選挙活動等の調査研究のための事務所であった。	8 大沢広太郎
	(4)	自宅に設置された固定電話は、議員とその家族が専ら私的に使用していた。また、3台分の固定電話使用料については、調査研究活動に資する必要な経費として、社会通念上、妥当な範囲を逸脱した支出である。	
	(2)		
	(4)	政務調査専用ではない固定電話、ファックス、及びパソコン回線等の基本使用料につき、政務調査費を支出することは許されない（乙A3）し、基本使用料が控除されていない以上、その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。	
	(7)	携帯電話は、社会通念上、その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたものといえるから、携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また、議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから、調査研究活動に利用されるのは、県民に明らかにされない固定電話であり、殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなればならない必要はない。	
	(4)	支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	
	(7)	政務調査費は、年額288万円（1か月24万円）が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	
	(4)	政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張6(2)(4)記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	
	(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲サ1、2）。	

		否認ないし争う。「柳栄会」は、平成15年の和歌山県議会選挙の際、公明党と和歌山県本部から、法人の献金を受けるための団体として設置された平成16年度及び平成17年度においては、休止状態となっており、全く活動をしていなかった。さらに、インターネットは、政務調査のためにだけに使用し、固定電話は、政務調査使用分と自宅使用分との使用比率7対3に従って按分していた。	
	(1)	認める。	
	(7)	小川議員は、各月の経費明細書を作成し、これを基に政務調査費を計上していた。具体的には、次の(a)及び(b)のとおり、支出した。なお、携帯電話使用料のすべて、自宅電話代の相当部分、及び高速道路通行代金については、小川議員個人が負担していた。	
		(a)平成16年度 通信費 15万8885円（乙Cク1ないし12） 事務機器経費 25万4869円 雑費 6447円（乙Cク2の2、9の2）	
		(b)平成17年度 通信費 13万2010円（乙Cク13ないし24） 事務機器経費 25万9125円 雑費 7224円（乙Cク13の2、16の2・3、21の2）	
	(4)	否認ないし争う。	
	(7)	固定電話が実質的に政務調査のために使用される場合もあり、電話の基本使用料とその他の使用料につき、政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし、基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙A3）は、法的拘束力のある規定でなく、取扱いの要領を便宜的に定めたものにすぎないから、基本使用料につき、政務調査費を支出したことは違法ではない。	
	(2)	乙Cク21の2は、小川議員の支援団体主催の野球大会に小川議員が寄贈した賞品であり、政務調査とは関係がないことは認める。	
	(4)	否認ないし争う。	
	(7)	否認ないし争う。	
	(4)	否認ないし争う。	
	(7)	否認ないし争う。	
	(4)	否認ないし争う。大沢議員は、車代、自動車税、車検代、及び車修理代について、政務調査に関する費用と認識していた。	
	(7)	否認ないし争う。	
	(4)	否認ないし争う。政務調査用事務所の固定電話を政務調査活動以外の用途に使用する	
		ことはほとんどなかった。	
	(7)	固定電話が実質的に政務調査のために使用される場合もあり、電話の基本使用料とその他の使用料につき、政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし、基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙A3）は、法的拘束力のある規定でなく、取扱いの要領を便宜的に定めたものにすぎないから、基本使用料につき、政務調査費を支出したことは違法ではない。	
	(7)	携帯電話の使用の事情は時代とともに異なり、使用する人や場合によっても異なるところ、政務調査活動は、通常、不特定多数の有識者との間で行われるのではなく、特定の知の人たちからの調査報告、意見交換、情報提供等を受けることが多いし、本件議員らは、政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く、そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。携帯電話を政務調査活動以外の用途に使用することはほとんどなかった。	
	(4)	否認ないし争う。	
	(7)	否認ないし争う。	
	(4)	否認ないし争う。	
	(1)	認める。	

11 木下善之	(1)	(二) 政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張8(2)に代り記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(二) 否認ないし争う。
		平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ス1、2)。	認める。
		支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	次の(a)及び(b)のとおり、固定電話使用料及びファックス購入費の50%、携帯電話使用料の80%、パソコン購入費及びファックス購入費の50%、切手代の80%、コピー用紙、コピートナー、及び文具代の全額に政務調査費を支出した。
			(a)平成16年度 固定電話使用料 7万8924円(15万7848円の50%) ファックス用電話代 1万1975円(2万3951円の50%) 携帯電話使用料 3万6853円(4万6067円の80%) 切手代 32712円(4万9640円の80%) コピートナー 7万5600円(乙Cs9) コピー用紙等 15万0748円
			(b)平成17年4月分及び5月分 固定電話使用料 3万7135円(7万4270円の50%) ファックス用電話代 7349円(1万4699円の50%) 携帯電話使用料 7310円(9138円の80%) パソコン購入費 7万7040円(15万4080円の50%) ファックス購入費 1万8450円(3万6900円の50%)
		(イ) パソコン、ファックス機、及びコピートナーについては、政務調査費の支出が許されない環境整備費に当たるし、それらは木下議員が議員を辞職する直前に購入されたものであるから、調査研究活動とは無関係の費用であった。また、コピートナーを2日間連続で購入する必要性はなかった。	(イ) 否認ないし争う。
		(ロ) 政務調査専用ではない固定電話、ファックス、及びパソコン回線等の基本使用料につき、政務調査費を支出することは許されない(乙A3)し、基本使用料が控除されない以上、その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり、電話の基本使用料とその他の使用料につき、政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし、基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き(乙A3)は、法的拘束力のある規定でなく、取扱の要領を便宜的に定めたものではないから、基本使用料につき、政務調査費を支出したことは違法ではない。
		(ハ) 携帯電話は、社会通念上、その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから、携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また、議員の携帯電話の番号は県民にほとんど知られていないから、調査研究活動に利用されるのは、県民に明らかにされている固定電話であり、殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならぬ必要はない。	(ハ) 携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり、使用する人や場合によっても異なるところ、政務調査活動は、通常、不特定多数の有権者との間で行われるのではなく、特定の知己の人たちからの調査報告、意見交換、情報提供等を受けることが多いし、本件議員らは、政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く、そのような場合に使用するものは携帯電話以外にない。
		(ニ) 切手代40万99640円(乙Cs8)は高額にすぎるので、調査研究活動のためのものではなかった。	否認ないし争う。郵便物は政務調査にとって重要であり、政務調査費としての支出額も妥当であった。
		(ホ) 支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づき主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(ホ) 否認ないし争う。
12 阪部菊雄	(2)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に絡れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(イ) 否認ないし争う。
		別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張9(2)(イ)記載のとおり、平成17年1月以降の経費の支出には調査研究活動以外の活動に支出された分が含まれている。また、少なくとも、同年4月及び5月分の経費については、調査研究のためのものではない。	否認ないし争う。木下議員は、平成17年4月ころ、パソコン、ファックス、トナー等が政務調査に必要であったため、それぞれ購入した(乙Cs6、7、9)。なお、木下議員は、同年5月11日に県議会議員を辞めたが、その時期とパソコン、ファックス、トナー等の購入時期とは関係がない。
		政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張9(2)に代り記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(イ) 否認ないし争う。
		平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ソ1、2)。	認める。
		支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人の主張10(2)(イ)記載のとおり、人件費の明細を明らかにできないが、適正な支出であった。
		政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に絡れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(イ) 否認ないし争う。
		平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲タ1、2)。	認める。
		支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	次の(a)及び(b)のとおり支出した。
			(a)平成16年度 携帯電話使用料 34万5303円(43万1629円の80%) 文書作成費(委託費) 2万4500円 コピー作業費 12万円 コピー機購入費用 37万円 なお、これらの合計額85万9803円のうち85万0512円を政務調査費収支報告書に記載した。
			(b)平成17年度 パソコン購入費 16万円 なお、これ以外にも携帯電話使用料、文書作成費、コピー費用も支出したが計上していない。
13 坂本登	(2)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張11(2)(イ)記載のとおり、3か所の政務調査用とされる事務所は、選挙のための事務所であった。	(イ) 否認ないし争う。
		携帯電話は、社会通念上、その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから、携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また、議員の携帯電話の番号は県民にほとんど知られていないから、調査研究活動に利用されるのは、県民に明らかにされている固定電話であり、殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならぬ必要はない。携帯電話につき、その処分が坂本議員に譲渡された後、先が株式会社坂本建設となった(乙Cタ3、8)。その処分が坂本議員に譲渡された後も、その住所が株式会社坂本建設であったこと(甲タ4)からすれば、当該携帯電話は、処分変更の前後において、株式会社坂本建設の業務に使用されていたといえる。	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり、使用する人や場合によっても異なるところ、政務調査活動は、通常、不特定多数の有権者との間で行われるのではなく、特定の知己の人たちからの調査報告、意見交換、情報提供等を受けることが多いし、本件議員らは、政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く、そのような場合には株式会社坂本建設で契約していた(乙Cタ3の3ないし8)が、株式会社坂本建設は、平成11年ころから休眠状態であり、平成16年10月からは坂本議員個人の契約名義に変更した。発出した携帯電話使用料の領収証は、すべて政務調査のために使用した分のみである。
		被告は、みなべ町の事務所でパソコンを購入した(乙Cタ1)と主張するところ、被告が同事務所の場所として主張する株式会社坂本農園には、株式会社坂本建設の事務所は併設されているが、政務調査用事務所は設置されていない(甲タ3)から、同パソコンは、政務調査用事務所のためのものではない。日常的に設置された事務所で使用するためのパソコンの購入費は、政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。	(イ) 否認ないし争う。
		コピー一代については、その受領日のほとんどが毎月の月末となっており、その支払状況からして、調査研究のための資料のコピー代ではなかったといえる。	(イ) 否認ないし争う。
		37万円もするコピー機の購入については、政務調査費を支出することができない高価な備品の購入(乙A3)に当たるとして、政務調査費の支出が認められない環境整備費である。	(イ) 否認ないし争う。
		事務所費を支出していたのは、日高町の事務所のみであるとの被告の主張によれば、日高町の事務所に係る平成16年度のコピー機購入費以外について、政務調査費を支出することは許されない。	(イ) 否認ないし争う。
		支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(イ) 否認ないし争う。
			(イ) 否認ないし争う。
			(イ) 否認ないし争う。
			(イ) 否認ないし争う。

		政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上回ったところ、各支出を順次行い、上限度を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に繰れいると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ウ)否認ないし争う。
		政務調査用事務所は、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張1.(2)に記載のとおり、政党支部及び後援会の事務所と併用されたいとされているから、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ロ)否認ないし争う。
	(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲チ1、2)。	認める。
		支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	ア 次(a)及び(b)のとおり、固定電話使用料及びファックス使用料、携帯電話使用料、電話リース料、ファックス購入費、事務用品代、及び後納郵便代についてはいずれも60%を、切手代についてはその全額を、それぞれ支出した。
			イ 平成16年度 切手代 1万1,200円 平成17年度 ファックスを含む固定電話使用料 10万8,645円 (18万1,076円の60%) 携帯電話使用料 4万8,420円 (8万0,701円の60%) 電話リース代 821,55円 (1万3,692円の60%) ファックス購入費 888,00円 (1万4,800円の60%) 事務用品代 778,80円 (1万2,980円の60%) 後納郵便代 6万5,424円 (10万9,040円の60%) 切手代 5万14,50円 なお、これらの合計額29万8,822円のうち29万7,918円を政務調査費収支報告書に記載した。
		政務調査専用ではない固定電話、ファックス、及びパソコン回線等の基本使用料につき、政務調査費を支出することは許されない(乙A3)し、基本使用料が控除されない以上、その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。	イ 固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり、電話の基本使用料とその他の使用料につき、政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし、基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き(乙A3)は、法的拘束力のある規定でなく、取扱の要領を便宜的に定めたものによぎないから、基本使用料につき、政務調査費を支出したことは違法ではない。
		固定電話使用料及びファックスの使用料、電話リース代、並びにファックス購入費について、自宅に設置されたものであるから、専ら議員とその家族の私用のためのものであったし、政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。	ウ 否認ないし争う。
	(2)	平成17年9月9日から計上されているファックス用を含めて固定電話3台分の電話代は、調査研究活動に資する必要な経費として、社会通念上、妥当な範囲を逸脱した支出である。	ロ 否認ないし争う。
		携帯電話は、社会通念上、その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから、携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また、議員の携帯電話の番号は県民にほとんど知られていないから、調査研究活動に利用される使用しなければならぬ必要はない。	イ 携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり、使用する人や場合によっても異なるところ、政務調査活動は、通常、不特定多数の有権者との間で行われるのではなく、特定の知己の人たちからの調査報告、意見交換、情報提供等を受けることが多いし、本件議員らは、政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く、そのような場合に使用するものは携帯電話以外にない。携帯電話は、議員活動にとつて必要不可欠な道具であり、政務調査活動に役立っている。携帯電話使用料は1台分である。
		政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上回ったところ、各支出を順次行い、上限度を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に繰れいると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	イ 否認ないし争う。
		政務調査用事務所は自宅に併設されており、そこには後援会の事務所も併設されている(甲A5の3)上、下川議員は、「自由民主党新潟県支部」の代表者であったから、自宅においても政務活動をし、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	ロ 否認ないし争う。
	(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ツ1、2)。	認める。
		支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	イ 次(a)及び(b)のとおり、固定電話使用料及び携帯電話使用料の50%を政務調査費から支出し、パソコン通信費、切手代等、事務用品代、デジタルカメラ購入費は、すべて政務調査に使用したため、その全額を政務調査費から支出した。
			ア 平成16年度 固定電話使用料 6万5,915円 (13万1,831円の50%) 携帯電話使用料 6万7,456円 (13万4,912円の50%) パソコン通信費 5万5,221円 切手代等 3万5,690円 事務用品代 4万6,865円 デジタルカメラ購入費 3万2,000円 平成17年度 固定電話使用料 8万9,780円 (17万9,561円の50%) 携帯電話使用料 10万9,804円 (21万9,609円の50%) パソコン通信費 5万7,470円 切手代等 9万5,245円 事務用品代 4万2,749円
		デジタルカメラ(乙Cツ30の4)については、私物として使用できるし、須川議員が既に保有していたであろう私物のカメラを活用すれば足りるから、その購入費に政務調査費を支出することは許されない。	イ 否認ないし争う。
		政務調査専用ではない固定電話、ファックス、及びパソコン回線等の基本使用料につき、政務調査費を支出することは許されない(乙A3)し、基本使用料が控除されない以上、その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。	イ 否認ないし争う。
		自宅の固定電話は、政務調査用事務所が自宅とは別に設置されていたから、専ら議員とその家族が私的に使用していた。また、固定電話使用料の内訳明細が不明であり、高額であることからすれば、政務調査費の支出が認められない数台分の電話使用料が含まれている。	イ 否認ないし争う。固定電話使用料は1台分である。
	(2)	携帯電話は、社会通念上、その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから、携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また、議員の携帯電話の番号は県民にほとんど知られていないから、調査研究活動に利用される使用しなければならぬ必要はない。携帯電話使用料の内訳明細が不明であり、高額であることからすれば、政務調査費の支出が認められない数台分の携帯電話使用料が含まれている。	イ 携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり、使用する人や場合によっても異なるところ、政務調査活動は、通常、不特定多数の有権者との間で行われるのではなく、特定の知己の人たちからの調査報告、意見交換、情報提供等を受けることが多いし、本件議員らは、政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く、そのような場合に使用するものは携帯電話以外にない。携帯電話は、議員活動にとつて必要不可欠な道具であり、政務調査活動に役立っている。携帯電話使用料は1台分である。
		平成17年3月分(乙Cツ1の1、2の1)及び平成16年3月分(乙Cツ15の1・2)の固定電話使用料及び携帯電話使用料は、いずれも当該年度外に支出したものである。	イ 電話料金の領収書は、12か月分を1年分として提出しており、電話は毎年継続して利用していることから、平成16年度は同年3月分(乙Cツ15の1)から平成17年2月分(乙Cツ26の1)を、平成17年度は同年3月分(乙Cツ1の1)から平成18年2月分(乙Cツ1の12)を、それぞれ政務調査費から支出しており、1年分の使用料としては適切である。
		パソコン通信費については、政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。	イ 否認ないし争う。
		平成17年度の収入印紙代(乙Cツ3の5、7の2)は、調査研究外の経費である。	イ 否認ないし争う。
		平成17年度の切手代及びはがき代については、いずれも多額でまとめて購入したものであり、調査研究活動のために必要ではなかった。	イ 否認ないし争う。切手及びはがきは、一括して購入し、必要な分をその都度使用しており、すべて政務調査活動に使用した。

14 下川俊樹

15 須川倍行

16 谷津一	(ロ)	LANケーブル購入・設定費用（乙Ｃツ２７の１）、肩書き筆料（乙Ｃツ３の４）、職員録（乙Ｃツ４の３）、デジタルビデオ（乙Ｃツ５の５）、電池（乙Ｃツ６の５）、USBマウス（乙Ｃツ７の３）、アルバム（乙Ｃツ１１の２）、ポチ袋他（乙Ｃツ１１の３）、PS2マウス（乙Ｃツ１２の１）は、調査研究活動に直接必要なものではない。	(ロ)	否認ないし争う。	
	(イ)	政務調査費は、年額288万円（1か月24万円）が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(イ)	否認ないし争う。	
	(ロ)	政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張12（2）に記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ロ)	否認ないし争う。	
	(1)	平成17年度において、別紙1～2の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲テ1、2）。	(1)	認める。	
	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ア)	否認ないし争う。	
	(イ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張13記載のとおり、谷議員の平成16年度の事務所費は、事務費の設計上であるところ、計上すべき費目を誤っていたから、そのような支出に政務調査費を支出することは許されない。	(イ)	設計上であることは認めるが、その余は争う。	
	(ロ)	政務調査専用ではない固定電話、ファックス、及びパソコン回線等の基本使用料につき、政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ3）し、基本使用料が控除されていない以上、その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。	(ロ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり、電話の基本使用料とその余の使用料につき、政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし、基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ3）は、法的拘束力のある規定でなく、取扱いの要領を便宜的に定めたものではないから、基本使用料につき、政務調査費を支出したことは違法ではない。	
	(2)	固定電話及びファックスは、議員の自宅に設置されており、専ら議員とその家族の私用のためのものであった。また、固定電話使用料の内訳明細が不明であり、高額であることからすれば、政務調査費の支出が認められない数台分の電話使用料が含まれている。	(2)	否認ないし争う。	
	(イ)	携帯電話は、社会通念上、その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから、携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また、議員の携帯番号は、議員にほとんど明らかにされていないから、調査研究活動に利用されるのは、県民に明らかにされている固定電話であり、殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。携帯電話使用料の内訳明細が不明であり、高額であることからすれば、政務調査費の支出が認められない数台分の携帯電話使用料が含まれている。	(イ)	携帯電話の使用の事情は時代とともに異なり、使用する人や場合によっても異なるところ、政務調査活動は、通常、不特定多数の有権者との間で行われるのではなく、特定の知己の人たちからの調査報告、意見交換、情報提供等を受けることが多いし、本件議員らは、政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く、そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。	
	(ロ)	パソコンを購入した際の領収証の宛先が「谷けい一」と記載されている（乙Ｃテ7）から、当該パソコンは、調査研究活動と関係のないものである。	(ロ)	否認ないし争う。	
	(イ)	インターネット使用料については、自宅用の電話回線を使用し、自宅に設置されたパソコンで利用していたから、専ら議員とその家族の私用のためのものであったし、政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。	(イ)	否認ないし争う。	
	(ロ)	平成17年3月15日に購入した切手（乙Ｃテ12の4）については、4万円もの多額の切手を年度末近くにまとめて買い入れる必要はないし、それを同年度内で調査研究活動に使用したとは考えられない。	(ロ)	否認ないし争う。	
	(イ)	支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づき主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(イ)	否認ないし争う。	
	17 玉置公良	(ロ)	政務調査費は、年額288万円（1か月24万円）が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ロ)	否認ないし争う。
		(イ)	政務調査用事務所には、「自由民主党和歌山県真牟美郡第一支部」及び後援会の事務所が併設されている（甲Ａ5の2・3）から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(イ)	否認ないし争う。自宅にある政務調査用事務所は、政務調査専用である。後援会の事務所の設置場所を自宅として届け出ているが、その具体的な活動は後援会長宅で行われていた。
(1)		平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲1、2）。	(1)	認める。 次の（ロ）及び（ハ）のとおり、支出した。 （ロ）平成16年度 切手及びはがき送料等 13万3818円 事務用品代 10万7083円 （ハ）平成17年度 切手及びはがき送料等 30万6230円 事務用品代 2万4230円 パソコン購入費 16万6236円 プリンター購入費 1万4500円	
(ア)		支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ア)	否認ないし争う。	
(イ)		和歌山市に設置されているという政務調査用事務所については、玉置議員が、市民オンブズマンわかやまに対し、「高野熊野世界遺産連絡会」と外形上の区分がなく機能も有していないと回答しており（甲15）、現地調査の結果、「高野熊野世界遺産連絡会」の事務所に政務調査用事務所が設置されている実態はなかった（甲16、17）。	(イ)	否認ないし争う。	
(ロ)		平成17年4月13日付配送料（乙Ｃト2の2）については、届け先が後援会事務所となっているから、後援会の費用であったといえる。	(ロ)	議会活動（質問、答弁等）の冊子等を住民に送付するために必要となった配送料である（乙Ｃト2の1の2、2の2の3、2の6の1）。	
(イ)		贈代（乙Ｃト2の3）、並光灯の代金（乙Ｃト4の1）、和歌山市指定家庭用ゴミ袋やアイッシュャー等の代金（乙Ｃト4の3）、黄沢額ウッドフレーム3個の代金（乙Ｃト4の4）、携帯電話の電池パックの代金（乙Ｃト4の5）、年賀はがき代（乙Ｃト4の6）、立山四季の水（乙Ｃト4の6）、サントリ天然水、雑誌、ハウスマのおいしい水、朝日新聞朝刊、及び毎日新聞朝刊（乙Ｃト4の7）、並びにライトバスケット（乙Ｃト4の7）については、調査研究活動に直接必要な経費ではない。	(イ)	否認ないし争う。なお、ウッドフレームについては、議場で質問内容を説明する際に、資料を議場内の人に掲示するために必要なものであった（乙Ｃト4の4）。	
(2)		平成17年6月28日付のはがき代10万円（乙Ｃト2の4）及び平成18年3月15日付のはがき代12万2900円（乙Ｃト2の7）については、そのような多数のはがきを調査研究活動のためにまとめて購入する必要はない。	(2)	否認ないし争う。	
(イ)		平成16年4月29日付の配送料（郵便パック）の各710円（乙Ｃト4の2）及び平成17年8月1日付領収証と書留・配達記録郵便物受領証（お客様控）の各550円（乙Ｃト2の4）は、それぞれ重複計上である。	(イ)	否認ないし争う。なお、議会での質問事項に関する参考意見等を調査するために、特定の人物に資料や冊子等を配送した際の配送料である（乙Ｃト2の3の1、4の1の4、4の7の1、4の9の1・2）。	
(ロ)		パソコン及びプリンター購入費は、政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。	(ロ)	否認ないし争う。	

(ウ)	政務調査費は、年額288万円(1から24万円)が上限となつていてとところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。として、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。
(カ)	政務調査用事務所は、併用事務所として設置されている(甲A3)から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。
(イ)	玉置議員の選出された地域が広いために設置されたという和歌山県白浜町、同県串本町、及び和歌山市の3か所の政務調査用事務所のうち、和歌山市の事務所は玉置議員が選出された地域と関係がないし、複数の政務調査用事務所と同時に政務調査をすることは不可能であり、1か所の事務所ですら、また、選出された地域が広いとの理由は、選挙対策のためであり、政務調査のための設置ではない。
(ロ)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ナ1、2)。
(ハ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。
(ニ)	ノート及びボールペン(丙Cナ37、112)、クリップファイル(丙Cナ38)、プリンターのインク(丙Cナ39)、フォトペーパー(丙Cナ41)、手帳(丙Cナ42)、模造紙(丙Cナ44)、ノート及びマジック(丙Cナ45)、模造紙、マジック、及び物差し(丙Cナ48)、カラーノート(丙Cナ49)、封筒(丙Cナ51、88)、ノート及びペン(丙Cナ55、105)、カラコビー用紙(丙Cナ57、84)、プリンターインクカートリッジ(丙Cナ71、111)、ボールペン及びノート(丙Cナ73)、クリップ及び名刺ホルダー(丙Cナ75)、ホチキス及びシャープペン(丙Cナ76)、フイルム(丙Cナ78)、マチ付き封筒(丙Cナ81)、コピー用紙(丙Cナ82、90)、クリップブック(丙Cナ85)、フラットファイラー(丙Cナ86)、ノート、ボールペン、及びサインペン(丙Cナ87)、デジタルカメラ用プリント紙(丙Cナ92)、ラベル及びハサミ(丙Cナ98)、ステイクル(丙Cナ99)、テープのり(丙Cナ100)、インデックス(丙Cナ104)、マーカー(丙Cナ113)、ノート及びコピー用紙(丙Cナ154)、インクカートリッジ(丙Cナ156)、フォトプリント用紙(丙Cナ158)、封筒及びノート(丙Cナ176)、マジックインキ及び鉛筆(丙Cナ178)は、その金額からして、数量的に過大に購入され、又は別の商品が含まれているといえる。
(ヒ)	携帯電話は、社会通念上、その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから、携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また、議員の携帯電話の番号は県民にはほとんど知られていないから、調査研究活動に利用されるのは、県民に明らかにされていない固定電話であり、殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しないことからはならない必要はない。携帯電話使用料の内訳明細が不明であり、高額であることからすれば、政務調査費の支出が認められない数台分の携帯電話使用料が含まれている。
(ヘ)	政務調査専用でない固定電話、ファックス、及びパソコン回線等の基本使用料につつき、政務調査費を支出することは許されない(乙A3)。し、基本使用料が控除されてない以上、その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。「和歌山県政務調査費運用の手引き」(乙A3)は、法令や本件条例等の趣旨を具体化したものであり、同事引きの作成によって使途基準の変更がされたわけではないから、本件議員らの政務調査費支出の基準となるものである。
(ホ)	固定電話は、自宅に設置されており、専ら議員及びその家族の私用のためのものではあつた。また、固定電話使用料の内訳明細が不明であり、高額であることからすれば、政務調査費の支出が認められない数台分の固定電話使用料が含まれている。
(コ)	インターネット使用料(丙Cナ15)については、自宅の電話回線を使用し、自宅に設置されていた事務所のパソコンで利用していたから、議員及びその家族が私的に私用していたと考えられるし、政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。調査研究のためにインターネット使用料の内訳明細が不明であり、高額である。なお、平成17年5月及び同年6月分のインターネット使用料については、重複支出であつた(丙Cナ14、183)。
(ケ)	事務費の使途基準は、「議員が行う調査研究にかかると事務遂行に要する経費(事務費用品・備品購入等、通信費等)」であるところ、県政報告用の「つのだ通信」の発送に際しては該当しない。
(カ)	県政報告については、県や県議会が行う広報とは別に、議員個人が政務調査費を使用して行う必要はない。
(キ)	「つのだ通信」には、「フォトニュース」とのサブタイトルが記載されているとおし、補助参加人角田の写真を占め、同人の宣伝のための通信となっている(丙Cナ184、187)。し、その他の記事についても、議員として行った活動を紹介する内容であつて、県政に関する情報を取集するものではない。この代金に政務調査費を支出したとしても、新年の挨拶という性質がある以上、その代金に政務調査費を支出したことは認められない。補助参加人角田が80円切手を使用して郵送したという「公開可能な資料等(丙Cナ185)」は、ホームページに掲載されたもので、郵送されたいものである。したがって、「公開可能な資料等に対する主な実績」としての内容で、単に公開可能な資料の要望活動や実績を紹介するものであつて、県政に関する情報を収集するような内容ではないから、調査研究に資するものではない。
(ク)	切手代等(丙Cナ29、140、141、146ないし148)については、多額の切手をまと買い取る必要はないし、そのうち年末近くに買ったものについては同年年度内で調査研究活動に使用したとは考えられない。また、年賀はがき(丙Cナ27、28)は、調査研究のために直接必要なものではない。「つのだ通信」が印刷されたとしても、新年の挨拶としての性質がある以上、その代金に政務調査費を支出したことは認められない。補助参加人角田が80円切手を使用して郵送したという「公開可能な資料等(丙Cナ185)」は、ホームページに掲載されたもので、郵送されたいものである。したがって、「公開可能な資料等に対する主な実績」としての内容で、単に公開可能な資料の要望活動や実績を紹介するものであつて、県政に関する情報を収集するのような内容ではないから、調査研究に資するものではない。
(ケ)	別納郵便料金(丙Cナ19ないし21、142、145)につき、調査研究活動のために多量の郵便物の発送をする必要はない。丙Cナ19ないし21の郵便料金については、発送された郵便物の重さとし、補助参加人角田が郵送したとする「つのだ通信(No.5)」の重さが整合しないから、両通信を郵送したものであるとは考えられない。

		CPUソフト (丙Cナ34)、CPUネット (丙Cナ40)、フォトペーパー (丙Cナ41)、手帳 (丙Cナ42)、デスクライト (丙Cナ43)、模造紙 (丙Cナ44)、17インチモニター (丙Cナ45)、スチールトレイ (丙Cナ46)、17インチモニター (丙Cナ47)、フロアベンチ (丙Cナ48)、59インチモニター (丙Cナ49)、多穴ベンチ (丙Cナ50)、プロダクト (丙Cナ51)、収納ボックス (丙Cナ52)、170インチモニター (丙Cナ53)、サテン6.108、名刺ホルダー (丙Cナ54)、ラミネーター (丙Cナ55)、電動鉛筆削り (丙Cナ56)、デジタルカメラ用プリンター (丙Cナ57)、スチールベンチ (丙Cナ58)、裁断機 (丙Cナ59)、ドリンパッチ (丙Cナ60)、ホワイトボード (丙Cナ61)、デスクマット (丙Cナ62)、テレビのケーブル (丙Cナ63)、ペーパーカッター (丙Cナ64)、フォトプリント用紙 (丙Cナ65)、キャビネット (丙Cナ66)、CD-R及びCD-ROM (丙Cナ67)、携帯電話用品 (丙Cナ68)、イヤホン (丙Cナ69)、デスグレート、ジャストパック (丙Cナ70)、ファイルボックス (丙Cナ71)、VDRレコーダー (丙Cナ72)、電卓 (丙Cナ73)、書類棚 (丙Cナ74)、11、シャープペンシル (丙Cナ75) については、調査研究活動のために直接必要なものではない。
		はがき交換手数料1200円 (丙Cナ152) につき、交換手数料の1200円のうち現金支払は20円である。
		平成17年8月1日付の177000円の支出 (丙Cナ68) については、領収証の宛先が「角田義彦」となっているから、調査研究活動のための費用ではない。
		デジタルカメラ (丙Cナ164) については、私物として使用でき、既に議員が家庭用に保有していたと考えられるカメラを活用すれば足りるから、その購入費に調査費を支出することは許されない。
		複写機の購入費 (丙Cナ69) は、調査費の支出が認められない環境整備費に当てる。
		支出内容等に関する報告の主張は、調査費収支報告書の記載内容と異なっており、調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されるべき会計帳簿等に基づき主張ではないから、そのような支出に調査費を充当することは認められない。調査費収支報告書には支出額の一部に調査費を充当したことが分かる記載はなく、監査結果においても、その旨の指摘はされていない。
		調査費収支報告書は自宅に併設されており、そこには、「公明党和歌山第一総支部」及び後援会の事務所も併設されていた (甲A5の2・3) から、調査費収支報告書の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて調査費を支出していた。
(1)	(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を調査費として支出した (甲二1、2)。
		支出内容の明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、調査費の支出は許されない。
		平成16年度の共益費については、事務所費に計上されるべきものであるし、平成17年度夏までは調査費収支報告書の建物に無償で借りてきた以上、管理費についても無償であったといえる。
		調査費専用ではない固定電話、ファックス、及びパソコン回線等の基本使用料につき、調査費を支出することは許されない (乙A3) し、基本使用料が控除されていない以上、その使用料全額につき調査費を支出することは許されない。
(2)	(2)	携帯電話は、社会通念上、その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたとはいえるから、携帯電話使用料に調査費を支出することは許されない。また、議員の携帯電話の番号は県民にほとんど知られていないから、調査研究活動に利用されるのは、県民に知られにされない固定電話であり、殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならぬ必要はない。支払内訳書 (乙C二1の1、2の1) の記事欄に「一括請求によるお支払」と記載があることからすれば、調査費の充当が許されない数台分の携帯電話使用料が含まれている。
		パソコン及びプリンター購入費は、調査費の支出が認められない環境整備費に当てる。また、22万5000円のパソコン代 (乙C二1の3) は、調査費を支出することは許されない高額な備品 (乙A3) に該当する。
		デジタルカメラ代 (乙C二1の4) については、私物として使用できるし、既に議員が保有していたカメラを活用すれば足りるから、調査費を支出することは許されない。
		支出内容等に関する報告の主張は、調査費収支報告書の記載内容と異なっており、調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されるべき会計帳簿等に基づき主張ではないから、そのような支出に調査費を充当することは認められない。
		調査費は、年額288万円 (1か月24万円) が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が調査費からの支出とは認められない。
		富安議員の自宅でも調査研究活動がされており、その自宅に後援会等の政治団体の事務所が併設されていたことからすれば、調査研究活動の負担分を超えて調査費を支出していた。

		否認しないし争う。 イラストレーターというイラストを作成するためのコンピュータソフト (丙Cナ34) は、調査費に必要ない資料の作成に用いている。 スチームクリナー (丙Cナ96) は、調査費に必要ない備品であるパソコン周りの掃除機であるから、その代金に調査費を支出することは認められないべきである。 テレビのケーブル (丙Cナ109) は、調査費に必要ない備品であるパソコンにつなぐためのものであるから、調査費の支出が認められないべきである。 議員が調査費を行う上で、携帯電話は必須のアイテムであるから、携帯電話用品 (丙Cナ161、162) についても調査費に必要であった。 イヤホン (丙Cナ165) は、携帯電話の耳掛けイヤホンであり、自動車を通じている最中であっても電話に出られるようにするための用品であるから、調査費の支出が認められないべきである。 DVDRレコーダー (丙Cナ172) は、補助参加人角田が調査費に関する記録を保存、再生等するために購入したものであり、その目的に従って使用しているから、調査費の支出が認められないべきである。
		もともと実際に支出した78万3239円よりも6330円少ない77万6909円を平成16年度の事務費として報告したから、はがき交換手数料1200円を返還する必要がある。
		丙Cナ68の領収証は、調査費活動に必要なデジタルメモリーを補助参加人角田と同じ居する同僚の収入である角田義彦に購入を依頼したときに受けた領収証であり、補助参加人角田は、角田義彦に対し、同僚が立て替えた177000円を支払ったから、調査費の充当が認められないべきである。
		否認しないし争う。デジタルカメラ (丙Cナ164) を私用で使ったことはなく、専ら調査費活動に使用していた。
		否認しないし争う。
		否認しないし争う。
		否認しないし争う。 「公明党和歌山第一総支部」は、公明党和歌山県本部が企業献金等の受け皿として設置したものであるところ、またまた補助参加人角田が同総支部の長であることから、補助参加人角田の自宅を同総支部の住所として登録しているにすぎず、実際の事務は、公明党和歌山県本部で行われており、補助参加人角田の自宅では行われていない。また、後援会は、県議会選挙があるときに活動だけであり、選挙がなかった平成16年度及び平成17年度は全く活動をしていなかった。 携帯電話及びインターネットは、調査費のためにだけに使用したし、固定電話は、調査費使用分と自宅使用分との使用比率7対3に従って按分していた。 平成16年8月から平成17年4月までの間はNTT (固定電話) とヤフー (インターネット) の組み合わせて利用していたが、同年5月からはケイオプティコムで固定電話及びインターネットを利用することになり (丙Cナ16)、ケイオプティコムの使用料に、100%調査費使用分のインターネット使用料と、70%調査費使用分の固定電話使用料が含まれているため、ケイオプティコムの使用料全体の80%を調査費使用分として、調査費を支出した。
		認める。 次の(甲)及び(乙)のとおり支出した (乙C二1、2)。 (甲)平成16年度 携帯電話使用料 41万9067円 固定電話使用料 2万4411円 (8万1373円の30%) 共益費 18万円 なお、これらの合計額62万3478円のうち36万円を調査費収支報告書に記載した。 (乙)平成17年度 携帯電話使用料 31万7511円 固定電話使用料 1万9571円 (6万5238円の30%) パソコン及びプリンター代 33万5500円 なお、これらの合計額67万2582円のうち60万円を調査費収支報告書に記載した。
		否認しないし争う。調査費専用事務所として無償で借りていた建物の1室に備えられていたコピー機の使用料を共益費名目で支払っており、それは、調査費活動のためのコピー機の利用に代金であった。なお、コピー機の所有者及び貸主は、七福田好信であり、同氏は、有明社イナダの代表者で、同社と実質的に同一といえる。
		固定電話が実質的に調査費の使用に使用される場合もあり、電話の基本使用料とその他の使用料につき、調査費を支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし、基本使用料につき調査費を充当しない旨で定めている調査費運用の手引き (乙A3) は、法的拘束力のある規定でなく、取扱いの要領を便宜的に定めたものにすぎないから、基本使用料につき、調査費を支出したことは違法ではない。なお、固定電話は、調査費活動以外には使用することはないと定めたが、その立証が困難であることから、控えて、その使用料の30%のみを調査費から支出した。
		否認しないし争う。携帯電話は、調査費活動のために必須であり、調査費活動以外には使用することはほとんどなかった。携帯電話使用料の支出については、固定電話使用料につき30%のみを調査費から支出していることを考慮すべきである。
		否認しないし争う。デジタル化した現代社会では、調査費活動においてもパソコンは必須アイテムであり、その購入額は高額とはいえない。
		否認しないし争う。
		否認しないし争う。調査費収支報告書記載額が調査費に係る支出の一部にとどまっていたのは、支給額を上回る調査費に係る支出については調査費が支給されないからにすぎない。
		否認しないし争う。
		後援会及び「興政同友会」の事務所は、富安議員の自宅に設置され、自宅とは別の場所にある調査費専用事務所には併設されていなかったから、事務費の控分の必要はない。固定電話使用料の一部を調査費から支出したのは、それを専ら調査費活動に使用したことと立証が困難であることを考慮して、住民との面談や電話対応等の政治活動が認められていたが、後援会は、選挙のあるとき以外はほとんど活動しておらず、「興政同友会」は、政治資金管理団体であり、その活動において事務費がほとんど発生しなかった。

		平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ヌ1, 2)。	(1)	認める。	
		支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり支出した(乙Cヌ1ないし7)。なお、その支出のほとんどが政務調査活動に使用されたが、携帯電話使用料については控えめに50%を計上することとした。 (a)平成16年度 郵便関係代金 11万7790円 パソコン関係代金 16万9380円 文房具代金 2037円 携帯電話使用料 18万1147円 なお、これらの合計額47万0354円のうち28万9207円を政務調査費収支報告書に記載した。 (b)平成17年度 郵便関係代金 7万6500円 パソコン関係代金 1万2920円 携帯電話使用料 10万3706円 なお、これらの合計額19万3126円のうち8万9420円を政務調査費収支報告書に記載した。	
		携帯電話は、社会通念上、その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから、携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また、議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかとされていないから、調査研究活動に利用されるのは、県民に明らかとされている固定電話であり、殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。	(イ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり、使用する人や場合によっても異なるところ、政務調査活動は、通常、不特定多数の有権者との間で行われるのではなく、特定の知己の人たちからの調査報告、意見交換、情報提供等を受けることが多い。本件議員らは、政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く、そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。	
		切手代(乙Cヌ1の3・7・8・12・14・21ないし24、4の5・8・10・14・17・20・24ないし27・33・39)及びはがき代(乙Cヌ1の9・14・24・4の2・14・16・21・28)については、多額の切手及びはがきをまとめて購入する必要性がないし、年度末近くにまとめて買った分を同年度内で調査研究活動のために使用したとは考えられない。	(ロ)	政務調査活動においては、調査先や県民との間でコミュニケーションが相応に発生するのが当然であり、中村議員が本件で支出した常態の範囲内での郵便関係費については、その個別的使用途が明確にされなくとも、政務調査費の支出が認められるべきである。	
20 中村裕一	(2)	「署名中はがき(乙Cヌ4の14)は、調査研究活動のために必要なものではない。パソコン関係費用は、政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。また、パソコンのセキュリティソフトの更新代2件(乙Cヌ2の2・3、5の1ないし5)については、調査研究活動に直接必要な経費とはいえないし、1件で3台のパソコンに使用できるから、調査研究活動に資する必要な経費として、社会通念上、妥当な範囲を逸脱した支出である。	(ハ)	パソコン関係費用は、現代情報化社会において、政務調査活動の中で当然に必要となるものであり、常態を逸した費用でない限り、政務調査費からの支出が認められるべきである。セキュリティソフトが1件で3台まで使用できるようになったのは、平成18年9月22日発売の「ウイルスバスター2007」からであり、中村議員が支出した当該時そのようなシステムではなかったし、インターネットが政務調査活動にとって必須である以上、セキュリティソフトも必須である。パソコン購入費(乙Cヌ5の4)については、従前使用していたパソコンが壊れたため、新たに購入したものである。	
		USBフラッシュメモリー、LANケーブル、CD/DVDケース、及びCD/DVDケース専用ファイルの購入代金(乙Cヌ5の3)、並びにフロッピーディスク(乙Cヌ5の5)については、いずれも調査研究活動のために直接必要なものではない。	(ヘ)	否認しないし争う。	
		支出内容等に關する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(ニ)	否認しないし争う。	
		現金出納簿(乙Eヌ1ないし4)には携帯電話使用料の記載がないなど、被告の主張は、現金出納簿の記載内容と異なるから、被告主張の事務費金額につき、政務調査費からの支出とは認められない。	(ホ)	否認しないし争う。	
		政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(コ)	否認しないし争う。	
		政務調査用事務所には、後援会、「裕政会」、及び「裕和会」の事務所が併設されていた(甲A5の3)から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ケ)	否認しないし争う。	
		平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ネ1, 2)。	(1)	認める。 次の(a)及び(b)のとおり支出した(乙Cネ1ないし7)。 (a)平成16年度 郵便及び切手費 3万9700円 文具及び事務用品費 3463円 携帯電話使用料 6万9839円 (13万9878円の50%) 携帯電話機種変更代 8400円 (1万6800円の50%) なお、これらの合計額12万1402円のうち10万7572円を政務調査費収支報告書に記載した。 (b)平成17年度 郵便及び切手費 2万9280円 文具及び事務用品費 1万1202円 携帯電話使用料 6万2365円 (24万9461円の25%) なお、これらの合計額10万2847円のうち5万9570円を政務調査費収支報告書に記載した。	
		支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ア)	否認しないし争う。	
		別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張14(2)に記載のとおり、政務調査用と被告が主張する事務所は、「長坂政策研究会」専用の事務所であった。	(イ)	否認しないし争う。	
		携帯電話は、社会通念上、その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから、携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また、議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかとされていないから、調査研究活動に利用される使用しなければならぬ必要はない。調査研究活動に必要な携帯電話について、その機種変更代を政務調査費から支出することは許されない。また、平成16年4月26日及び平成17年4月25日引き落としの携帯電話使用料(乙Cネ3、6の1・2)は、それぞれ各年3月の使用分であり、清算できない年度外の経費である。	(ロ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり、使用する人や場合によっても異なるところ、政務調査活動は、通常、不特定多数の有権者との間で行われるのではなく、特定の知己の人たちからの調査報告、意見交換、情報提供等を受けることが多い。本件議員らは、政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く、そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。また、継続的契約において、年度の区切りについて何を基準とするかは、統一的な基準で運用されている限り、ある程度柔軟に考えられるべきであり、請求書の表示や引落し日を基準として運用することにつき、何ら問題はないといえるべきである。すなわち、長坂議員は、平成16年4月26日及び平成17年4月25日に、それぞれ引落としがされた分について、4月分として計上したから、問題は無い。	
21 長坂隆司	(2)	後納郵便代金(乙Cネ4の7・8)は、領収証の宛先が「長坂政策研究会代表長坂隆司」と記載されているから、同政治団体の費用である。	(ハ)	否認しないし争う。	
		支出内容等に關する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(ニ)	否認しないし争う。	
		政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ホ)	否認しないし争う。	
		政務調査用事務所とされる事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張14(2)に記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。また、長坂議員は、交付された政務調査費全額を使用していたから、控えめに計上したわけではなく、考慮する必要がある必要はない。	(ケ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの主張14(2)に記載のとおり、事務所における活動のうち政務調査活動の占める割合は少なくとも50%以上であり、適正な按分がされていた(乙Cネ3、6、7)。長坂政策研究会やリビンダタカマツにおいては、それぞれ独自に事務用品費や郵便関係費を支出していたし、本来、按分されてしかるべき固定電話使用料(乙Eネ4、5)、固定電話使用料及びインターネット代(乙Eネ5、6)、コピー機使用料(乙Eネ7、8)、コピー機リース代(乙Eネ9、10)につき、政務調査費から支出しないこととして控えめに事務費を計上していたことは考慮されるべきである。	

22 新島雄	(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ノ1、2)。	(1)	認める。 次の(a)及び(b)のとおり支出した(乙Cノ1ないし8)。 (a)平成16年度 文具及び事務用品等代金 6万5722円 携帯電話使用料 6万1869円 データ整理委託料 3万8850円 プリンター代金 9980円 輪転機リース料 22万1760円(毎月1万8480円×12か月) なお、これらの合計額39万8181円のうち16万4322円を政務調査費から支出した。 (b)平成17年度 文具及び事務用品等代金 16万4845円 携帯電話使用料 6万1202円 輪転機リース料 22万1760円(毎月1万8480円×12か月)
	(2)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(2)	携帯電話の使用の事情は時代とともに異なり、使用する人や場合によっても異なるところ、政務調査活動は、通常、不特定多数の権者との間で行われるのではなく、特定の知己の人たちからの調査報告、意見交換、情報提供等を受けることが多い。本件議員らは、政務調査用事務所で情報交換等をする場合が多く、そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。携帯電話使用料の支払内訳書(乙Cノ2、5)は、従前、新島議員に発行されていた領収証が家族分も含むものであったため、同議員の使用分ののみを取り出して発行してはならない。また、継続的契約において、年度の区切りについて何を基準とするかは、統一した基準で運用されている限り、ある程度柔軟に考えられるべきであり、請求書の表示や引落日を基準として運用することにつき、何ら問題はないといふべきである。すなわち、新島議員は、4月分として引落しされたものを4月分として計上していたから、問題はない。なお、携帯電話は、そのほとんどの政務調査活動のために使用されていたところ、その立証が困難であることから、政務調査に使用していた2台の固定電話使用料について政務調査費を支出してはならない。携帯電話使用料については、固定電話使用料についての上記事情を考慮すべきである。
	(3)	輪転機により作成されたこととされる議会活動報告書の内容は、県民の県政に関する意見及び要望を吸収することを目的としたものでないから、政務調査費を支出することとは許されない(乙A4の「広報費」部分参照)。県議会報告は県や県議会が行う広報とは別に、議員個人が政務調査費を支出してまで行う必要はないし、政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。	(3)	輪転機は、新島議員の意見、施策、行動等を県民に知ってもらうために必要であるところ、政務くべく発行している年4回の議会活動報告書の発行のために必要であるところ、政務調査活動の一環と認められるものである。政務調査費をすれば、種々の書面の印刷コストが必要となるのは当然であり、当該書面は、多方面の個人情報を含む公開に適さないものであり、政務調査費としての支払の裏付けのために当該書面内容を明らかにする必要はない。
	(4)	平成16年度のデータ整理委託料については、どのような調査研究に関するデータにつき、どのような処理をしたかが明らかでなく(乙Cノ9)、「政治活動」に必要なデータ処理であった(乙Cノ10)から、政務調査費を支出することは許されない。	(4)	データ整理委託料については、住民から集めた意見等を管理し、議員活動に反映させるため、データ整理を外部に委託したものであり、整理されたデータは、住民に対する議会活動報告書等に反映されていた。施設費(乙Cノ10)の「政治活動」どの記載は「政務調査活動」の趣旨にない誤記である。
	(5)	文具・事務用品代品に関する領収証(乙Cノ1の4)の宛名は、新島議員ではなく、「ニイジマコミュニティ」と記載されているから、調査研究外の事務用品であったといえる。	(5)	否認ないし争う。
	(6)	ヘルメット(乙Cノ1の5)、ホース(乙Cノ1の6)、トイレットペーパー、ペーパーカップ、及びペーパーボール(乙Cノ4の5)、蛍光灯及びそれに必要な点灯管(乙Cノ4の10)、並びにカッターペニア(乙Cノ4の19)は、調査研究に直接必要な事務用品ではない。	(6)	ホース(乙Cノ1の6)については、政務調査とは関係がないものであることは認めらるが、その余は否認ないし争う。政務調査活動は、調査現場への出張や現場での検証作業、住民からの意見聴取等の広がりを持つ活動であり、それに要する費用は、項目や金額等において常軌を逸しない限り、政務調査費からの支出が認められるべきである。なお、ヘルメット(乙Cノ1の5)については、政務調査活動のための移動に使用しているバイクに乗る際に使うものであり、カッターペニア(乙Cノ4の19)については、事務機器の付属部品が壊れた際、同じ部品が製造されていなかったため、その付属部品の代用品として購入したものである。
	(7)	プリンターについては、自宅に設置されていたから、専ら議員とその家族の私用のためのものであった。	(7)	否認ないし争う。
	(8)	支出内容等に関する報告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づき主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(8)	否認ないし争う。政務調査費収支報告書記載額が政務調査に係る支出の一部にとどまっていいるのは、支給額を上回る政務調査に係る支出については政務調査費が支給されなかったからにはすぎない。
	(9)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっており、各支所を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。として、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(9)	否認ないし争う。
	(10)	政務調査用事務所には、「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」及び「雄新会」の事務所が併設されている(甲A5の2・3)から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(10)	否認ないし争う。新島議員の自宅には、「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」及び「雄新会」の事務所が併設されているが、前者については、会費の徴収程度の活動しかしておらず、事務費は発生しないし、後者については、政治資金受入れのための団体であり、その事務費に政務調査費を支出してはなかった。
23 新田和弘	(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ハ1、2)。	(1)	認める。 次の(a)及び(b)のとおり、支出した。 (a)平成16年度 携帯電話使用料 8万8800円 固定電話使用料 10万6205円(15万1723円の70%) インターネット 6万9733円 郵便料金 2700円 事務用品・備品 18万5099円 (b)平成17年度 携帯電話使用料 8万6606円 固定電話使用料 14万3917円(20万5598円の70%) インターネット 6万1320円 郵便料金 390円 事務用品・備品 4万7705円
	(2)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(2)	否認ないし争う。補助参加人新田が使用する携帯電話1台分の使用料であり、概ね月額7000円ないし8000円程度であるから、高額ではない。定期的な経費は、支払日の属する年度に計上できる(丙Cハ11)から、平成16年度及び平成17年度の各4月分として計上した携帯電話使用料につき問題はない。
	(3)	携帯電話は、社会通念上、その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから、携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また、議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかでないから、調査研究活動に利用されるのは、県民に明らかにされていない固定電話であり、殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。携帯電話購入代金(丙Cハ96)につき、携帯電話使用料に政務調査費を支出できない以上、その購入代金についても政務調査費を支出するべきでない。平成17年4月請求分とされる同年5月2日振替の8011円(丙Cハ11)は、同年3月の使用分であり、平成16年4月請求分とする同年30日振替の5250円(丙Cハ57)は、同年3月の使用分であり、清算できない前年度の経費であった。	(3)	否認ないし争う。補助参加人新田が使用する携帯電話1台分の使用料であり、概ね月額7000円ないし8000円程度であるから、高額ではない。定期的な経費は、支払日の属する年度に計上できる(丙Cハ11)から、平成16年度及び平成17年度の各4月分として計上した携帯電話使用料につき問題はない。
	(4)	政務調査専用ではない固定電話、ファックス、及びパソコン回線等の基本使用料につき、政務調査費を支出することは許されない(乙A3)し、基本使用料が控除されない以上、その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。「和歌山県政務調査費運用の手引き」(乙A3)は、法令や本件条例等の趣旨を具化したものであり、同手引きの作成によって使途基準の変更がされたわけではないから、本件議員らの政務調査費支出の基礎となるものである。平成17年4月20日振替の1万99270円(丙Cハ13)は、同年3月の使用分であり、清算できない前年度の経費であった。	(4)	否認ないし争う。「和歌山県政務調査費運用の手引き」(乙A3)は、法令等の委任を受けて作成されたものではなく、県議会事務局が内部的な統一基準をまとめたマニュアルにすぎないから、法的効力を持つものではない。また、同手引きは、平成17年当時において議員に周知されたものでもないから、平成17年度までの政務調査費支出について議員に周知されたものではない。殊に、同手引きの作成年月日は平成17年8月5日であるから、同日以前に支出された政務調査費に対する基礎として用いることはできない。そして、「政務調査費の使途の基本的な考え方について」(乙A4)中の記載によれば、電話の基本料金を含めた使用料につき、政務調査のための使用頻度に応じて按分負担することには問題はない。定期的な経費は、支払日の属する年度に計上できる(丙Cハ11)から、平成17年度の4月分として計上した固定電話使用料につき問題はない。
	(5)	固定電話は、自宅に設置され、専ら議員やその家族の私用のためのものであった。	(5)	否認ないし争う。なお、固定電話の使用回線は3回線であるところ、そのうち2回線は電話回線であり、残りの1回線はファックス回線であり、電話回線を使用しているのは、家族が1回線を使用中であったとしても、政務調査活動用の電話を使用できるようにする必要があるからである。
	(6)	インターネット使用料については、自宅の電話回線を使用し、自宅に設置されたパソコンでインターネットを利用していたから、専ら議員やその家族が私的に利用していたと考えられるし、政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。平成17年4月分(丙Cハ25)は、同年3月の使用分であり、平成16年4月分(丙Cハ80)は、同年3月の使用分であるから、それぞれ清算できない前年度の経費であった。	(6)	否認ないし争う。定期的な経費は、支払日の属する年度に計上できる(丙Cハ11)使用料につき問題はない。
	(7)		(7)	
	(8)		(8)	
	(9)		(9)	
	(10)		(10)	

	平成17年11月2日に購入したとされるノートパソコン及びその保証料(丙Cハ45)につき、補助参加人新田は既に政務調査に使用すると所有していたはずであるから、新たにノートパソコンを購入する必要はなかった。また、平成18年3月6日に購入したとされるノートパソコン(丙Cハ54)につき、補助参加人新田は、平成17年11月2日に上記パソコンを購入した後、わずか4か月で、再びノートパソコンを購入する必要はなかった。日常的に戸外へ持ち運びができるようにするためのパソコン購入費は、政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。自宅に設置されたパソコンは、専ら議員及びその家族が私的に使用するためのものであった。	
(イ)	補助参加人新田は、既にエプソン製のプリンター(丙Cハ50)を所有していたから、新たにキヤノン製のプリンター(丙Cハ45)を購入する必要はない。また、写真印刷ができるようにすることは調査研究活動に必要なものではなかった。	
(ロ)	カジェアルバッグ(丙Cハ45)及びパソコンマウス(丙Cハ100)は、調査研究活動に直接必要な事務用品とは認められない。	
(ハ)	デジタルカメラ(丙Cハ55)については、私物として使用していたといえるし、既に議員が保有していたと考えられるカメラを活用すれば足りるから、その購入費に政務調査費を支出することは許されない。	
(ニ)	政務調査用事務所には、政治団体である「和積会」の事務所が併設されている(甲A5の3)から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	
(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ヒ1、2)。	
(イ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	
(ロ)	調査研究費に計上すべきところを誤って事務費に計上されたという平成16年度の「燃料費」については、計上する費目を誤った以上、政務調査費から支出することは許されない。また、自家用車は、私的に利用され、後援会活動や政治活動等に利用されていたと考えられるから、そのガソリン代に政務調査費を支出することは許されない。	
(ハ)	フィルム(乙Cヒ2の1・4・7・7の3・5)、印鑑(乙Cヒ2の2)、スクリーン(乙Cヒ2の5)、地図(乙Cヒ2の6)、E.T.C(乙Cヒ3の2)、及び名刺(乙Cヒ7の2・6・7)については、調査研究活動に直接必要なものではない。	
(ニ)	トナー及びコピー用紙代については、政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。	
(イ)	政務調査専用ではない固定電話、ファックス、及びパソコン回線等の基本使用料につき、政務調査費を支出することは許されない(乙A3)し、基本使用料が控除されない以上、その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。平成17年5月6日口座振替の1万0862円(乙Cヒ4の1)は、同年3月の使用分であり、平成16年5月6日口座振替の1万4991円(乙Cヒ8の1)は、同年3月の使用分であり、それぞれ清算できない前年度の経費である。	
(ロ)	固定電話は、自宅に設置されているから、専ら議員とその家族の私用のために使用されていた。	
(ハ)	携帯電話は、社会通念上、その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから、携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また、議員の携帯電話の番号は県民にほとんど知られていないから、調査研究活動に利用されるのは、県民に明らかにされていない固定電話であり、殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならぬ必要はない。支払内訳書(乙Cヒ5、9)には、「一括請求による支払」と記載されていることからすれば、政務調査費の支出が許されない数台分の携帯電話の使用料が含まれているといえる。また、平成17年5月2日支払の7607円(乙Cヒ5)は、同年3月の使用分であり、平成16年4月30日支払の1万1849円(乙Cヒ9)は、同年3月の使用分であったから、それぞれ清算できない前年度の経費であった。	
(ニ)	多額、多量の切手及びはがき(乙Cヒ1、6の1ないし3)につき、調査研究活動のためにまとめて購入する必要はなかった。	
(イ)	支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づき主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	
(ロ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外であるとして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	
(ハ)	政務調査用事務所には、「社会民主党和歌山県田辺支部」及び「あつみ会」の事務所が併設されている(甲A5の2・3)から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	
(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲フ1、2)。	
(イ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	

(イ)	否認ないし争う。補助参加人新田は、平成17年11月2日当時、デスクトップ型のパソコンを政務調査用として常設していたが、戸外での政務調査活動に使用するため、持ち運びができるノートパソコンを購入する必要があったし、その保証料も必要であった(丙Cハ45)。また、平成7年ごろに購入した上記デスクトップ型パソコンが寿命を迎えたため、その買い換えとしてノートパソコンを購入した(丙Cハ54)ところ、デスクトップ型パソコンではなく、ノート型のパソコンを購入したのは、自宅に常設する場合であっても、ノートパソコンの方が場所を取らずに使いやすいためであり、持ち運び用のノートパソコンとは別に自宅常設用として必要だったからである。	
(ロ)	補助参加人新田は、当時、エプソン製のプリンターを使用していたが、写真印刷ができるキヤノン製のプリンターを購入する必要があった(丙Cハ45)。	
(ハ)	カジェアルバッグ(丙Cハ45)は、ノートパソコンマウス(丙Cハ100)は、政務調査活動に必要なパソコン機器の一部であり、通常、パソコンの操作に必要かつ有効な機器であるから、政務調査費の支出が認められるべきである。	
(ニ)	否認ないし争う。デジタルカメラ(丙Cハ55)は、道路の渋滞状況、信号機の状態、自然環境の状況等を撮影するもので、政務調査活動にとって必要なものである。否認ないし争う。「和積会」は、和歌山県議会選挙の際、公明党和歌山県本部から、法人からの献金を受けたための団体として設置されるよう指導されて作った団体にすぎず、選挙の終わった平成16年度及び平成17年度は休止状態となっており、活動の実体は全くなくなった。携帯電話及びインターネットは、政務調査のために使用していた。固定電話は、政務調査使用分と自宅使用分との使用比率7対3に従って按分していた。	
(1)	認める。	
(イ)	次の(a)及び(b)のとおり支出した(乙Cヒ1ないし10)。	
(ロ)	(a)平成16年度 郵便関係費 4万0850円 文具及び事務用品費 9万1476円 固定電話使用料 70% 11万9403円 携帯電話使用料 12万2045円 ガソリン代 70% 13万6131円 なお、これらの合計額50万9905円のうち47万7528円を政務調査費収支報告書に記載した。 (b)平成17年度 郵便関係費 4万円 文具及び事務用品費 13万2073円 OA機器等代金 20万1325円 固定電話使用料 70% 9万2440円 携帯電話使用料 8万3140円 なお、これらの合計額54万8978円のうち5万20786円を政務調査費収支報告書に記載した。	
(ハ)	調査研究費として計上すべきであったガソリン代につき、誤って事務費として計上していた(甲ヒ2の「燃料費」の記載)が、野見山議員が政務調査活動をするために「自家用車」の使用が必要であったから、政務調査活動に使用したガソリン代の70%のみを控えて、使用していないなかった。仮に、基本使用料の控除が必要であったとしても、控えるに使用料の70%のみを政務調査費から支出したから問題は無い。継続的契約において、年度の区切りについて何を基準とするかは、統一的な基準で運用されている限り、ある程度柔軟に考えられるべきであり、請求書の表示や引落し日を基準として運用することにつき、何ら問題は無いというべきである。すなわち、野見山議員は、平成16年4月分として請求され、領収されたもの(乙Cヒ8の1)を同月分として計上し、平成16年4月分として請求され、領収されたもの(乙Cヒ4の1)を同月分として計上して計上していたから、問題は無い。	
(ニ)	否認ないし争う。なお、スクリーン(乙Cヒ2の5)は、政務調査活動の一環として、報告会等の際に映像を投影して説明するために必要なものである。	
(イ)	否認ないし争う。	
(ロ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり、電話の基本使用料とその余の使用料につき、政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし、基本使用料につき政務調査費を充当しない旨を定めている政務調査費運用の手引き(乙A3)は、法的拘束力のある規定でなく、取捨の要領を便宜的に定めたものではないから、基本使用料につき、政務調査費を支出したことは違法ではない。政務調査活動以外にはほとんど使用していないなかった。仮に、基本使用料の控除が必要であったとしても、控えるに使用料の70%のみを政務調査費から支出したから問題は無い。継続的契約において、年度の区切りについて何を基準とするかは、統一的な基準で運用されている限り、ある程度柔軟に考えられるべきであり、請求書の表示や引落し日を基準として運用することにつき、何ら問題は無いというべきである。すなわち、野見山議員は、平成16年4月分として請求され、領収されたもの(乙Cヒ8の1)を同月分として計上し、平成16年4月分として請求され、領収されたもの(乙Cヒ4の1)を同月分として計上して計上していたから、問題は無い。	
(ハ)	否認ないし争う。	
(ニ)	否認ないし争う。携帯電話は、政務調査活動のために必須であり、政務調査活動以外には使用することほとんどなかった。携帯電話使用料の支出については、固定電話使用料につき70%のみを政務調査費から支出していることを考慮すべきである。継続的契約において、年度の区切りについて何を基準とするかは、統一的な基準で運用されている限り、ある程度柔軟に考えられるべきであり、請求書の表示や引落し日を基準として運用することにつき、何ら問題は無いというべきである。すなわち、野見山議員は、平成16年4月分として請求され、領収されたもの(乙Cヒ8の1)を同月分として計上し、平成16年4月分として請求され、領収されたもの(乙Cヒ4の1)を同月分として計上して計上していたから、問題は無い。	
(イ)	否認ないし争う。政務調査活動のために、年間4万円程度の切手やはがきを使用することは奇異なものではなく、その個別の使途を証明することは無理である。	
(ロ)	否認ないし争う。政務調査費収支報告書記載額が政務調査に係る支出の一部にとどまっていたのは、支給額を上回る政務調査に係る支出については政務調査費が支給されないからにすぎない。	
(ハ)	否認ないし争う。	
(ニ)	否認ないし争う。	
(イ)	否認ないし争う。政務調査用事務所は、野見山議員の自宅に設置されており、「社会民主党和歌山県田辺支部」、「あつみ会」及び後援会が併設されているところ、「社会民主党和歌山県田辺支部」は、実際の活動や事務処理を同党の和歌山県本部で行っており、「あつみ会」は、資金管理団体で、実質的な活動をしておらず、後援会の活動費用には政務調査費を支払っていないから、OA機器(パソコン等)については、専ら政務調査のために購入及び利用し、固定電話については、ほとんど政務調査活動に使用していたが、念のため、70%のみ政務調査費から支出することとし	
(1)	認める。	
(イ)	次の(a)及び(b)のとおり支出した(乙Cフ1ないし9)。	
(ロ)	(a)平成16年度 固定電話使用料 13万2522円(16万55653円の80%) 携帯電話使用料 22万0130円(27万5162円の80%) インターネット接続料 3万2211円(4万0264円の80%) NHK受信料 6456円(8070円の80%) コピー機リース料 9万9792円(12万4740円の80%) パソコン代 17万1360円(21万4200円の80%) 電話機代 2万6880円(3万3600円の80%) 蛍光灯取替等 4万2784円(5万3480円の80%) 事務用品等 7万8454円(9万8068円の80%) (b)平成17年度 固定電話使用料 7万7108円(11万0154円の70%) 携帯電話使用料 17万3475円(24万7822円の70%) インターネット接続料 1万5431円(2万2044円の70%) 文具及び事務用品代 1万0100円 デジタルカメラ及びデジキ代 6万9971円	

25 花田健吉	(2)	(イ)	政務調査専用ではない固定電話、ファックス、及びパソコン回線等の基本使用料につき、政務調査費を支出することは許されない(乙A3)し、基本使用料が控除されていない以上、その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。平成17年4月25日引落しの電話代は同年3月の使用分であり、平成16年4月26日引落しの電話代は同年3月の使用分であったから、それぞれ清算できない前年度の経費であった。
		(ウ)	携帯電話は、社会通念上、その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから、携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また、議員の携帯電話の番号は県民に知られていないから、調査研究活動に利用活動に使用した場合は、県民に知られていない必要はない。平成17年5月2日引落しの携帯電話使用料は同年3月の使用分であり、平成16年4月30日引落しの携帯電話使用料は同年3月の使用分であったから、それぞれ清算できない前年度の経費であった。
		(ロ)	電話代、インターネット接続料、NHK受信料、コピー機リース代、電話機代、及び蛍光灯取替費用については、政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。
		(ハ)	平成16年9月から平成17年3月までの間、インターネット接続料金として、「NTTコミュニケーションズ」及び「エヌ・フォース」の両方の代金が計上されているが、複数のインターネット接続料金を支払う必要性はない。
		(ニ)	平成17年度のデジタルカメラ及びデジキ代については、私物としても使用でき、既に議員が保有していたと考えられる私物のカメラを活用すれば足りるから、政務調査費を支出することは許されない。
		(ヘ)	平成16年度のNHK受信料、蛍光灯の取替え、電話の子機(乙Cフ7の2)については、調査研究活動に直接必要とはいえない。
		(コ)	21万42000円のパソコン代(乙Cフ6)は、政務調査費の支出ができない高額な備品の購入(乙A3)及び環境整備費に当たる。
		(ケ)	支出内容等に関する報告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づき主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。
		(セ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外であるとして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。
		(シ)	政務調査専用事務所には、別紙「本件議員らの事務所に係る」の原告又は被告補助参加人(2)記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査費用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。
26 平越孝哉	(2)	(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ヘ1、2)。
		(イ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。
		(ロ)	固定電話使用料、パソコン及びプリンター購入費は、政務調査費の支出が許されない環境整備費に当たる。
		(ハ)	携帯電話は、社会通念上、その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから、携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また、議員の携帯電話の番号は県民に知られていないから、調査研究活動に利用活動に使用した場合は、県民に知られていない必要はない。平成17年5月2日引落しの携帯電話使用料は同年3月の使用分であり、平成16年4月30日引落しの携帯電話使用料は同年3月の使用分であったから、それぞれ清算できない前年度の経費であった。
		(ニ)	固定電話使用料につき、平成17年5月10日口座振替の2万9946円(乙Cヘ1の1)は同年3月の使用分であり、平成16年5月10日口座振替の1万2998円(乙Cヘ3の1)は同年3月の使用分であったから、それぞれ清算できない前年度の経費であった。
		(ヘ)	自宅とは別の場所にある政務調査専用事務所で平越議員の妻が勤務し、自宅にある政党支部の事務所別の者が勤務しているという被告の主張は不合理である。また、自宅に設置されているという政党支部の事務所等が多額であるのは不自然である。したがって、政党支部の事務所は、実際には、政務調査専用事務所併設されていると考えられる。そして、平成15年ないし平成17年において、政党支部が、事務費等を支出していた(甲ヘ5の1ないし3)から、政務調査専用事務所の事務費であると被告が主張する費用は、調査研究に資するものではなく、政務調査専用事務所の費用として、政務調査費から支出する必要はなかった。
		(コ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外であるとして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。
		(セ)	政務調査専用事務所には併設事務所がある(甲A3)から、政務調査費用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。
		(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ホ1、2)。
		(イ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。

25 花田健吉	(2)	(イ)	固定電話が実質的に政務調査のみを使用される場合もあり、電話の基本使用料とその基本使用料につき政務調査費を支出しない旨を定めている区別する合理的理由はないし、基本使用料につき政務調査費を充当しなく、取扱いの要領を便宜的に定めたものではないから、基本使用料につき、政務調査費を支出したことは違法ではない。固定電話は、政務調査活動のために必須に使用され、政務調査活動以外には使用することとはほとんどなかったが、その立証が困難であることから、控えめに70%のみを計上しているし、仮に、基本料金の控除が必要であったとしても、実質的には、基本料金の相当分の控除もされている。継続的契約において、年度の区切りについて何を基準とするかは、統一的な基準で運用されている限り、ある程度柔軟に考えられるべきであり、請求書の表示や引落日を基準として運用することにつき、何ら問題はないといふべきである。
		(ウ)	NTTドコモの携帯電話使用料(紀陽銀行から引落し)については、政務調査専用であり、私用の携帯電話使用料の分(JAみなべいのみ協同から引落し)と区別している。携帯電話は、政務調査活動のために必須であり、政務調査活動以外には使用することとはほとんどなかったが、その立証が困難であることから、控えめに70%ないし80%のみを計上している。継続的契約において、年度の区切りについて何を基準とするかは、統一的な基準で運用されている限り、ある程度柔軟に考えられるべきであり、請求書の表示や引落日を基準として運用することにつき、何ら問題はないといふべきである。
		(ロ)	否認しないし争う。
		(ハ)	否認しないし争う。インターネット接続料金につき、一時期、2社を使用したためであり、私用その他の利用に係る分を計上したわけではない。
		(ニ)	否認しないし争う。デジタルカメラ、デジキは、政務調査活動のため、現場の撮影やその取扱いのために使用していたものであり、私物としても利用できるからといって政務調査費を支出できないとすれば、ほとんどの経費を計上できなくなってしまう。
		(ヘ)	否認しないし争う。NHK受信料は、政務調査活動のための情報収集手段の一つとして必要であった。蛍光灯取り替え等については、政務調査専用事務所に備え付けられた消耗品の取替費用であり、政務調査活動のために必要なものであった。継続的契約において、年度の区切りについて何を基準とするかは、統一的な基準で運用されている限り、ある程度柔軟に考えられるべきであり、請求書の表示や引落日を基準として運用することにつき、何ら問題はないといふべきである。
		(コ)	否認しないし争う。パソコンは、資料の保存、調査結果の集計など、一般質問を行う上で重要な機材であり、その購入費用につき、政務調査費からの支出が認められるべきである。
		(ケ)	否認しないし争う。政務調査費収支報告書記載額が政務調査に係る支出の一部にとどまっていたのは、支給額を上回る政務調査に係る支出については政務調査費が支給されなかったからにすぎない。
		(セ)	否認しないし争う。
		(シ)	否認しないし争う。別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの主張15(2)に記載のとおり、上記支出は、専ら政務調査活動のためのものであるから、本来は費用全額が政務調査費から支出されるべきところを、反証困難な説明を避けるために、あえて控えめに事務費の70%ないし80%のみを計上したのであり、それを非難される理由はない。
26 平越孝哉	(2)	(1)	認める。
		(イ)	次の(a)及び(b)のとおり、固定電話使用料から毎月の基本使用料24000円(平成16年度は23000円)を控除した額の60%を事務費として計上し、携帯電話使用料については、専ら政務調査のために携帯電話が使用され、仮に、個人使用部分があったとしても、固定電話使用料において基本料金のすべてと通話料の40%を控除してないから、電話代全体でみれば、政務調査費収支報告書の記載額を下回るものではない。
		(ロ)	(a)平成16年度 固定電話使用料 9万7898円 携帯電話使用料 20万1738円 パソコン及びプリンター代 20万1200円 (b)平成17年度 固定電話使用料 8万99556円 携帯電話使用料 19万69999円
		(ハ)	否認しないし争う。
		(ニ)	携帯電話の使用の事情は時代とともに異なり、使用する人や場合によっても異なり、このころ、政務調査活動は、通常、不特定多数の有権者との間で行われるのではなく、特定の知の人たちからの調査報告、意見交換、情報提供等を受けることが多いし、本件議員らは、政務調査専用事務所外で情報交換等をする場合が多く、そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。継続的契約において、年度の区切りについて何を基準とするかは、統一的な基準で運用されている限り、ある程度柔軟に考えられるべきであり、請求書の表示や引落日を基準として運用することにつき、何ら問題はないといふべきである。すなわち、平越議員は、平成16年及び平成17年の4月分として、引落しがされ、領収されている分について、問題は無い。
		(ヘ)	否認しないし争う。継続的契約において、年度の区切りについて何を基準とするかは、統一的な基準で運用されている限り、ある程度柔軟に考えられるべきであり、請求書の表示や引落日を基準として運用することにつき、何ら問題はないといふべきである。すなわち、平越議員は、平成16年及び平成17年の4月分として、引落しがされ、領収されている分について、問題は無い。
		(コ)	政党支部の収支報告書(甲ヘ5の1ないし3)は、自宅に設置された政党支部の活動の支出と、自宅とは別の場所に設置された政務調査専用事務所の支出を区別して、それぞれ別途に費用が計上されており、政務調査費の支出が適正にされていることを示すものである。
		(セ)	否認しないし争う。
		(シ)	否認しないし争う。政務調査専用事務所は、後援会事務所と併設されているが、後援会は、選挙の時期以外にはほとんど活動しなかった。
		(1)	平成16年度の事務費の額は、70万6829円ではなく、68万5326円である。その余は認めらる。
26 平越孝哉	(2)	(イ)	次の(a)及び(b)のとおり支出した(乙Cホ1ないし12)。なお、携帯電話使用料については金額を計上しているが、政務調査専用事務所併設した固定電話使用料については事務費に計上しておらず、プロバイダ一料、コピー機代、及びOA機器代については控えめに70%の金額を計上した。
		(ロ)	(a)平成16年度 携帯電話使用料 19万99314円 プロバイダ一料 2万9143円 事務用品代 7万2849円 パソコン代 19万5020円 OA機器(テレビ、レコーダー)代 18万9000円 (b)平成17年度 携帯電話使用料 15万1671円 プロバイダ一料 6万1298円 事務用品代 6万3339円 コピー機代 16万9050円
		(ハ)	否認しないし争う。
		(ニ)	否認しないし争う。
		(ヘ)	否認しないし争う。政務調査専用事務所は、後援会事務所と併設されているが、後援会は、選挙の時期以外にはほとんど活動しなかった。
		(コ)	平成16年度の事務費の額は、70万6829円ではなく、68万5326円である。その余は認めらる。
		(ケ)	否認しないし争う。
		(セ)	否認しないし争う。
		(シ)	否認しないし争う。
		(1)	平成16年度の事務費の額は、70万6829円ではなく、68万5326円である。その余は認めらる。

		支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。政務調査費収支報告書には支出額の一部に政務調査費を充当したことが分かる記載はなく、監査結果においても、その旨の指摘はされていない。	(イ)否認しないし争う。	
		政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ウ)否認しないし争う。	
		政務調査費用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張22(2)に記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査費用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ウ)否認しないし争う。	
	(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲1、2)。	認める。	次の(a)及び(b)のとおり支出した。 (a)平成16年度 固定電話使用料 7万2932円(乙Cリ8) 携帯電話使用料 18万2076円(乙Cリ9) 事務用品等 7万0671円(パソコンの周辺機器及びその設置費用。乙Cリ5ないし7) (b)平成17年度 固定電話使用料 13万2677円(乙Cリ2) 携帯電話使用料 15万1121円(乙Cリ3) 通信費 1万7766円(乙Cリ4) はがき代等 2万5375円(乙Cリ1)
	(ウ)	支出ことの明細や領収書の有無等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(イ)別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの23(2)及び(ウ)記載のとおり、吉井議員の母である吉井時子所有の建物を賃借して、政務調査費用事務所を設置していた。	
	(イ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張23(2)に記載のとおり、政務調査費用事務所が設置されていると被告が主張する場所に政務調査費用事務所は設置されているいなかった。	(イ)別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの23(2)及び(ウ)記載のとおり、吉井議員の母である吉井時子所有の建物を賃借して、政務調査費用事務所を設置していた。	
	(ウ)	政務調査費用事務所は自宅とは別に設置されていたから、自宅用の固定電話使用料(乙Cリ2の1ないし11、8の1ないし12)は、調査研究活動以外で使用されたものであったといえる。	(ウ)固定電話のうち、「0737-52-5728」の番号については、政務調査費用事務所にしかかかってきた電話を自宅ですべて受けることができるように、政務調査費用事務所及び自宅に設置されていたものであり、自宅用の固定電話回線はそれとは別にあった。また、「0737-52-7178」の番号は、政務調査費用事務所に設置しているフレッツS専用の回線である。	
	(2)	携帯電話は、社会通念上、その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから、携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また、議員の携帯電話の番号は県民にほとんど知られていないから、調査研究活動に利用されるのは、県民に知られていない固定電話であり、殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならぬ必要はない。	(イ)携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり、使用する人や場合によっても異なるところ、政務調査活動は、通常、不特定多数の有権者との間で行われるのではなく、特定の知己の人たちからの調査報告、意見交換、情報提供等を受けることが多いし、本件議員らは、政務調査費用事務所外で情報交換等をする場合が多く、そのような場合に使用するなどの社会通念上あり得ないし、政務調査活動のための架電状況に照らして不当に高額ともいえない。	
37 吉井和昭	(イ)	電話回線を光回線にしたことによる通信費(乙Cリ4の1ないし9)は、吉井議員の自宅の電話設置状況に照らし、自宅用に支出されたものであり、調査研究のためのものではない。	(イ)否認しないし争う。	
	(ウ)	県政報告は、県や県議会が行う広報とは別に、議員個人が政務調査費を支出してまで行う必要はないから、県政報告のためのはがき代等について、政務調査費を支出することは許されない。	(ウ)否認しないし争う。	
	(イ)	平成15年度ないし平成17年において、政務調査費用事務所に併設されている政務支部及び政治団体の事務費等を支出していた(甲11の1ないし3)から、政務調査費用事務所の事務費である被告が主張する費用は、調査研究に資するものではなかったし、政務調査費用事務所が負担したものでなかった。	(イ)否認しないし争う。	
	(ウ)	支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(ウ)否認しないし争う。	
	(イ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(イ)否認しないし争う。	
	(ウ)	政務調査費用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張23(2)に記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査費用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ウ)否認しないし争う。	
	(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲1、2)。	認める。	次の(a)及び(b)のとおり支出した。なお、政務調査費収支報告書記載額よりも多い部分は和田議員個人の資産から支出した。 (a)平成16年度 固定電話使用料 約18万円 携帯電話使用料 9万6574円 通信費 約3万6000円 プリンター購入費 2万円 事務用品費等 約1万円 (b)平成17年度 固定電話使用料 約12万7500円 携帯電話使用料 10万0665円 通信費 約3万6000円 パソコン修理費 約4万円 シール作成機修理費 2万6250円 事務用品費等 約1万円
	(イ)	シール作成機修理費用(乙Cリ3)は、調査研究活動のために直接必要なものではない。	(イ)否認しないし争う。	
	(ウ)	政務調査費用専用ではない固定電話、ファックス、及びパソコン回線等の基本使用料につき、政務調査費を支出することは許されない(乙A3)し、基本使用料が控除されていない以上、その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。	(ウ)固定電話が実質的に政務調査のみで使用される場合もあり、電話の基本使用料とその他の使用料につき、政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし、基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き(乙A3)は、法的拘束力のある規定でなく、取扱の要領を便宜的に定めたものではないから、基本使用料につき、政務調査費を支出したことは違法ではない。	
38 和田正人	(2)	携帯電話は、社会通念上、その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから、携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また、議員の携帯電話の番号は県民にほとんど知られていないから、調査研究活動に利用されるのは、県民に知られていない固定電話であり、殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならぬ必要はない。	(イ)携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり、使用する人や場合によっても異なるところ、政務調査活動は、通常、不特定多数の有権者との間で行われるのではなく、特定の知己の人たちからの調査報告、意見交換、情報提供等を受けることが多いし、本件議員らは、政務調査費用事務所外で情報交換等をする場合が多く、そのような場合に使用するなどの社会通念上あり得ないし、政務調査活動のための架電状況に照らして不当に高額ともいえない。	
	(イ)	支払内訳書(乙Cリ1、2)の記事欄において、「一括請求によるお支払」と記載されていることからすれば、その携帯電話使用料の中には、政務調査費の支出が認められない数台分の携帯電話の使用料が含まれているといえる。	(イ)支払内訳書(乙Cリ1、2)の「一括請求によるお支払」とは、一括請求によって支払がされた携帯電話使用料のうち、和田議員が使用する携帯電話の番号に係る使用料の額という趣意である。	
	(ウ)	支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。政務調査費収支報告書には支出額の一部に政務調査費を充当したことが分かる記載はなく、監査結果においても、その旨の指摘はされていない。	(ウ)否認しないし争う。	
	(イ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(イ)否認しないし争う。	
	(ウ)	政務調査費用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張24(2)に記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査費用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ウ)否認しないし争う。	

別紙3(3) 本件議員らの人件費について

原告らの主張		被告又は被告補助参加人らの主張	
(1)	平成15年度(同年4月を除く。)ないし平成17年度において、別紙1の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ア1ないし3)。	(1)	認める。
(ア)	雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ア)	平成18年12月までの間、週5日(午前9時から午後5時まで)の勤務で、浅井議員の兄嫁である浅井愛子を雇用し、月額8万円の給料を政務調査費から支払っていた(乙Dア1)。また、浅井議員の妻である三枝子も雇用しており、月額3万円の給料を支払っていた(乙Dア2)。
(イ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張1(2)(ロ)記載のとおり、政務調査用事務所が設置されたと被告が主張する建物には、政務調査用事務所は設置されていないかった。	(イ)	否認ないし争う。
(ウ)	浅井議員が代表取締役を務める株式会社浅井の人件費を政務調査費として計上していた。	(ウ)	否認ないし争う。株式会社浅井は、その従業員らの給料や浅井議員の妻の役員報酬等を確定申告していた(乙Bア3、5ないし7)。
(エ)	浅井議員の兄嫁は、政務調査用事務所があったという場所の隣接地に住んでいたから、通勤費が支払われている以上、通勤していたとは考えられず、その人件費の政務調査費からの支出は認められない。	(エ)	否認ないし争う。
(カ)	議員の親族の仕事内容は電話番号程度であると考えられるところ、議員の親族は、政務調査用の事務所の有無と関係なく、電話番号程度はしているから、議員の親族に対する人件費の支出は、正当な人件費とはいえない。	(カ)	否認ないし争う。
(キ)	親族を雇用しなければならぬ特別の事情や必要はないから、雇用了した親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また、政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは、いわゆるお手盛りであるし、家賃な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上、議員の親族は、社会通念上、議員活動に協力すべき立場であるから、その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは、本件使途基準に反する(甲A19)。	(キ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており、その必要性が合理的に説明され、雇用条件が客観的に把握できる場合には、その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして、妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合、その期間が長く、便宜であり、政務調査活動に習熟し、使用効率が高いこと、他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するということ人も多いことからすれば、雇用の必要性が高いといえる。
(ケ)	浅井議員の兄嫁につき、年収は103万円を超えており、所得税を支払う必要があるところ、税務申告書の写しや源泉徴収票等でその所得にかかる支払者と金額が確認できないから、その雇用の実質がなかったといえる。	(ケ)	否認ないし争う。
(ク)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に給れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ク)	否認ないし争う。
(コ)	政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張1(2)(ロ)記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(コ)	否認ないし争う。
(サ)	政務調査用事務所の設置及び使用状況からすれば、同事務所は株式会社浅井の業務が主となり、政党支部と政治団体の事務を並としていたものと考えられる。	(サ)	否認ないし争う。
(1)	平成15年度(同年4月を除く。)ないし平成17年度において、別紙1の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲イ1ないし3)。	(1)	認める。
(ア)	雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ア)	平日に1日3ないし4時間の勤務時間で山本希世を雇用し、月額8万円の給料、並びに夏及び冬に給料2か月分のボーナスを支払った(乙Dイ1)が、ボーナスは、東議員個人の資産から支出したものであった。なお、東議員の妻も事務所を手伝いをしていたが、給料は支払っていないかった。
(イ)	山本希世につき、年収は103万円を超えており、所得税を支払う必要があるところ、税務申告書の写しや源泉徴収票等でその所得にかかる支払者と金額が確認できないから、その雇用の実質がなかったといえる。	(イ)	否認ないし争う。
(ウ)	支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(ウ)	否認ないし争う。
(エ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に給れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(エ)	否認ないし争う。
(カ)	政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張2(2)(ロ)記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(カ)	否認ないし争う。
(1)	平成16及び平成17年度において、別紙1の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ウ1、2)。	(1)	認める。
(ア)	雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ア)	東秀城及び保井隆伸を月額4万円の給料で雇用し、平成16年度に56万円(7か月分)、平成17年度に92万円(12か月分)を支払った(乙Dウ1ないし6)。
(イ)	被告主張の平成17年度の人件費の額は、政務調査費収支報告書記載額と一致するが、月額4万円ずつで2名を雇用していたのであれば、年間で、92万円ではなく、96万円になるはずである。	(イ)	平成17年度においては、2名の議員のうち、保井隆伸は12か月間、東秀城は平成18年3月を除く11か月間、それぞれ職務に就任していたため、勤務実態に応じて人件費が92万円となった(乙Dウ7)。
(ウ)	給料支払日が休日であった場合がある(乙Dウ1、2)ところ、通常の雇用関係において、休日に給料が支払われることはないから、被告が主張するような給料支払の事実はないといえる。	(ウ)	否認ないし争う。被用者には、土曜日及び日曜日を中心として、1か月に4日程程度、政務調査活動に関する仕事に就事してもらっており、その仕事を中心に給料を支払っていた。
(2)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に給れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(2)	否認ないし争う。
(カ)	政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張2(2)(ロ)記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(カ)	否認ないし争う。
(1)	平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲エ1ないし4)。	(1)	認める。
(ア)	雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ア)	政務調査用事務所では、2ないし5人の職員を雇用しており(うち2名を常雇)、中里繁子を常雇し、その余はローテーションで数か月で交代で雇用していた。人件費は、総額年460万円であり、そのうち160万円を政務調査費より支出していた(乙Dエ1ないし5)。
(イ)	井出議員の被用者は、井出議員の行う行政書士業及び宅建業に従事していた者であった。	(イ)	否認ないし争う。
(ウ)	被用者の人数が多く、そのような人数の雇用の必要性はない。	(ウ)	否認ないし争う。

4井出益弘	(2)	(イ)	「和歌山総合コンサルタント」が、その被用者を井出議員の政務調査活動に従事させて、その給料に政務調査費を支出したと考えられる。そして、「和歌山総合コンサルタント」の経理処理としては、人件費の全額を支出したとの処理をする一方で、井出議員が受領した政務調査費についての収入処理はされなかったと考えられるから、井出議員の受領した政務調査費は公表されないやミ所得であり、これに政務調査費を支出することは許されない。	(イ)	否認ないし争う。
		(2)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(イ)	否認ないし争う。
		(ウ)	政務調査費用事務所には、行政書士事務所、「自由民主党紀北支部」、後援会、「井出益弘を育てる会」、「ますひろ会」、「自由民主党紀北支部」の各事務所が併設されている(甲A5の2・3)から、政務調査費用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて、政務調査費を支出していた。	(ウ)	否認ないし争う。 政務調査費用事務所には、後援会、「井出益弘を育てる会」、「ますひろ会」及び「ますひろ会」は活動の実体がほとんどなく、「自由民主党紀北支部」は法人からの献金の受け皿にすぎない。
		(イ)	人件費の按分については、「和歌山総合コンサルタント」が総額の3分の2を、残る3分の1のうち、政党支部がその3分の2である9分の2を、更に残る9分の1のうち、4つの政治団体等がその3分の2である27分の2を、それぞれ負担すべきであるから、調査研究活動用の人件費の負担割合は27分の1に過ぎない。	(イ)	否認ないし争う。按分については、宅建業及び行政書士業の業務量はその年により変動するが、人件費は一定とせざるを得ないため、年により按分率も異なり、自費で人件費を支出したことが多い。
		(1)	平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲オ1ないし4)。	(1)	認める。
		(イ)	雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(イ)	否認ないし争う。 人件費は、次の(a)ないし(d)のとおりであった。 (a)平成15年4月 高宮義温 9万円(乙Dオ1の1) 宇治田敦子 8万円(乙Dオ1の2) (b)平成15年6月から平成16年3月 宇治田敦子 8.8万円(月額8万円×11か月、乙Dオ2ないし12) (c)平成16年度 宇治田敦子 9.6万円(月額8万円×12か月、乙Cオ13ないし24) (d)平成17年11月から平成18年3月 岡田笑 3.5万円(7万円×5か月、乙Dオ25ないし29) 高宮義温 3.5万円(7万円×5か月、乙Dオ30ないし34) 山田修 3.5万円(7万円×5か月、乙Dオ35ないし39)
		(イ)	給料支払日が休日であった場合があるところ、通常の雇用関係において、休日に給料が支払われることはないから、被告が主張するような給料支払の事実はないと認める。	(イ)	否認ないし争う。給料の領収証は、必ずしも給料を手渡した際にもらっているものではなく、その日付は、慣例として、毎月同日を記入してもらっていた。
		(ウ)	議員の親族の仕事内容は電話番号程度であると考えられるところ、議員の親族は、政務調査費用事務所の有無と関係なく、電話番号程度はしているから、議員の親族に対する人件費の支出は、正当な人件費とはいえない。	(ウ)	否認ないし争う。
		(イ)	親族を雇用しなければならぬ特別な事情や必要性はないから、雇用了親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また、政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは、いわゆるお手盛りであるし、妥当な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上、議員の親族は、社会通念上、議員活動に協力すべき立場であるから、その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは、本件使途基準に反する。	(イ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており、その必要性が合理的に説明され、雇用条件が客観的に把握できる場合には、その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして、妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合、その期間が長く、便宜であり、政務調査活動に習熟し、使用効率が高いこと、他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するといえる人も多いことからすれば、雇用の必要性が高いといえる。
		(イ)	平成15年度ないし平成17年において、政務調査費用事務所に併設されている「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」及び宇治田議員の後援会である「栄和会」が、人件費等を支出していた(甲オ5の1ないし3、6の1ないし3)から、政務調査費用事務所の人件費であると被告が主張する費用は、調査研究に資するものではなかったし、政務調査費用事務所が負担したものでもなかった。	(イ)	否認ないし争う。
5宇治田栄蔵	(2)	(イ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(イ)	否認ないし争う。
		(ウ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張4(2)に記載のとおり、平成17年9月以降の経費については、調査研究のための費用ではなかった。	(ウ)	否認ないし争う。
		(ウ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張4(2)に記載のとおり、政務調査費用事務所には、併設事務所があるから、政務調査費用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ウ)	否認ないし争う。なお、後援会から、岡田笑、高宮義温、及び山田修に対して、別途、それぞれ月額8万円が支払われていた。
		(1)	平成15年度(同年4月を除く。)ないし平成17年度において、別紙1の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲カ1ないし3)。	(1)	認める。
		(イ)	雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(イ)	否認ないし争う。 岡田義雄及び浦口孝子の妻である浦口孝子を雇用し、次の(a)ないし(c)のとおり、給料を支払った。 (a)平成15年5月から平成16年3月 岡田義雄 1.6万円(乙Dカ3) (b)平成16年度 浦口孝子 3.1万円22,207円(乙Dカ2) (c)平成17年度 浦口孝子 6.6万円(乙Dカ1)
		(イ)	平成17年度の給料支払が1か月単位にされていなかったこと(乙Dカ1)、岡田に対する給料の支払が前払いであり、その支払日が通常の雇用関係からはあり得ない土曜日であったこと(乙Cカ3)からすれば、被告主張の給料支払の事実とは認められない。	(イ)	否認ないし争う。
		(ウ)	議員の親族の仕事内容は電話番号程度であると考えられるところ、議員の親族は、政務調査費用事務所の有無と関係なく、電話番号程度はしているから、議員の親族に対する人件費の支出は、正当な人件費とはいえない。	(ウ)	否認ないし争う。浦口孝子は、平日はほとんど、休日はしばしば、政務調査費用事務所に出向いて、パソコン操作その他政務調査活動の補助をしていた。
		(イ)	親族を雇用しなければならぬ特別な事情や必要性はないから、雇用了親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また、政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは、いわゆるお手盛りであるし、妥当な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上、議員の親族は、社会通念上、議員活動に協力すべき立場であるから、その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは、本件使途基準に反する(甲A19)。	(イ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており、その必要性が合理的に説明され、雇用条件が客観的に把握できる場合には、その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして、妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合、その期間が長く、便宜であり、政務調査活動に習熟し、使用効率が高いこと、他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するといえる人も多いことからすれば、雇用の必要性が高いといえる。
		(イ)	政務調査費用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張5(2)(2)に記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査費用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(イ)	否認ないし争う。「和歌山地域戦略研究所」は実体がなく、後援会は、選挙の直前以外は日常的に活動するものではなかった。また、政務調査に関する費用と後援会活動に関する費用を別々に仕分けて処理していた。
		(1)	平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ク1ないし4)。	(1)	認める。
6浦口高典	(2)	(イ)	政務調査費用事務所には、行政書士事務所、「自由民主党紀北支部」、後援会、「井出益弘を育てる会」、「ますひろ会」の各事務所が併設されている(甲A5の2・3)から、政務調査費用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて、政務調査費を支出していた。	(イ)	否認ないし争う。 政務調査費用事務所には、後援会、「井出益弘を育てる会」、「ますひろ会」及び「ますひろ会」は活動の実体がほとんどなく、「自由民主党紀北支部」は法人からの献金の受け皿にすぎない。
		(イ)	人件費の按分については、「和歌山総合コンサルタント」が総額の3分の2を、残る3分の1のうち、政党支部がその3分の2である9分の2を、更に残る9分の1のうち、4つの政治団体等がその3分の2である27分の2を、それぞれ負担すべきであるから、調査研究活動用の人件費の負担割合は27分の1に過ぎない。	(イ)	否認ないし争う。按分については、宅建業及び行政書士業の業務量はその年により変動するが、人件費は一定とせざるを得ないため、年により按分率も異なり、自費で人件費を支出したことが多い。
		(1)	平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲オ1ないし4)。	(1)	認める。
		(イ)	雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(イ)	否認ないし争う。 人件費は、次の(a)ないし(d)のとおりであった。 (a)平成15年4月 高宮義温 9万円(乙Dオ1の1) 宇治田敦子 8万円(乙Dオ1の2) (b)平成15年6月から平成16年3月 宇治田敦子 8.8万円(月額8万円×11か月、乙Dオ2ないし12) (c)平成16年度 宇治田敦子 9.6万円(月額8万円×12か月、乙Cオ13ないし24) (d)平成17年11月から平成18年3月 岡田笑 3.5万円(7万円×5か月、乙Dオ25ないし29) 高宮義温 3.5万円(7万円×5か月、乙Dオ30ないし34) 山田修 3.5万円(7万円×5か月、乙Dオ35ないし39)
		(イ)	給料支払日が休日であった場合があるところ、通常の雇用関係において、休日に給料が支払われることはないから、被告が主張するような給料支払の事実はないと認める。	(イ)	否認ないし争う。給料の領収証は、必ずしも給料を手渡した際にもらっているものではなく、その日付は、慣例として、毎月同日を記入してもらっていた。
		(ウ)	議員の親族の仕事内容は電話番号程度であると考えられるところ、議員の親族は、政務調査費用事務所の有無と関係なく、電話番号程度はしているから、議員の親族に対する人件費の支出は、正当な人件費とはいえない。	(ウ)	否認ないし争う。
		(イ)	親族を雇用しなければならぬ特別な事情や必要性はないから、雇用了親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また、政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは、いわゆるお手盛りであるし、妥当な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上、議員の親族は、社会通念上、議員活動に協力すべき立場であるから、その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは、本件使途基準に反する。	(イ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており、その必要性が合理的に説明され、雇用条件が客観的に把握できる場合には、その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして、妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合、その期間が長く、便宜であり、政務調査活動に習熟し、使用効率が高いこと、他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するといえる人も多いことからすれば、雇用の必要性が高いといえる。
		(イ)	平成15年度ないし平成17年において、政務調査費用事務所に併設されている「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」及び宇治田議員の後援会である「栄和会」が、人件費等を支出していた(甲オ5の1ないし3、6の1ないし3)から、政務調査費用事務所の人件費であると被告が主張する費用は、調査研究に資するものではなかったし、政務調査費用事務所が負担したものでもなかった。	(イ)	否認ないし争う。
		(イ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(イ)	否認ないし争う。
		(ウ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張4(2)に記載のとおり、平成17年9月以降の経費については、調査研究のための費用ではなかった。	(ウ)	否認ないし争う。
		(ウ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張4(2)に記載のとおり、政務調査費用事務所には、併設事務所があるから、政務調査費用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ウ)	否認ないし争う。なお、後援会から、岡田笑、高宮義温、及び山田修に対して、別途、それぞれ月額8万円が支払われていた。

7 小川武	(ア)	雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ア)	平成15年4月以降、政務調査用事務所において、土日祝日以外、原則として午前9時から午後5時までの間、政務調査業務の補助員として、塩谷薫を月額8万円の給料で雇用していた(乙Dク1)。
	(イ)	政務調査用とされる事務所は、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告ら主張5(2)(イ)記載のとおり、後援会専用の事務所であった。	(イ)	否認ないし争う。
	(2)(ウ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ウ)	否認ないし争う。
	(エ)	政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張5(2)(イ)記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(エ)	政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの主張5(2)(イ)記載のとおり、政務調査用事務所では後援会活動がさげられていなかったし、小川議員に係る政治団体等のいずれについても活動実施はなく、政務調査用事務所とは別の場所にある自宅に設置されていた。
	(1)	平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の人性費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ケ1ないし4)。	(1)	認める。
8 大沢広太郎	(ア)	雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ア)	平成15年4月以降、大沢議員の妻である大沢敏江を月額8万円で雇用している。なお、大沢議員が、その妻との間で雇用契約書等を作成していないことは、ある意味当然であり、それがないからといって雇用の実態がないとはいえない。
	(イ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張6(2)(イ)記載のとおり、政務調査用と被告が主張する事務所は、選挙活動等の調査研究のための事務所であったといえる。	(イ)	否認ないし争う。
	(ウ)	議員の親族の仕事内容は電話番号程度であると考えられるところ、議員の親族は、政務調査用の事務所の有無と関係なく、電話番号程度はしているから、議員の親族に対する人件費の支出は、正当な人件費とはいえない。	(ウ)	大沢敏江は、大沢議員の政務調査用事務所が併設されていた自宅において、政務調査の全般の補助をしており、重要な役割を果たしていた。
	(2)(エ)	親族を雇用しなければならぬ特別の事情や必要性はないから、雇用了親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また、政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは、いわゆるお手盛りであるし、妥当な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上、議員の親族は、社会通念上、議員活動に協力すべき立場であるから、その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは、本件使途基準に反する(甲A19)。	(エ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており、その必要性が合理的に説明され、雇用条件が客観的に把握できる場合には、その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして、妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合、その期間が長く、便宜であり、政務調査活動に習熟し、使用効率が高いこと、他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するということ人も多いことからすれば、雇用の必要性が高いといえる。
	(イ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(イ)	否認ないし争う。
9 尾崎太郎	(ア)	政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張6(2)(イ)記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ア)	否認ないし争う。政務調査活動における大沢敏江の役割は重要であった一方、別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの主張6(2)(イ)記載のとおり、政務調査用事務所には活動実態がなく、後援会活動は徹々たるものであった。
	(ウ)	平成17年度において、別紙1の人性費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲コ1)。	(ウ)	認める。
	(1)(イ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張7記載のとおり、平成15年度(平成15年4月を除く。)及び平成16年度の事務所費として計上されている支出は、人件費に計上されるべきものである。	(イ)	認める。
	(ア)	雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ア)	月額10万円の給料で和田牧子を雇用し、平成15年度は11か月で110万円を、平成16年度及び平成17年度は12か月で120万円を、それぞれ支払った(乙Dコ1ないし83)。
	(イ)	和田牧子は、政党支部に雇用されていた。	(イ)	否認ないし争う。
	(ウ)	3年間も人件費を事務所費に誤計上していたというのは不自然であり、収支報告書が修正されたのは監査の対象となった平成17年度のみであったことからすると、実際には、人件費の支出はなかったと考えられる。	(ウ)	否認ないし争う。
	(エ)	給料支払日が休日であった場合があるところ、通常の雇用関係において、休日に給料が支払われることはないから、被告が主張するような給料支払の事実はないといえる。	(エ)	土曜日及び日曜日においても、一定時間事務所を開けていることが多く、大晦日には、おいては、毎年、午前中は事務所を開けていた。そして、和田牧子について、土曜日又は日曜日にも必要に応じて出勤してもらっていたし、給料を手渡しで支払う際に領収証をもらうのではなく、領収証の日付は慣例として毎月末日を記入してもらっていた。
	(2)(イ)	和田牧子について、年収は108万円を超えており、所得税を支払う必要があるところ、税務申告書の写しや源泉徴収票等でその所得にかかる支払者と金額が確認できないから、その雇用の実質がなかったといえる。	(イ)	否認ないし争う。
	(ウ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ウ)	否認ないし争う。
	(イ)	政務調査用事務所には、「自由民主党和歌山県笑顔支部」及び「太成会」の事務所が併設されている(甲A5の2・3)から、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(イ)	否認ないし争う。政務調査用事務所には併設されている「自由民主党和歌山県笑顔支部」は、法人からの献金の受け皿であり、「太成会」は、いわゆる資金管理団体であって、いずれも活動実態はない。
	(ウ)	後援会が和田牧子とは別に雇用していたとされる事務員が実際に雇用されていたこととはいえないし、政務調査用事務所には政党支部と政治団体の併設されていたことからすれば、和田牧子は、政党支部及び政治団体の事務も行っていたといえる。	(ウ)	後援会では、和田牧子とは別の2名を雇用して給料を支払っており、和田牧子は政務調査活動のみに従事していた。
	(1)	平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の人性費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲サ1ないし4)。	(1)	認める。
	(ア)	雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ア)	尾崎要二議員の妻である尾崎聖子を雇用し、忙しいときには、親族である尾崎和美を雇用したこともあった。具体的には、次の(a)ないし(d)のとおりであった。 (a)平成15年4月 尾崎聖子8万円 (b)平成15年5月から平成16年3月 尾崎聖子88万円(8万円×11か月) 尾崎和美3万6000円(平成15年9月及び12月) (c)平成16年度 尾崎聖子96万円(8万円×12か月) 尾崎和美8万5000円(同年6月から9月、及び平成17年2月) (d)平成17年度 尾崎聖子48万円(8万円×12か月×0.5)
	(イ)	議員の親族の仕事内容は電話番号程度であると考えられるところ、議員の親族は、政務調査用の事務所の有無と関係なく、電話番号程度はしているから、議員の親族に対する人件費の支出は、正当な人件費とはいえない。	(イ)	尾崎要二議員の妻は、単なる電話番号ではなく、住民からの要望の取り次ぎや下関き、尾崎要二議員の指示の下での政務調査活動の補助、文書の作成、パソコン等での資料収集といった実質的な調査活動をしていた。

10	尾崎聖二	(ウ) 親族を雇用しなければならぬ特別の事情や必要性はないから、雇用了親族に 対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また、政務調査活動の補 助職員に親族を雇用することは不可能に近い上、議員の親族は、社会通念上、議員 活動に協力すべき立場であるから、その立場から協力した行為に給料として政務 調査費を支出することは、本件使途基準に反する(甲A19)。	(ウ) 親族を雇用しなければならぬ特別の事情や必要性はないから、雇用了親族に 対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また、政務調査活動の補 助職員に親族を雇用することは不可能に近い上、議員の親族は、社会通念上、議員 活動に協力すべき立場であるから、その立場から協力した行為に給料として政務 調査費を支出することは、本件使途基準に反する(甲A19)。
	(2)		
		(エ) 給料支払日が休日であった場合があるところ、通常の雇用関係において、休日に 給料が支払われることはないから、被告が主張するような給料支払の事実は一 つであったといえる。	(エ) 給料支払日が休日であった場合があるところ、通常の雇用関係において、休日に 給料が支払われることはないから、被告が主張するような給料支払の事実は一 つであったといえる。
		(オ) 平成15年ないし平成17年において、政務調査用事務所に併設されている政治 団体が、人件費等を支出していた(甲サ5の1ないし3)から、政務調査用事務 所の人件費であると被告が主張する費用は、調査研究に資するものではなかつた し、政務調査用事務所が負担したものでもなかつた。	(オ) 平成15年ないし平成17年において、政務調査用事務所に併設されている政治 団体が、人件費等を支出していた(甲サ5の1ないし3)から、政務調査用事務 所の人件費であると被告が主張する費用は、調査研究に資するものではなかつた し、政務調査用事務所が負担したものでもなかつた。
		(カ) 政務調査費は、年額288万円(11月24万円)が上限となつていて、ところ、 各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外 である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に 紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは 認められない。	(カ) 政務調査費は、年額288万円(11月24万円)が上限となつていて、ところ、 各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外 である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に 紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは 認められない。
		(キ) 政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務費について」の原告らの主張9 (2)(2)記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担分及び調査 研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(キ) 政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務費について」の原告らの主張9 (2)(2)記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担分及び調査 研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。
	(1)	平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の人件費欄記載の金額を政務 調査費から支出した(甲シ1ないし4)。	(1) 平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の人件費欄記載の金額を政務 調査費から支出した(甲シ1ないし4)。
		(ク) 雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実 際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されな い。	(ク) 雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実 際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されな い。
		(ケ) 坂口弘子について、年収は103万円を超えており、所得税を支払う必要がある ところ、税務申告書の写しや源泉徴収票等とその所得にかかる支払者と金額が確 認できないから、その雇用の実質がなかつたといえる。	(ケ) 坂口弘子について、年収は103万円を超えており、所得税を支払う必要がある ところ、税務申告書の写しや源泉徴収票等とその所得にかかる支払者と金額が確 認できないから、その雇用の実質がなかつたといえる。
		(コ) 政務調査用事務所に併設されていた一般企業2社のいずれにも坂口弘子の給料が 計上されていなかったことが明らかにならないから、坂口弘子は、当該2社のい ずれかの事務員であり、それらの企業が坂口弘子の給料を負担していたといえ る。	(コ) 政務調査用事務所に併設されていた一般企業2社のいずれにも坂口弘子の給料が 計上されていなかったことが明らかにならないから、坂口弘子は、当該2社のい ずれかの事務員であり、それらの企業が坂口弘子の給料を負担していたといえ る。
		(カ) 政務調査用事務所があつたこととされる場所には、別紙「本件議員らの事務費につ いて」の原告らの主張8(2)(イ)記載のとおり、政務調査用事務所が設置されてい たといえる。そして、政治団体及び企業の事務所に設置されていたにすぎないから、坂 口弘子は政治団体又は企業に雇用されていたといえる。	(カ) 政務調査用事務所があつたこととされる場所には、別紙「本件議員らの事務費につ いて」の原告らの主張8(2)(イ)記載のとおり、政務調査用事務所が設置されてい たといえる。そして、政治団体及び企業の事務所に設置されていたにすぎないから、坂 口弘子は政治団体又は企業に雇用されていたといえる。
	(2)		
		(キ) 給料支払日が休日であった場合があるところ、通常の雇用関係において、休日に 給料が支払われることはないから、被告が主張するような給料支払の事実は一 つであったといえる。	(キ) 給料支払日が休日であった場合があるところ、通常の雇用関係において、休日に 給料が支払われることはないから、被告が主張するような給料支払の事実は一 つであったといえる。
		(ク) 仮に、政務調査用事務所が「博友会」という政治団体の事務所と併設されてい たとしても、政務調査用事務所の人件費であると被告が主張する費用は、「博友 会」の人件費であつた(甲シ11の1ないし3)から、調査研究に資するものでは なかつた。	(ク) 仮に、政務調査用事務所が「博友会」という政治団体の事務所と併設されてい たとしても、政務調査用事務所の人件費であると被告が主張する費用は、「博友 会」の人件費であつた(甲シ11の1ないし3)から、調査研究に資するものでは なかつた。
		(ケ) 政務調査費は、年額288万円(11月24万円)が上限となつていて、ところ、 各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外 である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に 紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは 認められない。	(ケ) 政務調査費は、年額288万円(11月24万円)が上限となつていて、ところ、 各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外 である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に 紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは 認められない。
		(コ) 別紙「本件議員らの事務費について」の原告らの主張8(2)(イ)記載のとおり、政 務調査用事務所には、併設事務所があつたから、政務調査用事務所の負担分及び 調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(コ) 別紙「本件議員らの事務費について」の原告らの主張8(2)(イ)記載のとおり、政 務調査用事務所には、併設事務所があつたから、政務調査用事務所の負担分及び 調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。
	(1)	平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の人件費欄記載の金額を政務 調査費から支出した(甲ス1ないし4)。	(1) 平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の人件費欄記載の金額を政務 調査費から支出した(甲ス1ないし4)。
		(ア) 雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実 際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されな い。	(ア) 雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実 際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されな い。
		(イ) 議員の親族の仕事内容は電話番号程度であると考えられるところ、議員の親族は、 政務調査用事務所の有無と関係なく、電話番号程度はしているから、議員の親族 に対する人件費の支出は、正当な人件費とはいえない。	(イ) 議員の親族の仕事内容は電話番号程度であると考えられるところ、議員の親族は、 政務調査用事務所の有無と関係なく、電話番号程度はしているから、議員の親族 に対する人件費の支出は、正当な人件費とはいえない。
		(ウ) 親族を雇用しなければならぬ特別の事情や必要性はないから、雇用了親族に 対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また、政務調査活動の補 助職員に親族を雇用することは不可能に近い上、議員の親族は、社会通念上、議員 活動に協力すべき立場であるから、その立場から協力した行為に給料として政務 調査費を支出することは、本件使途基準に反する(甲A19)。	(ウ) 親族を雇用しなければならぬ特別の事情や必要性はないから、雇用了親族に 対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また、政務調査活動の補 助職員に親族を雇用することは不可能に近い上、議員の親族は、社会通念上、議員 活動に協力すべき立場であるから、その立場から協力した行為に給料として政務 調査費を支出することは、本件使途基準に反する(甲A19)。
	(2)		
		(エ) 平成16年度の山本都について、年収は103万円を超えており、所得税を支払 う必要があるところ、税務申告書の写しや源泉徴収票等とその所得にかかる支払 者と金額が確認できないから、その雇用の実質がなかつたといえる。	(エ) 平成16年度の山本都について、年収は103万円を超えており、所得税を支払 う必要があるところ、税務申告書の写しや源泉徴収票等とその所得にかかる支払 者と金額が確認できないから、その雇用の実質がなかつたといえる。
		(オ) 同期間に複数の補助員の補助員を雇用し、給料を支払うことは、調査研究活動に資する必 要な経費として、社会通念上、妥当な範囲を逸脱した支出である。	(オ) 同期間に複数の補助員の補助員を雇用し、給料を支払うことは、調査研究活動に資する必 要な経費として、社会通念上、妥当な範囲を逸脱した支出である。

	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており、その必要性が合理的に説明され、雇用条件が客観的に把握できる場合には、その人件費を政務調査費から支出され、雇用条件が客観的に把握できる場合には、妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動することが認められるべきである。そして、親族に対してであるからこそ政務調査に協力するということ、他人ではない議員の雇用が必要が高率である。また、尾崎聖二議員は、年間100件を超え、道路や河川の改修工事等に関する要望や、農林水産、福祉等の県政全般にわたる住民からの意見及び希望等を受けていたところ、尾崎聖二議員は、20年近く携わってきた経験があり、県政報告書の整理、案内を適切に行い、個人情報にも十分に注意するなど、その事務処理に長い経験を生かしていたから、政務調査事務に適任であった。	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており、その必要性が合理的に説明され、雇用条件が客観的に把握できる場合には、妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動することが認められるべきである。そして、親族に対してであるからこそ政務調査に協力するということ、他人ではない議員の雇用が必要が高率である。また、尾崎聖二議員は、年間100件を超え、道路や河川の改修工事等に関する要望や、農林水産、福祉等の県政全般にわたる住民からの意見及び希望等を受けていたところ、尾崎聖二議員は、20年近く携わってきた経験があり、県政報告書の整理、案内を適切に行い、個人情報にも十分に注意するなど、その事務処理に長い経験を生かしていたから、政務調査事務に適任であった。	
(イ)	否認ないし争う。	否認ないし争う。	
(ロ)	否認ないし争う。	否認ないし争う。	
(ハ)	尾崎聖二議員は、平成17年度においては後援会の事務を兼任したため、その給料の半額を政務調査費から支出することとしており、適正な按分等がされていた。	尾崎聖二議員は、平成17年度においては後援会の事務を兼任したため、その給料の半額を政務調査費から支出することとしており、適正な按分等がされていた。	
(ニ)	認める。	認める。	
(ホ)	平成13年以降、親族でない坂口弘子を月額10万円の給料で雇用していた。	平成13年以降、親族でない坂口弘子を月額10万円の給料で雇用していた。	
(ヘ)	否認ないし争う。	否認ないし争う。	
(セ)	否認ないし争う。	否認ないし争う。	
(シ)	否認ないし争う。	否認ないし争う。	
(ス)	否認ないし争う。	否認ないし争う。	
(セ)	否認ないし争う。「博友会」においては、坂口弘子とは別の者が事務を行っており、政務調査用事務所の人件費は必要であった。	否認ないし争う。「博友会」においては、坂口弘子とは別の者が事務を行っており、政務調査用事務所の人件費は必要であった。	
(テ)	否認ないし争う。	否認ないし争う。	
(ト)	否認ないし争う。坂口弘子は政務調査専任であった。	否認ないし争う。坂口弘子は政務調査専任であった。	
	認める。	認める。	
(イ)	次の(イ)ないし(ロ)のとおり、政務調査用事務所と後援会事務所の併用で、木下議員の長男の妻である木下直子及び木下議員の親族でない山本都を雇用し、給料を支払った(乙Dス1、2)。	次の(イ)ないし(ロ)のとおり、政務調査用事務所と後援会事務所の併用で、木下議員の長男の妻である木下直子及び木下議員の親族でない山本都を雇用し、給料を支払った(乙Dス1、2)。	
(ロ)	(イ)平成15年4月分 木下直子 3万2000円(4万円の80%) 山本都 8万4000円(10万5000円の80%) (ロ)平成15年5月分ないし平成16年3月分 木下直子 3万6000円(4万5000円の80%) 山本都 7万3000円(9万1000円の80%) (ハ)平成16年度 木下直子 4万5000円(5万7000円の80%) 山本都 1万9000円(1万3000円の80%) (ニ)平成17年4月及び5月分 木下直子 7万2000円(9万円の80%) 山本都 1万7000円(2万1000円の80%)	(イ)平成15年4月分 木下直子 3万2000円(4万円の80%) 山本都 8万4000円(10万5000円の80%) (ロ)平成15年5月分ないし平成16年3月分 木下直子 3万6000円(4万5000円の80%) 山本都 7万3000円(9万1000円の80%) (ハ)平成16年度 木下直子 4万5000円(5万7000円の80%) 山本都 1万9000円(1万3000円の80%) (ニ)平成17年4月及び5月分 木下直子 7万2000円(9万円の80%) 山本都 1万7000円(2万1000円の80%)	
(イ)	木下直子は、単なる電話番号ではなく、実質的な議員の政務調査活動の補助を行い、山本都が休みのとき(土日及び祝日)には、特に活動していた。	木下直子は、単なる電話番号ではなく、実質的な議員の政務調査活動の補助を行、山本都が休みのとき(土日及び祝日)には、特に活動していた。	
(ロ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており、その必要性が合理的に説明され、雇用条件が客観的に把握できる場合には、その人件費を政務調査費から支出され、雇用条件が客観的に把握できる場合には、妻等の親族が政務調査活動に習熟し、使用効率が低いこと、他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するということ、他人ではない議員の雇用が必要が高率である。また、尾崎聖二議員は、年間100件を超え、道路や河川の改修工事等に関する要望や、農林水産、福祉等の県政全般にわたる住民からの意見及び希望等を受けていたところ、尾崎聖二議員は、20年近く携わってきた経験があり、県政報告書の整理、案内を適切に行い、個人情報にも十分に注意するなど、その事務処理に長い経験を生かしていたから、政務調査事務に適任であった。	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており、その必要性が合理的に説明され、雇用条件が客観的に把握できる場合には、その人件費を政務調査費から支出され、雇用条件が客観的に把握できる場合には、妻等の親族が政務調査活動に習熟し、使用効率が低いこと、他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するということ、他人ではない議員の雇用が必要が高率である。また、尾崎聖二議員は、年間100件を超え、道路や河川の改修工事等に関する要望や、農林水産、福祉等の県政全般にわたる住民からの意見及び希望等を受けていたところ、尾崎聖二議員は、20年近く携わってきた経験があり、県政報告書の整理、案内を適切に行い、個人情報にも十分に注意するなど、その事務処理に長い経験を生かしていたから、政務調査事務に適任であった。	
(イ)	否認ないし争う。山本都は、現に、住民からの政務調査に関する要望をまとめ、議員に報告し、調査内容の報告に関する庶務を行い、政務調査費の経理をしていた。	否認ないし争う。山本都は、現に、住民からの政務調査に関する要望をまと、議員に報告し、調査内容の報告に関する庶務を行い、政務調査費の経理をしていた。	
(ロ)	山本都は、土曜日、日曜日、及び祝日が休日であるため、それらの日には、木下直子が1人で勤務しており、給料の80%のみを政務調査費から支出していたから、2名を雇用していたことは相当であった。	山本都は、土曜日、日曜日、及び祝日が休日であるため、それらの日には、木下直子が1人で勤務しており、給料の80%のみを政務調査費から支出していたから、2名を雇用していたことは相当であった。	

13	阪部菊雄	(ウ) 別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張9(2)(ウ)記載のとおり、平成17年1月以降の経費の支出には調査研究活動以外の活動に支出された分が含まれている。また、少なくとも、同年4月及び5月分の経費については、調査研究のためのものではない。	(ウ) 否認ないし争う。
		(イ) 支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(イ) 否認ないし争う。
		(ウ) 政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ウ) 否認ないし争う。
		(ウ) 政務調査費用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張9(2)(ウ)記載のとおり、併設事務所があったから、政務調査費用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ウ) 後援会活動の状況を考慮し、給料の80%を政務調査費から支出することとし、適正に核分されていた。
14	坂本登	(1) 平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の人情費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ノ1ないし4)。	(1) 認める。
		(ウ) 雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実質の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ウ) 別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人の主張10(2)(ウ)記載のとおり、人情費の明細を明らかにできないが、適正な支出であった。
		(2)(イ) 阪部議員の被用者は、阪部議員が経営する阪部株式会社(以下「会社」という)の従業員を兼ねており、同社が人情費を負担していたといえる。	(2)(イ) 否認ないし争う。
		(ウ) 政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ウ) 否認ないし争う。
15	下川俊樹	(1) 平成16年度及び平成17年度において、別紙1の人情費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲タ1、2)。	(1) 認める。
		(ウ) 雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実質の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ウ) 和歌山県日高郡日高町の事務所では村椿悦子を、同郡美山村の事務所では玉置早苗を、同県みなべ町の事務所では安達幸治を、それぞれ雇用しており、次の(a)及び(b)のとおり給料を支払った。なお、各事務所を使用する割合が年度によって異なるため、同一事務所においても年度によって給料に差があった。
		(2)(イ) 坂本議員は、日高町及び美山村の事務所宛にそれぞれ人件費を支払ったにすぎない(乙Dタ1の1ないし12、2の1ないし12、4の1ないし4、5の1ないし12)から、被告が主張するような人件費の支出があったとはいえない。	(イ) 平成16年度 上記日高町の事務所 24万円(月額2万円) 上記美山村の事務所 60万円(月額5万円) 平成17年度 上記みなべ町の事務所 1万円 上記日高町の事務所 24万円(月額2万円) 上記美山村の事務所 36万円(月額3万円) 上記みなべ町の事務所 24万円(月額2万円)
		(ウ) 給料の支払が3か月分の後払い又は1か月分の前払いとなっていた(乙D4の1ないし4)が、給料の支払は、通常、1か月分の後払いであるから、被告が主張するような給料の支払があったとはいえない。	(ウ) 否認ないし争う。

16 須川倍行	(1)	平成15年度(同年4月を除く。)ないし平成17年度において、別紙1の人員費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ツ1ないし3)。	(1)	認める。
		雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や異除の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ア)	次の(a)ないし(c)のとおり、須川議員の妻である須川加奈子を政務調査のために雇用し、平成17年度の多忙の時期には親族ではない杉本敦子を雇用して、給料を支払った。 (a)平成15年5月ないし平成16年3月 須川加奈子 88万円(8万円×11か月) (b)平成16年度 60万円(5万円×12か月) 須川加奈子 (c)平成17年度 須川加奈子 20万円(5万円×4か月) 杉本敦子 1万2000円
		議員の親族の仕事内容は電話番程度であると考えられるところ、議員の親族は、政務調査用の事務所の有無と関係なく、電話番号程度はしているから、議員の親族に対する人件費の支出は、正当な人件費とはいえない。	(イ)	否認ないし争う。須川議員は年間200日以上地元にはいないため、須川加奈子は、単なる電話番ではなく、重要な政務調査の補助者である。
	(2)	親族を雇用しなければならぬ特別の事情や必要性はないから、雇用了親族に對する給料に政務調査費を支出することは許されない。また、政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは、いわゆるお手盛りであるし、妥当な支出であつたかどうかを検証することは不可能に近い上、議員の親族は、社会通念上、議員活動に協力すべき立場であるから、その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは、本件使途基準に反する(甲A19)。	(ウ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており、その必要性が合理的に説明され、雇用条件が客観的に把握できる場合には、その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして、妻等の親族が政務調査活動に習熟し、使用効率が低いこと、他人ではない議員の便宜であり、政務調査活動に協力すること、他人ではない議員の親族に對してであるからこそ政務調査に協力するといふ人も多いことからすれば、雇用の必要性が高いといえる。
		給料支払日が休日であった場合があるところ、通常の雇用関係において、休日に給料が支払われることはないから、被告が主張するような給料支払の事実はない。	(エ)	否認ないし争う。領収書の日付については、支払日を毎月月末と定めていたため、そのように記載した。
		須川議員の妻は、運転手としても雇用されていた(乙Dツ1、4、6)ところ、運転業務は、調査研究活動のために直接必要とはいえない。	(オ)	否認ないし争う。
		政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に給れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(カ)	否認ないし争う。
		政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務費について」の原告らの主張1.2(2)に記載のとおり、併設事務所があつたから、政務調査用事務所の負担及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(キ)	否認ないし争う。
	(1)	平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の人員費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲テ1ないし4)。	(ク)	認める。
		雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や異除の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ケ)	谷議員の義父である瀬上信一を議員活動の全般の補助者として月額8万円の給料で雇用していた。
17 谷洋一		親族を雇用しなければならぬ特別の事情や必要性はないから、雇用了親族に對する給料に政務調査費を支出することは許されない。また、妥当な支出であつたかどうかを検証することは不可能に近い上、議員の親族は、社会通念上、議員活動に協力すべき立場であるから、その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは、本件使途基準に反する(甲A19)。	(イ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており、その必要性が合理的に説明され、雇用条件が客観的に把握できる場合には、その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして、妻等の親族が政務調査活動に習熟し、使用効率が低いこと、他人ではない議員の便宜であり、政務調査活動に協力すること、他人ではない議員の親族に對してであるからこそ政務調査に協力するといふ人も多いことからすれば、雇用の必要性が高いといえる。議員活動は広範囲にわたり、政務調査には身内の協力が必要である。
	(2)	瀬上信一は、運転手としても雇用されていた(乙Dテ1)ところ、運転業務は調査研究のために直接必要な業務ではない。	(ウ)	否認ないし争う。
		給料支払日が休日であった場合があるところ、通常の雇用関係において、休日に給料が支払われることはないから、被告が主張するような給料支払の事実はない。	(エ)	否認ないし争う。
		政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に給れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(カ)	否認ないし争う。
		政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務費について」の原告らの主張1.6(2)に記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(キ)	否認ないし争う。瀬上信一は、政務調査専任であつた。
	(1)	平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の人員費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ト1ないし4)。	(ク)	認める。
		雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や異除の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ケ)	平成15年4月から平成16年6月までの間、和歌山県串本町の政務調査用事務所において、親族でない西敏彦を月額5万円の給料で、平成16年7月以降、和歌山市の政務調査用事務所において、親族でない成田朋子(旧姓岡谷)を月額5万円又は6万円で、それぞれ雇用しており、次の(a)ないし(d)のとおり、支払つた。 (a)平成15年4月 西敏彦 5万円 (b)平成15年5月から平成16年3月 西敏彦 55万3570円(5万0315円×10か月+5万0420円×1か月) (c)平成16年度 西敏彦 15万0945円(5万0315円×3か月) 成田朋子 45万2835円(5万0315円×9か月) (d)平成17年度 成田朋子 72万円(6万円×12か月)
		別紙「本件議員らの事務費について」の原告らの主張1.7(2)に記載のとおり、和歌山市の政務調査用事務所の設置の実態や外形形式はなく、成田朋子は、「高野熊野世界遺産連絡会」専用の事務員であつたといえる。	(イ)	否認ないし争う。
	(2)	給料支払日が休日であった場合があるところ、通常の雇用関係において、休日に給料が支払われることはないから、被告が主張するような給料支払の事実はない。	(ウ)	否認ないし争う。
		複数の事務所で同時に政務調査活動を行うことは不可能であり、政務調査用事務所は1か所で足りるし、選出地域の広さという理由で複数の政務調査用事務所を設置することは選挙対策のためというに等しく、複数の政務調査用事務所の設置の理由とはならない。そして、和歌山県串本町の政務調査用事務所には後援会事務所が併設されていたことからすると、当該事務所は後援会活動専用事務所であると考えられる。	(エ)	否認ないし争う。県議会議員は、県下全体の県政について様々な調査をし、議会の審議に生かすものであるから、選出地域以外にも複数の政務調査用事務所を設置するのは当然である。
18 玉置公良		政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に給れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(カ)	否認ないし争う。

[illegible]

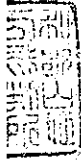
		雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ア)		平成15年5月に月額15万円で寒川治を、同年7月から平成18年3月までの間に月額10万円又は11万円で十河しのぶを、平成16年4月から平成17年3月までの間に非常勤として月額5万円で入口誠を、平成18年1月から同年3月までの間に非常勤として月額15万円で同人を、それぞれ雇用しており、次の(a)ないし(c)のとおり支出した(乙Dフ1ないし18)。なお、花田議員は、控えめに80%のみを計上した。 (a)平成15年5月から平成16年3月 寒川治 15万円(15万円×1か月) 十河しのぶ 81万円(99万円[111万円×9か月]の一部) なお、平成15年度の政務調査費収支報告書の「5～6月分 150,000」の記載は、15月分 150,000の限りである(乙Dフ15)。 (b)平成16年度 十河しのぶ 96万円(120万円[10万円×12か月]の80%) 入口誠 48万円(60万円[5万円×12か月]の80%) (c)平成17年度 十河しのぶ 96万円(120万円[10万円×12か月]の80%) 入口誠 36万円(45万円[15万円×3か月]の80%) 政務調査のための現地調査等のために入口誠を雇用し、収集した資料の整理及び保管や、事務処理等のために十河しのぶを採用していた。また、花田議員が、一級取組で、「観光資源としての高野権神スカイライン」を取り上げた際に、現地調査要員として1か月の間の寒川治を雇用した。したがって、各被用者は、花田議員の政務調査活動にとって必要な補助者であった。
23	花田健吉		(2)	(イ)	同期間に複数の補助員を雇用し、給料を支払うことは、調査研究活動に資する必要な経費として、社会通念上、妥当な範囲を逸脱した支出である。 (ウ) 支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。 (エ) 政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。 (オ) 政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張1.5(2)(記)記載のとおり、併設事務所があるところ、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。
		平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の人員費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ヘ1ないし4)。	(1)		認める。 次の(a)ないし(d)のとおり、平成15年4月から平成18年3月までの間、三林雅代は、後援会事務局が政務調査用事務所へ開設されていたためであり、原告らが問題とする期間内においては、後援会その他の政治活動はほとんどなかった。そして、三林雅代及び平越久子は、政務調査用事務所内で、専ら政務調査活動に従事していた。 (a)平成15年4月分 三林雅代 8万円(8万円×1か月) 平越久子 7万円(7万円×1か月) (b)平成15年5月分ないし平成16年3月分 三林雅代 88万円(8万円×11か月) 平越久子 77万円(7万円×11か月) (c)平成16年度 三林雅代 96万円(8万円×12か月) 平越久子 84万円(7万円×12か月) (d)平成17年度 三林雅代 96万円(8万円×12か月) 平越久子 84万円(7万円×12か月) 否認しないし争う。雇用契約書の業務内容として、政治活動等が記載されていたのは、後援会事務局が政務調査用事務所へ開設されていたためであり、原告らが問題とする期間内においては、後援会その他の政治活動はほとんどなかった。そして、三林雅代及び平越久子は、政務調査用事務所内で、専ら政務調査活動に従事していた。 否認しないし争う。平越久子は、平成16年度において、自宅に詰めて勤務していたわけではなく、週に1ないし2回は政務調査用事務所に出動し、それ以外は自宅で昼夜を問わず、電話や来客の対応をし、秘書的な事務をしてきた。政務調査活動及びその補助事務は、単に政務調査用事務所の部屋内にとどまるものではなく、政務調査用事務所内に常駐しなければ政務調査活動の補助者と認められないものではない。 否認しないし争う。平越久子は、平成16年度において、自宅に詰めて勤務していたわけではなく、週に1ないし2回は政務調査用事務所に出動し、それ以外は自宅で昼夜を問わず、電話や来客の対応をし、秘書的な事務をしてきた。政務調査活動及びその補助事務は、単に政務調査用事務所の部屋内にとどまるものではなく、政務調査用事務所内に常駐しなければ政務調査活動の補助者と認められないものではない。 否認しないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており、その必要性が合理的に説明され、雇用条件が客観的に把握できる場合には、その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして、妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合、その期間は長く、便宜であり、政務調査活動に習熟し、使用効率が高いこと、他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するという人も多いことからすれば、雇用の必要性が高いといえる。平越久子は、週に1ないし2回、政務調査用事務所に出る日を除き、自宅を除き、自宅で昼夜を問わず、来客や電話等に努めており、秘書的な事務を実際に行っていたところ、そのような事務は、平越議員の妻であるからこそできるものである。 (イ) 否認しないし争う。 (ロ) 否認しないし争う。
		別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの主張2.6(2)(イ)記載のとおり、後援会など活動しておらず、三林雅代は、政務調査事務所内に専属で働いており、その活動すべてが政務調査活動のためのものであった。また、平越久子は、政党支部の事務を行っていた。	(ウ)		認める。
24	平越孝哉		(1)		平成15年5月から平成18年3月までの間に和玉さと子を、平成15年5月から同年8月までの間に榎木ひろみを、それぞれ政務調査活動の補助員として雇用し、次の(a)ないし(c)のとおり支出した(乙Dホ1ないし7)。 (a)平成15年5月から平成16年3月 和玉さと子 110万円(10万円×11か月) 榎木ひろみ 20万円(5万円×4か月) (b)平成16年度 和玉さと子 96万円(8万円×12か月) (c)平成17年度 和玉さと子 96万円(8万円×12か月) 和玉さと子 96万円(8万円×12か月) 和玉さと子 96万円(8万円×12か月)
		雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ア)		平成15年5月5日付で、別紙1の人員費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ホ1ないし3)。
		平成15年度(同年4月を除く。)ないし平成17年度において、別紙1の人員費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ホ1ないし3)。	(1)		認める。

25 藤山将材	(2)	(イ)	和玉さんと子の雇用契約では、勤務場所が藤山議員の自宅とされていた(乙Dホ1、2)から、和玉さんと子が、平成17年1月以降に自宅とは別に設置されたという政務調査用事務所勤務していたとはいえない。	(イ)	和玉さんと子は、平成16年4月1日以降、期間を限定せずに雇用するようになったところ、その間に、政務調査用事務所の場合が自宅から移転した点につき雇用契約上反映されていなかったため、被用者の勤務先も移転したことは明らかである。
		(ウ)	同期間に複数の補助員を雇用し、給料を支払うことは、調査研究活動に資する必要な経費として、社会通念上、妥当な範囲を逸脱した支出である。なお、当選後の混乱は、政務調査活動とは関係がない。	(ウ)	政務調査のための事務員が1名でなければならぬという社会通念はなく、藤山議員が当選した平成15年4月の後の数か月間は混乱もあったため、2名を雇用したのは何ら不当ではない。
		(ロ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ロ)	否認しないし争う。
		(ハ)	政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張(別紙116(2)記載)のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所を負担及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ハ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの主張116(2)記載のとおり、後援会の活動は、ほとんど行われておらず、それがあつたとしても、藤山議員の母や妹らが行っており、和玉さんと子及び松本ひろみは政務調査活動の補助に専念していたから、人件費全額につき政務調査費を支出したことは相当である。
	(1)	(1)	平成15年度(同年4月を除く。)ないし平成17年度において、別紙1の人物費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲マ1ないし3)。	(1)	認める。
		(イ)	雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、被告主張の支出は許されない。	(イ)	平成15年8月6日から和田潤を時給800円で雇用していた。なお、平成15年度分については、政務調査用事務所設置により、1か月25日の出勤という過密な勤務であったことから、別途年末手当8万円を支払った。具体的には、次の(a)及び(b)のとおり、給料を支払った。 (a)平成15年度 88万円(800円×5時間×25日×8か月÷8万円) (b)平成16年度及び平成17年度 それぞれ72万円 なお、雇用契約によれば、年96万円(800円×5時間×20日×12か月)になるが、政務調査費に限りがあるため、和田潤に依頼して、月額6万円の支給で了承してもらった。
	(2)	(イ)	雇用契約(乙Dマ1)によれば、和田潤の勤務日数が、平成15年度は1か月に25日、それ以外の年度は1か月に20日と定まった日数になることはあり得ず、勤務時間が1日5時間ではなく4時間であったから、被告主張の賃料支払がされたとはいえない。	(イ)	否認しないし争う。給料の支払については、拘束時間を基に計算して適正に支出した。
		(ウ)	給料支払日が休日であった場合があるところ、通常の雇用関係において、休日に給料が支払われることはないから、被告が主張するような給料支払の事実はないといえる。	(ウ)	否認しないし争う。給料の受領日が休日となっていた場合があるのは、前川議員と和田潤の額合が合った日に給料を渡していたからである。
		(ロ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ロ)	否認しないし争う。
		(ハ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張117(2)記載のとおり、政務調査用事務所では政治活動もされており、政務調査用事務所には政党支部の事務所が併設されていた。したがって、前川議員が雇用していたとされる和田潤は、政党支部専用の事務職員であつたと考えられるし、そうでなかったとしても、政党支部活動の事務の補助もしていたと考えられるから、和田潤への給料の支払については、政務調査活動の負担分を超えたものである。	(ハ)	否認しないし争う。
26 前川勝久	(1)	(1)	平成15年度(同年4月を除く。)ないし平成17年度において、別紙1の人物費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ミ1ないし3)。	(1)	認める。
		(イ)	雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(イ)	平成15年5月から、前芝議員の姉である塩津和美を雇用し、その勤務時間は通常午前10時から午後4時までであった。また、平成16年度においては、同年11月から、芝正宏を運転手として雇用し、資料作成のために随時で山村理佳を雇用した。具体的には、次の(a)ないし(c)のとおり給料を支払った。 (a)平成15年度 塩津和美 88万円(8万円×11か月) (b)平成16年度 塩津和美 96万円(8万円×12か月) 芝正宏 10万円(2万円×5か月) 山村理佳 8000円 (c)平成17年度 塩津和美 96万円(8万円×12か月) 芝正弘 24万円(2万円×12か月)
		(ウ)	議員の親族の仕事内容は電話番程度であると考えられるところ、議員の親族は、政務調査用事務所の有無と関係なく、電話番程度はしているから、議員の親族に対する人件費の支出は、正当な人件費とはいえない。被告が主張する塩津和美の業務は、調査研究活動の補助ではなく、議員の日常的な事務にすぎない。	(ウ)	塩津和美の業務内容は、議会から送られてくる書類の整理、確認、新聞の切り抜き(特に、観光や福祉の分野)等が中心であり、前芝議員の調査研究の補助のために必要であった。
	(2)	(イ)	親族を雇用しなければならぬ特別の事情や必要性はないから、雇用了親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また、政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは、いわゆるお手盛りであるし、妥当な支出であつたかどうかを検証することは不可能に近い上、議員の親族は、社会通念上、議員活動に協力すべき立場であるから、その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは、本件使途基準に反する(甲A19)。前芝議員の自宅であつた政務調査用事務所が、第三者を雇用できるような事務所ではなかったのであれば、自宅と区別されて調査研究活動に使用されていた実態のある事務所ではなかったといえるから、塩津和美が調査研究活動を補助していたとはいえない。	(イ)	否認しないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており、その必要性が合理的に説明され、雇用条件が客観的に把握できる場合には、その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして、妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合、その期間が長く、便宜であり、政務調査活動に習熟し、使用効率が高いこと、他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するといふ人も多いことからすれば、雇用の必要性が高いといえる。親族を雇用したのは、見取り図(乙Dミ12)のとおり、政務調査用事務所が前芝議員の自宅にあつたため、第三者を雇用して事務に当たらせることが事実上困難だったからである。
		(ロ)	運転手の雇用は、一般的に調査研究活動に直接必要な経費とはいえない。	(ロ)	否認しないし争う。
		(ハ)	給料支払日が休日であった場合があるところ、通常の雇用関係において、休日に給料が支払われることはないから、被告が主張するような給料支払の事実はないといえる。	(ハ)	否認しないし争う。
		(ウ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ウ)	否認しないし争う。
		(ロ)	政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張29(2)記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所を負担及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ロ)	否認しないし争う。別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの主張29(2)記載のとおり、政務調査用事務所併設されていた政党支部及び後援会は、実質的に活動していなかった。
	(1)	(1)	平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の人物費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ム1ないし4)。	(1)	認める。
		(イ)	雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(イ)	平成15年度ないし平成17年度において、松本の親族ではない上山正宏及び今村加代を雇用しており、両名の勤務時間は平日の午前9時から午後5時までの間で、その業務内容は議員視察時の付添や補助、資料の作成、電話や来客の応対等であつた。上山に対しては月額17万円の給料及び賞与60万円を、今村に対しては月額8万円の給料及び賞与20万円を支払った(年間総額380万円)。両名は、後援会事務所の事務にも従事していたことから、その給料のうち、平成15年度においては120万円、平成16年度及び平成17年度においてはそれぞれ96万円を政務調査費から支出した(乙Dム1ないし12)。
27 前芝雅詞		(イ)	別紙「本件議員らの事務所についての当事者の主張」の原告らの主張18(2)記載のとおり、松本議員の後援会事務所には、政務調査用事務所が併設されていた。	(イ)	否認しないし争う。
		(ウ)	給料支払日が休日であった場合があるところ、通常の雇用関係において、休日に給料が支払われることはないから、被告が主張するような給料支払の事実はないといえる。	(ウ)	否認しないし争う。

28 松本貞次	(2)	同期間に複数の補助員を雇用し、給料を支払うことは、調査研究活動に資する必要な経費として、社会通念上、妥当な範囲を逸脱した支出である。	(2)	政務調査活動の補助者をどの程度利用するかは、支給額の範囲内において各議員の判断に委ねられているから、同時に2名を雇用していたとしても、問題はな
	(イ)	被告主張の人件費は、金銭出納帳(乙エム1)に記載されているとおり、松本議員の後援会の人件費であった。	(イ)	金銭出納帳(乙エム1)は、松本議員の政治活動全般に関する支出や、その他の個人的な支出の大部分につき、備忘録として書き留めたものであり、後援会の金銭出納帳ではない。
	(ウ)	支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(ウ)	否認ないし争う。政務調査費収支報告書記載額が政務調査に係る支出の一部にとどまっていることは、証拠上明らかである(乙D△1ないし12の14)。
	(イ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(イ)	否認ないし争う。
	(ウ)	政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張118(2)に記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ウ)	否認ないし争う。
	(イ)	被告主張の按分には具体的根拠がなく、事務費の平成16年度と平成17年度との按分率の違いや、事務費と人件費との按分率の違いからすれば、恣意的な按分である。	(イ)	政務調査活動における事務内容の実態と議員の雇用実態が異なることは当然でありうるから、事務費と人件費の按分率が異なるのは自然なことである。
	(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲メ1、2)。	(1)	認める。
	(イ)	雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(イ)	平成16年度に人件費として計上していた5万円及び平成17年度に人件費として計上していた12万円は、いずれも、工事箇所表の整理や臨時の現地調査のための運転依頼に対する謝礼として商品券を交付したものである。なお、恒常的に運転手を雇用していたのではない。
29 町田亘	(2)	監査結果(甲A3)によれば、平成17年度の支出は、「謝礼」として調査研究費へ修正計上された(甲A4)というが、当該「謝礼」は、調査研究活動に資するために必要な経費でなかったから、修正計上も政務調査費の支出も許されない。2年間も調査研究費を人件費に誤計上していたというのは不自然であり、収支報告書が修正されたのが監査の対象とされた平成17年度分のみであったことからすれば、その修正は監査を逃れるためのものである。	(イ)	平成19年7月11日付で調査研究費に修正報告をした。
	(ウ)	運転依頼に対する謝礼であれば、人件費に該当するところ、運転手の雇用経費に政務調査費を支出することは許されない。	(ウ)	否認ないし争う。
	(イ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(イ)	否認ないし争う。
	(1)	平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲モ1ないし4)。	(1)	認める。
	(イ)	雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(イ)	平成15年度、平成16年6月、及び同年11月11月は月額8万円、向井議員の息子の妻である向井景子を、平成15年4月以降は時給800円で東和秀を、平成15年6月以降は時給800円で前田嘉子を、それぞれ雇用し、そのほか、臨時で2名を雇った。具体的には、次の(イ)ないし(ウ)のとおり、給料を支払った。
30 向井嘉久蔵	(2)	政務調査用と被告が主張する事務所は、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張19(2)に記載のとおり、調査研究活動外の目的の事務所であるといえる。	(イ)	否認ないし争う。向井景子は、向井議員の息子の妻であり、資料や書面の作成等の政務調査補助をしていた。
	(イ)	向井景子については、議員の親族の仕事内容は電話番号程度であると考えられるところ、議員の親族は、政務調査用の事務所の有無と関係なく、電話番号程度はしているから、議員の親族に対する人件費の支出は、正当な人件費とはいえない。	(ウ)	否認ないし争う。向井景子は、向井議員の息子の妻であり、資料や書面の作成等の政務調査補助をしていた。
	(ウ)	向井景子につき、親族を雇用しなければならぬ特別の事情や必要性はないから、雇用した親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また、政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは、いわゆるお手盛りであるし、妥当な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上、議員の親族は、社会通念上、議員活動に協力すべき立場であるから、その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは、本件使途基準に反する(甲A19)。	(イ)	否認ないし争う。
	(イ)	東和秀は、勤務場所が、被告主張の政務調査用事務所の場合と異なっており、政務調査用事務所勤務せず、調査研究活動外の事務の補助をしていたといえる(乙Dモ1)。	(イ)	否認ないし争う。
	(ウ)	給料支払日が休日であった場合があるところ、通常の雇用関係において、休日に給料が支払われることはないから、被告が主張するような給料支払の事実はなかったといえる。	(ウ)	否認ないし争う。
	(イ)	同期間に複数の補助員を雇用し、給料を支払うことは、調査研究活動に資する必要な経費として、社会通念上、妥当な範囲を逸脱した支出である。	(イ)	否認ないし争う。
	(ウ)	支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(ウ)	否認ないし争う。
	(イ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となっているところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(イ)	否認ないし争う。
	(ウ)	政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張119(2)に記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ウ)	否認ないし争う。
	(1)	平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ヤ1ないし4)。	(1)	認める。
	(イ)	人件費は、次の(イ)ないし(ウ)のとおりであった。	(イ)	認める。
	(ウ)	雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(イ)	平成15年4月 人件費は、次の(イ)ないし(ウ)のとおりであった。 (a)平成15年4月 藤原圭子 5万1500円 (b)平成15年5月ないし平成16年3月 森裕美子 17万3400円 藤原圭子 48万3400円 稲岡義一 31万8000円 山口義一 2万9700円 (c)平成16年度 森裕美子 69万6600円 稲岡義一 16万7400円 (d)平成17年度 森裕美子 61万4400円

31 森正樹	(イ)	政務調査用事務所が設置されているという建物は、別紙「本件議員らの事務所費用者」の原告らの主張20(2)に記載のとおり、住居であったから、その被用者は調査研究活動の補助をしていたとはいえない。	(イ)	否認ないし争う。
	(ウ)	議員の親族の仕事内容は電話審度度であると考えられるところ、議員の親族は、政務調査用の事務所の有無と関係なく、電話審度度とはいえない。	(ウ)	補助参加人森の妻である森裕美子は、政務調査用事務所に於いて、電話の受付業務だけでなく、米客との応対、政務調査に必要な資料の収集及び作成と幅広く政務調査活動の補助をしていた。そして、同人が行っていた電話の受付業務は、家事を行いつながる片手間で電話の応対をするというようなものではなく、自宅から離れた政務調査用事務所に出勤して、業務として行っていたものであるから、電話審度度などといえるものではない。
	(2)	親族を雇用しなければならぬ特別の事情や必要性はないから、雇用了親族に補助する給料に政務調査費を支出することは許されない。また、政務調査活動の補助に必要となることは、いわゆるお手盛りであるし、妥当な支出であつたかどうかを検証することは不可能に近い上、議員の親族は、社会通念上、議員活動に協力すべき立場であるから、その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは、本件使途基準に反する(甲A19)。	(2)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており、その必要性が合理的に説明され、雇用条件が客観的に把握できる場合には、その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして、妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合、その期間が長く、便宜であり、政務調査活動に習熟し、使用効率が高いこと、他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するということ人も多いことからすれば、雇用の必要性が高いといえる。
	(ウ)	給料支払日が休日であった場合があるところ、通常の雇用関係において、休日に給料が支払われることはないから、被告が主張するような給料支払の事実はない。	(ウ)	否認ないし争う。雇用契約書は、平成15年ないし平成17年の雇用の実情に応じて取り決められたものではなく、雇用契約書の「休暇」欄に「随時」と記載されているように、被用者は、実際には、休日に出勤することもあり、その月の最後の出勤日に給料を支払っていたため、支給日が休日となる場合があった。
	(ウ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となつていて、ところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ウ)	否認ないし争う。
	(ウ)	政務調査用事務所に於いて、別紙「本件議員らの事務所費用」の原告らの主張20(2)に記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ウ)	被用者は、すべて政務調査専任であつたため、按分負担の必要はない。また、別紙「本件議員らの事務所費用」の被告又は補助参加人らの主張20(2)に記載のとおり、政務調査用事務所の後援会活動はほとんどなく、仮にあったとしても、その事務はすべて補助参加人森自身が行っており、森裕美子が後援会活動を補助していたことはないとはいえないから、森裕美子に係る人件費につき、政務調査費の負担を按分する必要はない。
	(1)	平成16年度及び平成17年度において、別紙1の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ヨ1, 2)。	(1)	認める。
	(ウ)	雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ウ)	人件費は、次の(イ)及び(ウ)のとおりであつた。 (イ)平成16年度 辻裕子 40万円×平成16年4月から同年9月までの6か月+10万円×平成16年10月の1か月。乙Dヨ9) 高垣美鈴 11万円(4万円×平成16年11月の1か月+7万円×平成16年12月の1か月。乙Dヨ7) 和田知子 10万円(5万円×平成16年11月及び同年12月の2か月。乙Dヨ8) なお、これらの合計額61万円のうち37万円を政務調査費収支報告書に記載した。 (ウ)平成17年度 高垣美鈴 35万円(5万円×平成17年9月から平成18年3月までの7か月。乙Dヨ3) 岩上勝則 40万円(10万円×平成17年12月から平成18年3月までの4か月。乙Dヨ4) 大西和子 20万円(10万円×平成17年12月から平成18年1月までの2か月。乙Dヨ5) 東山恵子 10万円(10万円×平成18年2月の1か月。乙Dヨ6) なお、これらの合計額105万円のうち35万円を政務調査費収支報告書に記載した。
	(2)	別紙「本件議員らの事務所費用について」の原告らの主張21(2)に記載のとおり、政務調査用事務所に設置されていると被告が主張する事務所は、後援会専用の事務所であつた。現に、高垣美鈴、岩上勝則、大西和子、東山恵子、及び和田知子は、山下直也議員の後援会に雇用されていた(乙Dヨ3の1ないし4, 4の1ないし3, 5の1・2, 6, 7の1・2, 8の1・2)。	(2)	(イ)否認ないし争う。 (ウ)否認ないし争う。
	(ウ)	平成16年ないし平成17年において、政務調査用事務所に併設されている政党支部及び後援会が、人件費等を支出していた(甲ヨ3の1・2)から、政務調査用事務所の人件費である被告が主張する費用は、調査研究に資するものではなかったし、政務調査用事務所が負担したものでなかった。	(ウ)	否認ないし争う。
32 山下直也	(イ)	支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づき主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(イ)	否認ないし争う。
	(ウ)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となつていて、ところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ウ)	否認ないし争う。
	(ウ)	政務調査用事務所に於いて、別紙「本件議員らの事務所費用について」の原告らの主張21(2)に記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ウ)	否認ないし争う。
	(1)	平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲ラ1ないし4)。	(1)	認める。
	(ウ)	雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	(ウ)	平成14年9月から月額8万円の給料で宮井悦子を雇っており、そのうち平成15年4月分の給料については、多忙であつたため、別途5000円を上乗せした。
	(イ)	宮井悦子は、監理業務及び山田議員の一般事務を補助するために雇用されていた(乙Dラ1, 2)から、調査研究活動を補助するための被用者ではなかった。	(イ)	否認ないし争う。
	(ウ)	平成16年ないし平成17年において、政務調査用事務所に併設されている政党支部及び後援会が、人件費等を支出していた(甲ラ5の1ないし3, 6の1ないし3)から、政務調査用事務所の人件費であると被告が主張する費用は、調査研究に資するものではなかったし、政務調査用事務所が負担したものでなかった。	(ウ)	否認ないし争う。
	(2)	政務調査費は、年額288万円(1か月24万円)が上限となつていて、ところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(2)	否認ないし争う。
	(ウ)	政務調査用事務所に於いて、別紙「本件議員らの事務所費用について」の原告らの主張23(2)に記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ウ)	否認ないし争う。
	(ウ)	政務調査用の雇用契約と政治活動用の雇用契約が別個であつたとしても、各契約に基づき勤務は区別できず、それを区別して勤務を指示することはできない。	(ウ)	政務調査用の雇用契約と政治活動用の雇用契約とは別個であり、政務調査用の雇用契約については政務調査専用であつた。
33 山田正彦	(2)			
	(イ)		(イ)	否認ないし争う。

34 吉井和順	(1)	平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の person 費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲リ1ないし4)。	(1)	認める。
		雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	ア	平成13年4月以降、月額8万円で岡本丁子を雇用しており(乙ドリ1)、各年度において、96万円を政務調査費から支出した(乙ドリ2ないし5)。
		別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張23(2)(イ)(ロ)記載のとおり、政務調査用事務所が設置されていた。	イ	別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの主張23(イ)(2)(イ)記載のとおり、政務調査用事務所は、吉井議員の母である吉井時子所有の建物を賃借して設置していた。
		被告から提出された「事務費(人件費)支払書・受領書」と題する資料(乙ドリ2の1ないし12、3の1ないし12、4の1ないし11、5)につき、支払先欄記載の「岡本丁子」の字体が、受領書の氏名欄記載の「岡本丁子」の字体と同一であるから、支払先を記入すべき吉井議員が作出した資料であるといえる。	ロ	否認しないし争う。「事務費(人件費)支払書・受領書」(乙ドリ2の1ないし12、3の1ないし12、4の1ないし11、5)につき、支払先欄と受領欄記載の「岡本丁子」の字体が同一であるのは、いずれも、吉井議員の指示により、岡本丁子が記載したためである。
	(2)	給料支払日が休日であった場合があるところ、通常の雇用関係において、休日に給料が支払われることはないから、被告が主張するような給料支払の事実はない。	ハ	日付がすべて月末となっているのは、政務調査費の清算を月ごとに行っていたため、岡本丁子に依頼して、雇用契約書に基づき、画一的に支給日を月末となるよう記入してもらっただけである。
		平成15年度ないし平成17年において、政務調査用事務所に併設されている政党支部及び政治団体が、人件費等を支出していた(甲リ11の1ないし3)から、政務調査用事務所の人件費であると被告が主張する費用は、調査研究に資するものではなかったし、政務調査用事務所が負担したものでなかった。	ニ	否認しないし争う。
		政務調査費は、月額288万円(1か月24万円)が上限となっていたところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	ホ	否認しないし争う。
		政務調査用事務所には、別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張23(2)(ロ)記載のとおり、併設事務所があるから、政務調査用事務所の負担及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	ヘ	否認しないし争う。
	(1)	平成15年度ないし平成17年度において、別紙1の person 費欄記載の金額を政務調査費から支出した(甲リ1ないし4)。	1	認める。
		雇用契約書の有無、源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく、支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから、政務調査費の支出は許されない。	ア	親族でない長田洋治及び北野正紀を政務調査専用に雇用し、月に3回ないし4回必要などきに出勤してもらい、長田に対しては月額1万5000円を、北野に対しては月額1万円を、それぞれ給料として支払った。なお、平成15年度においては、多忙の時期に、長田に対し、2万5000円多く支払った。
35 和田正人		電話番号、交通費、雑費等(甲リ1、2)の費用については、調査研究活動のため	イ	否認しないし争う。
		政務調査用事務所を賃借していたのは平成17年8月31日までであるから、同年9月から平成18年3月までの間の person 費は発生していなかった。	ロ	平成17年9月以降は、自宅に政務調査用事務所を設け、長田洋治及び北野正紀を引き続き、資料作成や調査内容の確認等のため、必要などきに来てもらう形で雇用していた。
	(2)	支出内容等に関する被告の主張は、政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており、政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づき主張ではないから、そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	ハ	否認しないし争う。
		政務調査費は、月額288万円(1か月24万円)が上限となっていたところ、各支出を順次行い、上限額を超えて支出された費用は、政務調査費の支出対象外である。そして、その支出対象外の経費が特定できない場合、いずれかの経費に紛れていると考えられるから、すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	ヘ	否認しないし争う。



これは正本である。

平成 25 年 / 月 29 日

和歌山地方裁判所民事部

裁判所書記官

山崎 智

引

